

第524回（定例）福崎町議会会議録

令和8年3月18日（水）

午前9時30分開議

○令和8年3月18日、第524回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	中田貴子	8番	田中康智
2番	牛尾成利	9番	住谷庸子
3番	牛尾雅一	10番	北山智恵
4番	大住文子	11番	前川裕量
5番	三輪一朝	12番	城谷英之
6番	吉高平記	13番	植岡茂和
7番	小林博	14番	竹本繁夫

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 局長 澤田和也 主 事 阿保佑夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎吉晴	副 町 長	近藤博之
教 育 長	高橋涉	公営企業管理者	福永聡
技 監	津田知宏	町参事兼総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税 務 課 長	岡本昌文
地域振興課長	成田邦造	住 民 生 活 課 長	山本克典
福祉課長	小幡伸一	ほけん年金課長	西村由紀子
農林振興課長	山下勝功	まちづくり課長	増山剛
上下水道課長	橋本繁樹	会 計 管 理 者	福永知美
学校教育課長	吉高美鈴	社 会 教 育 課 長	木ノ本雅佳

○議事日程

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

第1号	9番	住谷庸子	(1) 耕作放棄地問題と農地課題について (2) マイナンバーカード・マイナ保険証の普及・利活用について (3) 地域支え合い会議について
第2号	2番	牛尾成利	(1) 令和8年度当初予算（案）について (2) 第7次行政改革について (3) ごみの有料化について (4) AI、生成AIの活用について (5) リチウムイオン電池の処理について

第3号	1番	中田貴子	(6) 福崎町お知らせシステムについて (1) 公共施設について (2) 防災対策について
第4号	8番	田中康智	(1) 令和8年度予算について (2) 広報の充実について (3) 選ばれる町への道筋について
第5号	13番	植岡茂和	(1) 都市計画道路について (2) 前回質問
第6号	6番	吉高平記	(1) コミュニティ・スクールについて (2) 行政改革について
第7号	10番	北山智恵	(1) 地産地消について (2) 耕作放棄地について (3) 新規就農（特に若者について） (4) 耕作放棄地、放棄地予備軍と新規就農者をマッチングさせる取組は可能か

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
 ただいまから本日の会議を開きます。
 ただいまの出席議員数は14名でございます。
 定足数に達しております。
 それでは、これより本日の日程に入ります。
 本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。
 1番目の質問者は、住谷庸子議員であります。
 質問の項目は
 1、耕作放棄地問題と農地課題について
 2、マイナンバーカード・マイナ保険証の普及・利活用について
 3、地域支え合い会議について
 以上、住谷議員。

住谷庸子議員 皆さん、おはようございます。議席番号9番の住谷庸子でございます。議長の許可を得て、通告に基づき質問させていただきます。

今回の質問内容は、耕作放棄地問題、農地管理、マイナンバー利活用、地域支え合い会議の在り方について質問させていただきます。

まず初めに、耕作放棄地問題についてです。

日本における耕作放棄地は、農業の後継者不足や高齢化などを主な原因として増え続けてきました。この問題は、日本各地で深刻化しています。皆さんもご承知のとおり、耕作放棄地とは、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を栽培せず、今後も農家の意思で再び栽培する意思のない土地と定義されています。

広がる耕作放棄地をそのままにしておくと、地域社会や環境にも悪影響を及ぼします。土地の荒廃が進み、地域の活力が失われてしまう現状に、私たちは今後

どう対応していくべきなのでしょう。

耕作放棄地の増加を防ぐためには、複合的なアプローチが必要です。主な対策として、農地の有効活用や維持管理していくための仕組みの導入、農業を継続しやすくする支援が挙げられます。

福崎町においても、耕作放棄地対策として地域計画の策定や支援補助金等の活用を推進していると思いますが、地域住民にはこのような対策や取組が周知されていない現状があると感じています。

最初の質問です。町内の耕作放棄地の実態調査はいつされましたか。

農林振興課長 調査ですが、例年、8月の農業委員会におきまして、耕作放棄地などの確認を行うため、農地パトロールを実施しております。令和7年度につきましては、8月28日、29日の2日間で実施しております。

また、その後ですが、所有者に対して作付の意向確認書、こちらを送付しております。

住谷庸子議員 耕作放棄地の現状と面積についてお伺いします。

農林振興課長 耕作放棄地でございますが、農地パトロールなどにもよりまして、耕作放棄地の解消が図られた、そういった農地もございまして、新たにまた耕作放棄地となる農地もございまして、ここ数年ですが、町内の耕作放棄地、こちらは約10ヘクタール前後となっております。

住谷庸子議員 それでは町内の農地面積はどのくらいですか。内訳についてですが、水田と畑作の割合はどうなっていますか。

農林振興課長 農地面積でございますが、令和7年の12月末現在、こちらで789.2ヘクタールとなっております。

また割合についてでございますが、水田が約9割、畑が約1割という状況でございます。

住谷庸子議員 思っている以上に水田が多いということが分かりました。

次に、耕作放棄地に関する住民からの相談件数と、その苦情内容についてお伺いします。

農林振興課長 耕作放棄地に関しましてご質問というか苦情が多いのは、草刈りの依頼というふうになってございます。そのほか、所有農地の適正な管理を行うため、担い手を紹介してほしいとか、そういった様々な相談がございまして。この草刈り依頼と農地の管理に関する相談につきましては、例年20件程度がございまして、令和6年度におきましては24件、令和7年度は8件の相談がございました。

住谷庸子議員 農業振興地域内にも耕作放棄地があります。様々な要因で、本来の目的が果たされていない状態があります。見た目では、もはや農地にすら見えない土地もあります。この現状を町はどう認識していますか。また、課題としてどのようなのが考えられますか。

農林振興課長 この農地の管理につきましては、農地所有者の方々の義務となっておりますので、耕作放棄地にならないよう、農地所有者の方々に対応していただく、こういったことが基本になってくるものというふうに考えております。

しかしながら、個人での対応ではなかなか難しくなっていることも確かだと思います。そのような現状の中で、各集落、また農区では、この農地を守っていくために、多面的機能支払交付金、こちらなどを活用しながら運営されている団体などもございまして、町としましては、できる範囲内にはなるんですが、このような団体への活動支援などを今後も行っていければというふうに考えてございます。

課題でございますが、今後さらに相続が未登記で農地所有者が不明になってい

る場合や、農地所有者が遠方で連絡が取りづらくなってくるなどの要因で管理が行き届かなくなる農地、また集落での担い手不足などによりまして管理ができなくなってくる農地、これらの農地が増えていくことが考えられまして、その対応が課題だというふうに考えております。

住谷庸子議員 相続未登記問題は私も心配しているところです。相続人が農地は要らないといっって相続放棄をして未登記状況になってしまうケースがあります。それが何年も続くと、孫、ひ孫と代が変わり、余計ややこしくなり、所有者不明の農地の増加につながります。2024年4月より相続登記が義務化され、正当な理由なく怠ると罰則の対象になると聞きました。これにより未登記問題の減少につながればと思います。

以前は耕作放棄地再生利用緊急対策交付金といった制度があったと思います。この制度は、耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者などが対象で、要件としては農振農用地で区域内の農地であること、5年以上の耕作が見込まれることなどが要件と記憶しています。この交付金の利用状況はどうだったのでしょうか。また、この交付金に該当するような制度はありますか。あるのであれば、その要件、利用状況はどうかお伺いいたします。

農林振興課長 この耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、こちらにつきましては国事業でありましたが、言われましたように平成30年度末をもって廃止されてございます。この交付金の利用状況でございますが、平成24年度に町内では1営農法人にて活用されました。そのみでございます。

代わるものでございますが、現在は県事業、農地有効活用総合対策事業がございまして、その中の耕作放棄地再生・活用支援というものが行われております。この事業でございまして、遊休農地や再生利用が困難な農地、こちらを農地中間管理機構を通じて借り受けて再生する、そういった場合にかかる費用を支援するものでございまして、町として、要望調査時に地域の担い手の方々に、また利活用者になり得るような営農組織及び認定農業者の方々に対して照会を行ってございますが、今のところそういったような申請はございません。

そのほか、町独自の施策といたしましては、不作付地耕作支援補助金といった制度がございまして、こちらは3年以上作付を行っていない農地、こちらを借り受け、水稲などを作付されました耕作者に対しまして、1年目に1反1万円、3年目に1反5,000円、合わせまして1反当たり1万5,000円の補助をする制度でございまして、直近の令和6年度においてでございますが、1年目として10名、3年目といたしまして10名の方々の耕作者に支援を行っております。

住谷庸子議員 次に、農地管理についてお伺いします。

私の知人から相談されたケースですが、農地に作物は作らないが、雑草の維持管理に困っておられます。現在、母親が高齢で独居生活をされ、娘たちは地元におられず、草刈りに年数回帰ってこられています。いつまでこの状態を続けられるか分からないので相談したいが、相談窓口が分からないとのことでした。

今後、このような相談は増えていき、個人の問題だけではなく、地域全体の問題として捉えなければなりません。町として、相談体制はどのように考えておられますか。

農林振興課長 そのような場合はまずは農林振興課までご相談いただければというふうに思っております。農林振興課へ相談いただきますと、その内容によるんですが、場合によっては兵庫県への問合せ、また、該当集落、農区などへご紹介をさせていただくことになっております。事例の雑草管理などへの対応といたしましては、草刈りの委託先候補といたしまして、シルバー人材センターの連絡先をお伝えさせ

ていただいております。

ほかにも委託先候補としてご紹介できるような地元の団体や企業がありましたら、必要に応じて連絡先をお知らせするようにはしておりますが、現時点におきましてはまだ具体的にそのような団体の紹介までは至っていないところでございます。

また先ほども少し触れたんですが、個人としてでは対応し切れないこともでてきています。そういった状況におきまして、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金、こちらを活用することにより、地元集落で守るべき農地や農業用施設を維持管理されている場合もございますので、そういった地元集落などへご相談いただくのも一つの方法かというふうには思います。

住谷庸子議員 相談を受けた方のほかにも同じような悩みをお持ちの方はたくさんおられると思います。そのような方のためにも、悩んだときの窓口は農林振興課といった周知はできないでしょうか。例えば、この前に配布された広報ふくさきの農業委員会だよりは、農業者向けとして、各種支援制度についてのお知らせが記載してありました。同じように、維持管理でお悩みの方向けにも記載してもらえればと思いますが、どうでしょうか。

農林振興課長 どのような内容になっていくのかはこれから検討させていただきますが、言われましたような、お知らせのような形でも掲載をさせていただきたいというふうに考えます。

住谷庸子議員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

次に、昨年同様の質問がありました。引き続き質問させていただきます。

耕作放棄地の所有者に対する定期的な草刈りの行政指導ができるのかお伺いします。また、実際にこれまで指導されたことはありますか。

農林振興課長 行政指導ということでございますが、隣接の方から草刈り等の適切な管理について相談を受けました場合、必要に応じて地権者の方に対しまして文書をお送りしております。ただ、こちらに強制力というものは持っておりません。

住谷庸子議員 続いて、耕作放棄地の調査方法についてお伺いします。

農業委員会が実施する耕作放棄地の調査方法について、農地利用状況調査は具体的にどのように調査されているのかお伺いします。

農林振興課長 この農地パトロールにて判明しました遊休農地などに対しましては、地権者へ調査票を送付いたしまして、今後どのような利用、管理をしていくのかにつきまして回答いただくこととなっております。

住谷庸子議員 農地無断転用の実態把握はどのようにされているのかお伺いいたします。

農林振興課長 農業委員会には農業委員及び農地利用最適化推進委員が合わせまして18名おられます。この方がふだんから各地域でのそういった実態の把握に努めていただいております。

また、そのほかにも毎月の農業委員会で現地確認等もございます。その際でありますとか、地域の方からの情報提供などによりまして、そういったものの把握に努めているところでございます。

住谷庸子議員 それでは、農地無断転用が発覚した場合の罰則や原状回復についてお聞きします。

農林振興課長 農地法51条におきまして、知事等は違反転用者に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利害を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、許可の取消しや条件の変更、もしくは新たな条件の付与、または工事等の停止を命じたり、相当の期限を定めて原状回復や違反を是正するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができるというふうにし

れております。

申しましたように、権限は知事にありますが、仮に原状回復命令まで行いまして、その原状回復命令に従わない場合は、法律上、3年以下の拘禁刑または個人では300万円以下、法人では1億円以下の罰金というふうに規定をされております。

町としましては、県と調整を行いながら、また農業委員会とも協力し、必要がある場合には、原状回復などへの是正措置、こちらに対しての指導を行っているところでございます。

住谷庸子議員 次に、農地を有効活用するための手段の一つであるほ場整備についてお伺いします。

ほ場整備とは、小さく分散した不整形な農地をまとめ、形を整えるとともに、用水路、排水路、農道などを総合的に整備することです。これにより、農業の生産性向上や効率化が図られます。また、ほ場整備による効果には、生産性の向上や農業経営の安定以外に、農村地域の活性化や景観の保全にも貢献すると言われています。

地元、南田原地区のほ場整備計画についてお伺いします。

現在、ほ場整備計画はありますか。ある場合、どの地域でいつ頃計画をされていきますか。進捗状況や今後の見通しについてお伺いします。

農林振興課長 今、言われました南田原地区のほ場整備計画についてでございますが、こちらは長目、中島、八反田、吉田の4地区を南田原地区として計画区域に設定はしております。ただ、現在のところ具体的な進展等はございません。

住谷庸子議員 現在、各市町村では、地域農業を守り、農地を次世代に引き継ぐための地域計画の取組を行っています。地域計画策定の流れとしては、アンケートなどによる意向確認調査に回答し、協議の場が開催され、地域計画が完成します。完成後、この計画に沿って実行となります。

また、地域計画では、目標地図を作成します。10年後、誰がどの農地を耕作するか、耕作できない農地はどこかを地図にしたものです。すぐ耕作者が見つからない農地は、耕作者募集中となりますが、すぐに権利設定がされるわけではないこと、また地域計画は変更可です。

今後、すぐに取り組めない難しい課題はみんなで共有し、解決の方向性を話し合っていくことが重要です。現在、町のホームページに各集落の地域計画、目標地図が掲載されています。地域計画の将来展望と課題についてお伺いします。

農林振興課長 この地域計画では、各地域での10年後の目標地図を作成していただいているものでございます。各地区とも、その目標、計画に向け活動していただいておりますが、それぞれの状況は逐次変わっておりますので、この地域計画につきましても、その都度、計画変更を行うことにより対応をさせていただいております。

今後の課題ということでございますが、今までも述べてまいりましたが、後継者、担い手の不足の解消や持続可能な農業経営などが課題として挙がってくるのではないかと考えております。

住谷庸子議員 ありがとうございます。福崎町では、農業者の高齢化や人口減少による耕作放棄地の増加に対して、地域計画の策定や目標地図の作成や、人・農地プランの作成をしています。また、農業委員会と協力して、耕作放棄地解消に向けた活動に努めておられます。

耕作放棄地問題や農地問題で困っておられる方のニーズは何か、幅広い年齢層の方を対象に、気軽に相談できる窓口の周知や、実質的な相談体制の整備に努めていただきたいと思います。

それでは次の質問をさせていただきます。マイナンバーの利活用についてです。マイナンバーの普及は進んでいます。2026年2月時点で、全国のマイナンバー保有枚数は1億173万7,980枚となり、人口に対する普及率は81.7%に達しています。これは2016年1月の交付開始から約10年1か月で政府が目標としていたほぼ全国民への普及という水準に到達したことを示しています。

マイナンバーカードは、個人番号を証明する書類や公的な本人確認書類として利用でき、社会保障、税、災害対策の3つの分野で使用されることがマイナンバー法で定められています。

具体的には、社会保障は年金、雇用保険、医療保険、介護保険、生活保護の分野で利用されています。税は、確定申告や支払調書、源泉徴収票の作成の際に利用されています。災害対策では、激甚災害の被災者支援の迅速化に活用されます。

しかし、マイナンバーカードの保有枚数率は上昇している一方で、カードを実際に持ち歩いている人の割合は低く、2024年2月末時点では保有者の約46.7%にとどまっているという調査結果もあります。運転免許証の携行率と比べると、マイナンバーカードはまだ日常的に使われるツールとして定着しているとは言えない現状があります。

今後、福崎町においてマイナンバーカードの利活用を促進するための取組についてお伺いいたします。本町のマイナンバーカードの申請・交付状況についてお伺いします。

住民生活課長 1月末時点の数値になりますけれども、申請件数が2万233件、率でいいますと110.3%、交付件数は1万8,923件で103.1%となっております。ただ、この数値はですね、県が毎月公表しているこれまでの積み上げ件数になりますので、亡くなられた方、また転出された方も含まれておまして、厳密に言えば正確な数字ではありません。

では実際に福崎町に今現在住民票のある方で、マイナンバーカードを持たれている方がどれぐらいおられるかとなりますと、これは2月末時点の数値になりますけれども、1万5,516人の方が持っているという状況で、率でいいますと、84.5%というふうになっております。

住谷庸子議員 本町は高い交付率になっていると理解しました。

次に、マイナ保険証について。

マイナ保険証とは、健康保険証として利用登録されたマイナンバーカードのことです。医療機関や薬局に設置されている顔認証付カードリーダーなどで登録すると、その場で健康保険証として利用できます。令和7年3月末現在、マイナンバーカード保有者の8割以上が利用登録を完了しています。

令和6年12月2日以降、従来の健康保険証の新規発行は停止されており、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されています。顔認証付カードリーダーを利用することで、より正確な本人確認や過去の医療情報提供の同意などが可能になるため、よりよい医療を受けることができます。

マイナ保険証の具体的なメリットについてお伺いします。

ほけん年金課長 マイナ保険証のメリットですが、大きく3つあると思います。

1つ目は手続なしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されるということです。以前でありますと、事前に限度額適用認定申請書を申請しておかないと、医療機関の窓口で上限額を抑えることができませんでした。

2つ目には、救急搬送時の適切な応急処置や搬送先の選定等に活用ができるということです。救急隊員が傷病者ご本人のマイナ保険証を活用されまして、傷病

者が過去に受診した病院や処方された薬などの医療情報を閲覧して救急活動に役立てることが可能となっております。

3つ目には、データに基づくよりよい医療が受けられるということです。初めて受診する医療機関や薬局でも、患者ご本人様が情報提供に同意すれば、医師や薬剤師がそのデータを、過去のデータを確認することができるため、よりよい医療が受けられるというメリットがあると思います。

住谷庸子議員 私も医療従事者の立場でマイナ保険証のメリットを積極的に伝えてきました。メリットとしては、先ほどの答弁にもありましたように、情報提供に同意すると、過去に処方された薬の情報や特定健診の結果が医師、薬剤師に共有され、データの一元化でよりよい医療を受けることができます。そのほかにも災害時や緊急時に、自分の命と健康を守るための有効活用ができます。また、マイナンバー保険証を携帯していない人に対しては、マイナ保険証の機能をスマートフォンに搭載することで、いつでも便利に使うことができます。

その取組の甲斐あって、現在、マイナ保険証の利用率は、12月診療分で65%を超えています。引き続き利用促進に取り組みたいと考えています。

その一方で、マイナ保険証にはデメリットがあります。次に、マイナ保険証のデメリットについてお伺いします。

ほけん年金課長 デメリットかどうかちょっと分からない部分もありますが、課題として2つあると思っております。

1つ目は、利用環境の問題です。システムの不具合や読み取り機器の故障などで一時的に利用できないような場合があるということです。また、一部の医療機関では、マイナ保険証に対応していないということもあります。

2つ目は、マイナンバーカードの有効期限が切れた場合、更新を行わないまま3か月以上経過しますと、マイナ保険証としては使えないということがあります。

住谷庸子議員 次に、マイナ保険証の利用率の低い医療機関についてです。

利用率が低い医療機関への働きかけについて、厚生労働省は、マイナ保険証の利用実績が著しく低い医療機関や薬局に対して、個別に事情を確認するなどの働きかけを実施する方針を示しています。これは、そうした医療機関が、患者がマイナ保険証を使う機会を奪っている可能性があり、療養担当規則違反となるおそれがあるとの見解に基づいています。

厚生労働省の個別アプローチ内容として、事情確認と支援、メールによる通知、具体的にはマイナ保険証利用促進のための一時金の案内をしています。このメールは、特定期間に連続して利用率が3%以下の施設に送られています。

また、利用率向上の取組として、一時金制度や促進月間を設ける取組や各医療機関での取組事例の紹介等、様々な工夫で利用率向上に取り組んでいます。

町のマイナ保険証の利用促進に向けた取組についてお伺いします。また、利用率の低い医療機関に対して具体的な取組はされていますか。

ほけん年金課長 マイナ保険証の利用促進に向けた取組についてですが、広報、ホームページで広くお知らせするほか、個別の対応としまして、年次更新、それから新規加入のときにマイナ保険証の登録方法、利用方法を記載したパンフレットも送付しております。

また国保では、高額療養費の払戻しの申請手続を郵送することがあるんですが、そのときにもマイナ保険証のメリットをPRしております。

それから、利用率の低い医療機関に対しての取組ということですが、町では医療機関別のマイナ保険証の利用率を把握することができませんので、医療機関に対して個別に働きかけというのは行っていない状況です。

住谷庸子議員 利用率の低い医療機関への啓発は難しいかもしれませんが、マイナ保険証利用が進むことは、マイナンバーカードの利用が日常生活レベルで定着していくことにつながり、ひいては自治体における各種手続のデジタル化の定着にもつながっていきます。逆に、各種手続のデジタル化の定着がマイナ保険証利用にもつながります。そのため、各自治体においても、医療保険の保険者としての対応だけではなく、例えば医院・診療所での積極的な活用を進めていただくことや、住民の方々との様々な接点において、後押しをお願いしたいと考えています。

本町のマイナ保険証の実績についてお伺いします。具体的に国保、後期高齢者ではどのくらいの実績になっていますか。

ほけん年金課長 登録率ですが、12月末、福崎町の国保で73.8%、後期で75.8%となっています。また、利用率は12月の末の国保で70.8%、後期で44.2%です。

住谷庸子議員 続いて、マイナンバーカードの活用についてお伺いします。

マイナンバーカードは、行政手続のオンライン化や民間サービスでの利用など、その使い道は広がっています。本人確認以外の行政手続の活用事例として、各種証明書の取得、転出届や確定申告等のオンライン手続、救急医療が挙げられます。

その中の一つである各種証明書の取得に関しては、コンビニのマルチコピー機を利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書などの公的な証明書が取得できます。利便性が高まり、私もよく利用させてもらっていますが、その一方で、年齢が高くなるにつれてその便利な機能が使えないため利用できないとの声も聞きます。福崎町のコンビニは、川東地域はたくさんありますが、川西地域は2つだけです。福崎駅前周辺にはありません。

各種証明書の取得率を向上させるために、コンビニ以外の誰でも立ち寄れる営業時間の長い施設等にマルチコピー機を設置するのはどうでしょうか。

今後、幅広い年齢層に利用してもらうために、例えば役場の入り口付近に設置して、営業時間内は職員に気軽に声をかけてもらえれば教えることができる体制づくりというものを検討されてはどうでしょうか。今後、マイナンバーカードの利用促進に向けた体制づくりについてお伺いします。

住民生活課長 令和2年2月にコンビニ交付を導入してから、その利便性の高さから年々利用率は伸びておりまして、令和6年度においては証明書発行件数の約3割がコンビニ交付によるもので、今後も利用率の増加が見込まれております。

コンビニ以外の場所にも交付が可能な環境を整えてはとのご提案なんですけども、以前にコンビニ以外での設置を検討したことがございます。コンビニには先ほど住谷議員も言われましたようにマルチコピー機というものが常設されておりまして、ネットワーク環境も整っているのも、もろもろの費用というものはかからないんですけども、例えばドラッグストアとかスーパーとかに新たに設置となりますと、機器や環境整備等の導入費用、またランニングコストで多額の費用が必要となってきます。

とはいうものですね、住民サービスの向上、それから利便性の向上という観点から見れば非常に有用であることには違いありませんので、財政的な面、それから効果的で効率的であるかといった側面も踏まえて今後も研究をしていきたいと考えております。

住谷庸子議員 今後コンビニ交付が進んでいくようにするために、コンビニでの、コンビニごとの取得方法の動画とかをですね、町のホームページからリンクできるようにするとか、自治体窓口で簡単な操作方法を案内する等の取組を検討していただけたらと思います。

次に、被災者支援業務におけるマイナンバーの活用についてです。

防災関連では、マイナンバーの活用が注目されています。被災者の負担軽減や行政の業務迅速化を目的として、内閣府ではクラウド型被災者支援システムを構築し、令和4年度からその運用を開始しました。これにより、被災者支援を効果的かつ迅速に行えることが期待されています。マイナンバーを活用した避難所受付システムの導入には多くのメリットがあります。

まず、入所や退所時の手続の大幅な効率化が可能です。ICチップを読み込むことで、受付手続が迅速かつ正確に行えるようになります。さらに、クラウド上で情報が一元化されることで、避難所ごとの収容人数や男女・世帯数など重要な情報が容易に確認・共有しやすくなることも大きなメリットです。避難所の状況をリアルタイムで把握し、必要な支援や物資の供給を効率的、効果的に行うことができるようになります。また、行政や関係機関とデータをすぐに共有できるため、円滑な情報連携も可能です。

このようなシステムの導入は、災害時における受付業務の迅速化や正確性を向上させるだけでなく、緊急時の円滑な運用や避難者の安全確保にも大きく貢献します。

そこで質問です。町では被災者支援システムの導入は検討されているかお伺いします。

総務課長 兵庫県、こちら事務局は災害対策課になりますが、兵庫県と県内全市町で協議会を設立しまして、令和8年度からの被災者支援システムの導入ということで現在は準備が進んでおるといところでございます。この協議会は、能登半島地震で顕在化した課題等を踏まえ、応急期における県及び市町の災害対策の実効性を高めるため、家屋被害認定調査業務、罹災証明書発行業務の公平性、効率性、迅速性が現時点の目的となっております。

先ほど議員からご質問いただいております避難所支援の機能につきましても、オプション機能ということで含まれておるんですが、それぞれの機能に費用がかかるということで、令和8年度の導入ということは現在のところ福崎町としては考えていないということで、今後、議員が言われるようなメリットというのはそのとおりでございますので、考えていく事柄になると考えております。

住谷庸子議員 今後、システムの導入が順調に進み、さらなる機能が必要となった場合は、オプション機能の導入もぜひ検討していただければと思います。

各市町独自のマイナンバー利活用の事例はいろいろあります。独自サービスの利用事例として、子育て・福祉サービスの上乗せや健康づくり・地域ポイント付与、地域独自の会員証としての活用が挙げられています。今後、町独自の利活用について検討されているかお伺いします。

住民生活課長 今後いろんなアイデアが出てこようかと思えますけども、住民生活課としましては、このマイナンバーカードを活用して、各種証明書発行の際に必要な申請書への記入、それから本人確認、こういったものを省略して、手続の簡素化を目指します、いわゆる書かない窓口の導入を検討したいと考えております。

住谷庸子議員 書かない窓口の導入についてなんですけれども、少し調べてみましたら、総務省が令和5年に行った調査によると、書かない窓口を何らかの形で導入している市区町村は、全国の1,741団体のうち363団体、20.9%にとどまっています。この数字は、政令指定都市20団体に限定すると60%まで上昇します。これは令和7年8月12日現在の数字となっております。

導入のメリットについて、自治体にとって書かない窓口を導入する効果は3つあると思います。住民サービスの向上、業務の効率化、業務の適正化の3つだと

思います。このうち、業務の適正化とは、ミス軽減や業務に不慣れな職員も適切な対応が可能と言われていました。また、書かない、待たない、回らない、ワンストップ窓口を実現することで、窓口での手間の削減と、待ち時間の削減につながり、住民に簡単で便利な窓口サービスの提供を実現します。ぜひ早期導入のご検討をいただきたいと思います。

次に、最後の質問です。地域支え合い会議についてです。

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護・福祉・保健・医療など様々な面から高齢者とその家族を支援する相談窓口です。福崎町においても、自治体や日常生活圏域レベルで様々な会議が開催されています。

自治会レベルで開催されている会議として、地域支え合い会議「我が事会議」があります。地域支え合い会議を推進していくためには、自分たちの住む地域にどのような高齢者等の生活上の課題、ニーズがあるかを把握する必要があります。

地域の高齢者等、気になる方の生活実態については、自治会役員、民生委員、ふくろう体操の代表者等が気にかけることで各自把握されていると思いますが、その情報を地域の皆さんと社会福祉協議会や地域包括支援センターで共有して、住民、専門機関でできることを協議することで様々な支え合い活動が生まれます。

活動推進のための地域で協議する場として、地域支え合い会議が開催されています。地域ケア検討会議では、毎年、地域支え合い会議の各自治会の開催状況が報告されています。それを見ると、自治会によって開催に温度差があると感じています。

今後、地域支え合い会議「我が事会議」を各自治会で推進していくために、いくつかお伺いしたいと思います。

地域支え合い会議の位置づけ、目的・概要、参加メンバーについてお伺いします。

ほけん年金課長 地域支え合い会議の位置づけですが、福崎町地域ケア会議設置運営要綱に定める自治会単位の代表者、福祉担当者による会議です。

目的は、国が掲げる地域共生社会を目指しまして、地域づくりを進めていくということで、各自治会単位で近所のこと、地区のことを我が事、自分事として話し合う場です。

参加メンバーは、自治会からは、民生委員児童委員、民生協力委員、福祉委員、区長等地区の役員、そして地域包括支援センター及び社会福祉協議会の各担当者です。

住谷庸子議員 各自治会で開催されている「我が事会議」についてです。

「我が事会議」という言葉は知っているけど、どんなことをしているのか知らないといった声を聞きます。「我が事会議」で実際にどのような話し合いや情報交換がされているかお伺いします。

ほけん年金課長 民生委員や協力委員の方からは、見守り給食などの活動の中で気になる高齢者について共有をしたり、また区長さんからは地区の行事やトピックスなどを報告していただいています。日頃感じておられる地区の課題等についても話をいただいております。

住谷庸子議員 この会議内容が周知されると、これまで開催していなかった地域で開催しやすくなります。私が住んでいる西光寺もこれまで開催していなかったようですが、次年度、地域の民生委員さんをはじめとする役員さんと相談して開催する方向で前向きに検討しています。

「我が事会議」では、気になる世帯や高齢者の状況等、いろんな地域での課題

が出てくると思います。これまでに「我が事会議」で出た地域課題についてお伺いします。

ほけん年金課長 まず、地域のつながりの希薄化としまして、地域交流の場が減っている、それから個人情報等の壁によって情報が得にくい、災害時の対応が困難などがあります。

次に、日常生活支援の不足として、買い物等の生活支援サービス、送迎支援、外国籍の方への支援などがあります。それ以外では、空き家や農地に関する問題、また自治会活動の担い手が不足しているというような問題が上がっております。

住谷庸子議員 「我が事会議」の課題報告はされていますが、課題を課題として上げるだけではなく、今後解決に向けてどう取り組んでいくかが重要になってきます。実際に出ている地域課題について、どのように対応されているかお伺いします。

ほけん年金課長 福祉や介護など、サービスで活用できるものがありましたら、そのサービスにつなげたり、関係機関につなぐようにしております。ただ、すぐには対応しきれない課題もあるというのが現状です。

また、地区の課題につきましては、町全体で課題を検討する地域ケア検討会議というものがありますので、そこで報告し、政策形成につなげるように進めております。

住谷庸子議員 地域課題の中でも、地域のつながりの希薄化、空き家・放棄田の問題等はすぐに解決できない課題であることは理解しております。それでも「我が事会議」は、各地域で住民と包括や社協との関わり状況について情報共有することで、安心して暮らすことのできる地域づくりができ、地域でできること、やっていることが整理できると思います。

先日、令和7年度第2回地域ケア検討会議が開催され、出席させていただきました。「我が事会議」から出てきた地域課題についてグループワーク形式で意見交換を行いました。やりっ放しで終わるのではなく、各地域で行われている「我が事会議」の内容や、あと個人情報に配慮した形でそれを共有したり、あと積極的に取り組んでおられる地域の事例共有も重要であると感じました。「我が事会議」を推進していくために、今後の計画と取組についてお伺いします。

ほけん年金課長 全自治会での開催を目指しまして、各自治会が自主的に運営・継続していくことを目標に、地域包括支援センターと社会福祉協議会が協力し進めていきたいと思っています。

まだ開催できていない地区につきましては、地区の区長さん、民生委員さんへ丁寧に説明し、開催していただけるように依頼をしていきたいと思っています。既に開催している地区につきましては、包括支援センターや社会福祉協議会の担当者が引き続き同席をさせていただきまして、内容を把握し、個人の守秘義務に配慮しながら、必要なサービスにつなげる、見守りを強化するなど、必要な支援につなげていきたいと思っております。

住谷庸子議員 地域支え合い会議の一つである「我が事会議」について、詳細にご説明いただきました。

この会議は、様々な方の社会参加や生活支援のきっかけを地域でつくることのできる一つの手段になると思います。ぜひ、これまで開催できていなかった地域で開催できるよう取り組んでいただけたらと思います。

私の質問は以上です。

議 長 以上で、住谷庸子議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

会議の再開を10時35分といたします。

◇

休憩 午前 10 時 21 分

再開 午前 10 時 35 分

◇

議長 会議を再開いたします。
次、2番目の質問者は、牛尾成利議員であります。
質問の項目は

- 1、令和8年度当初予算（案）について
- 2、第7次行政改革について
- 3、ごみの有料化について
- 4、AI、生成AIの活用について
- 5、リチウムイオン電池の処理について
- 6、福崎町お知らせシステムについて

以上、牛尾成利議員。

牛尾成利議員 おはようございます。議席番号2番、牛尾成利でございます。議長の許可をいただきまして、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

さて、さきの衆議院議員総選挙では、タイトな日程の中、滞りなく選挙事務を遂行された職員の皆様、お疲れさまでございました。このたびの選挙では、国政の状況が大きく変わりました。私たちの投票が国政に変化をもたらすことができるということを多くの方が実感されたのではないのでしょうか。私たち有権者の立場としては、選挙で投票することはもちろん大切なことですが、議員の活動を厳しい目で見守っていくことも大切でございます。そして、町民の方々に一番近い議員である私たちも町民の皆様から常に仕事ぶりを見られているということを肝に銘じて、緊張感を持って働きたいと思っております。

今回は、第7次行政改革の初年度にあたる令和8年度予算を審議する議会でございます。町民の皆様の生活に直結する予算を議論し、福崎町のこれからを、未来を見据えて、未来志向の議論をする有意義な時間にできればと思っておりますのでよろしく願いいたします。

質問の1つ目、町長が令和8年度予算案に込められた思いについてお伺いします。

まずは予算要求作業、査定作業、予算の調製作業とお疲れさまでございました。予算を作成するという事は、町長の最も重要な仕事であり、役場全体の膨大な作業量が投入されたと思っております。

昨年12月の定例会では、令和8年度予算編成方針に込められた町長の思いについてお伺いしました。そしてこのたびその予算編成方針に基づいて、令和8年度当初予算案が示されました。そのときの質問では、福崎町には大きな課題が2つあり、1つ目の緊急の課題は行政改革、そしてもう一つの課題は少子高齢、人口減少であると答弁されました。第7次行政改革5年間の初年度にあたる予算でもあります。

尾崎町長の今回の任期の最終年度において、任期の仕上げとして取り組まれた令和8年度予算案に込められた思いについてです。

まず一つ、町長が描く福崎町の未来の姿。2、少子高齢・人口減少に対するビジョンについてどのように考えておられるか、ご答弁をお願いします。

町長 まず、私が描く福崎町の未来の姿でございますが、福崎町第6次総合計画に掲げております、まちの将来像「活力にあふれ風格のある住みよいまち～住んで、学んで、働いて未来につながる福崎～」を進めてまいります。福崎らしさを生か

しながら、人と人とのつながりを大切にし、一つの町において住む、働く、学ぶの3機能がさらに調和の取れているまちになっていることが私が描く福崎町の未来の姿でございます。

2点目の少子高齢・人口減少に対するビジョンについては、人口減少はある程度受け入れざるを得ないと思っておりますが、町に魅力があり、住んでよかった、住み続けたいと思っていただけるようなまちづくりを進めることによって、人口減少をできるだけ緩やかにしていきたいと、このように思っております。

牛尾成利議員 次に、所信表明演説でも示されましたが、令和8年度当初予算案を提案された中で、町長が特に力を入れられた予算、項目、そして町民にアピールしたい予算、項目について教えてください。

町長 令和8年度当初予算の重点項目は、私の所信表明の中でも申し上げたんですけれども、まず私の公約でもあります子育て支援と教育環境の充実という観点から、小中学生の給食費の無償化、それから中学校体育館の空調設備の設置でございます。それから、広域事業としては、神崎郡ごみ処理施設建設事業・中播消防署本署建替事業があります。それから、駅へのアクセス道路の強化という、町道福崎駅田原線、千束新町線の道路改良がございます。

町民にアピールしたい事業ということでございますが、今回新規事業として取り組みます妊娠・出産子育て期の支援といたしまして、こども誰でも通園制度の導入、それから1か月児健診費助成、妊婦RSウイルス予防接種助成、子育て援助活動支援事業、いわゆるファミリーサポート事業を行ってまいります。

防災対策としては、密集市街地に居住する人が対象ですけれども、地震発生時に自動でブレーカーが落ちる感震ブレーカーの設置費に対する助成を行ってまいります。

牛尾成利議員 ありがとうございます。今回の予算は、第6次総合計画前期5年間の3年目、中間年度にあたります。また、第7次行政改革5年間の初年度にあたる予算です。総合計画を進めながら行政改革もしないといけないかなり厳しい査定作業だったと思います。既存事業を行政改革のために整理・縮小し、その財源を総合計画の推進に充てられた予算もあったと思います。

そこで一つ、総合計画の推進のために計上した予算、事業、二つ、第7次行政改革の内容をどのように反映されたのかについて伺います。

企画財政課長 1点目、総合計画の推進のために計上した主な予算、事業につきましては、予算に関する説明書の上に別紙で添付しております令和8年度予算主要事業で、第6次総合計画の5つの基本目標ごとに分けて、それぞれ事業名称・概要・予算額を記載しております。

2点目、第7次行政改革の内容をどのように反映したのかについても、先ほどと同じく、令和8年度予算主要事業で、第7次行政改革の該当事業の前に漢字の行の文字を記載しております。なお、令和8年度当初予算での第7次行政改革による効果額については、各課事務事業での削減額が14件で約700万円、全課共通での削減が投資的経費の抑制や人件費の削減などで約1億5,500万円、歳出合計では1億6,200万円となっております。

歳入の行政改革効果額は、ふるさと応援寄附金の増収で1,000万円となっております。

牛尾成利議員 令和8年度当初予算事業に記載していますという答弁はちょっと残念でございます。一般質問ではこの事業に力を入れていると胸を張ってPRしてほしかったです。

先ほどの質問に重なりますが、次に伺いにくい、また答弁しにくいことかと思

いますが、厳しい財政の制約の下、行政改革の推進のために、一つ、やむを得ず断念された事業、予算、項目。やむを得ず先延ばしされた事業、予算、項目。査定で縮小や廃止した事業、予算、項目。役割を果たしたので廃止した事業、予算、項目などについて、その理由も含めてお教えてください。

企画財政課長 1点目の、やむを得ず断念されたということなのですが、廃止した事業につきましては、行政改革調査特別委員会でお出ししました別紙の行政改革検討事業一覧で、令和8年度廃止とした事務事業になりまして、騒音等調査委託料、花卉栽培委託料、77歳長寿祝金、産業活性化緊急支援事業補助金になります。

2点目の、やむを得ず先延ばした事業、予算、項目については、特にございませ

せん。

3点目の査定で縮小や廃止した事業、予算、項目についても特にございませ

牛尾成利議員 4点目、役割を果たしたので廃止した事業、予算、項目につきましては、先ほど1点目で申し上げました産業活性化緊急支援事業補助金の廃止になります。予算の査定は町長の方針を示す町長の持つ最大の権限、仕事だと思

います。やむを得ず先延ばした事業や査定で縮小・廃止した事業は、内部の作業なので外部に出せない、答えられなかったのかもしれない。予算を要求する側の課長、担当職員にはやりたい事業が削られたとしても、来年度再度挑戦して新規事業として

では、次、質問の2つ目、第7次行政改革の検証、進行管理についてお伺いし

ます。第7次行政改革については、議会において行政改革調査特別委員会を設置し、協議してまいりました。今回の議会でこの役割を終えるとのことですが、以後も私たちは第7次の行政改革の状況について注視していきたいと思っています。

そして、行政改革大綱のⅢの推進期間と進行管理では、行政改革大綱で掲げた目標を実現するために、具体的な取組を実施計画として定め、毎年度、取組項目ごとに目標の達成状況・効果を検証し、社会情勢を踏まえ、必要に応じて実施計画の見直しを行っていきま

企画財政課長 ところで1つ目、実施計画の取組項目ごとに、毎年度、目標の達成状況・効果をいつ、どのように検証されていくのか。そして議会への報告や町民への公表について、いつ、どのようにされていかれるのかお伺い

牛尾成利議員 します。行政改革の実施計画につきまして、毎年度目標の達成状況・効果をいつ、どのように検証していくかということにつきましては、目標年度の決算時に決算報告書に記載するとともに、行政改革調査特別委員会でお出ししました進捗管理と振り返りのように、進捗管理シートを作成して議会に報告したいと考えてお

ります。また、町民への公表につきましては、町広報紙やホームページで公表していきたいと考えてお

企画財政課長 ります。ぜひ進行管理と公表をお願いいたします。2つ目ですが、必要に応じて実施計画の見直しを行っていくとなっております。第7次行政改革の5年間、この計画どおりに行くとも限りませんし、社会情勢が現在も大きく変わっておりますが、何が起こるかも分かりませんので、見直しも必要だと思

います。この見直しにおいてもどのように見直されていくのか、そして議会への報告や町民への公表について、いつ、どのようにされていかれるのかお伺い

ともに、ホームページ等で町民へ公表いたします。

牛尾成利議員 昨年6月の定例会で、福崎町の財政が大変厳しいこと、行政改革の内容を町民に説明すべきではとの私の質問に対しまして、広報ふくさきや町政懇談会で福崎町の状況、そして今後進めようとする事業など、しっかりと住民に説明していくとの答弁をいただきました。町政懇談会は、今、各地域で行われています。広報ふくさきや町ホームページなどでの説明について、今後のスケジュール、方針をお教えてください。

企画財政課長 第7次行政改革大綱・実施計画の策定後、行政改革の内容等につきまして、4月に広報ふくさきや町ホームページで公表し、周知を行いたいと思っております。

牛尾成利議員 ぜひ町民への広報をよろしく願いいたします。

次に、行政改革関連の質問ですが、昨年12月定例会でのエルデホールの収支についての私の質問で、令和6年度決算額は、収入が696万円、支出が約5,556万円となっている。収支の改善には、使用料及び入場料の値上げ、収容人数を増やす等の収入を増やす方策が必要であると考えますと答弁されました。この答弁をされた結果、令和8年度予算の策定において、どの程度検討されたか、いくらぐらい収支が改善するかお伺いします。

社会教育課長 このエルデホールの使用料の値上げにつきましては、周辺施設と比較しましてとりわけ安いということではなく、ホールは設備・機器が最新のものではないため、慎重な検討が必要と考えております。

入場料につきましては、周辺市町の動向を見ながら、イベントの内容を勘案して料金設定を段階的に値上げしていくことを考えております。

ただ、近隣のホールと比較すると収容人数が少ないため、収容人数の少なさを入場料でカバーしようとするとう入場料が高くなり、入場者の減少につながるおそれがございます。

そして令和8年度につきましては、これまで年間6から7回実施してございました自主事業の内容を精査し、実施事業を住民の方々に人気があるジャンルに絞り、それから自主事業を年間3から4回と秋まつりの文化講演会に絞りまして、自主事業に係ります費用の削減を図りたいと考えております。

また、有料公演のうち1回は屋外の芝生広場を利用する屋外イベントを企画し、入場者数の増、すなわち入場料の増ということを目指します。

なお自主公演事業の予算としましては、昨年度と同額を要望しておりますが、これまで文化センターで予算を持ってございました文化講演会、これをエルデホールの自主事業として実施するというので、文化講演会委託料の削減を図っております。

牛尾成利議員 続いて、昨年12月定例会の答弁で、赤字の原因として、町あるいは町後援団体等、使用料を減免している団体の利用が多い。使用料が減免となる団体は、舞台・音響・照明技術者の費用も減免となると答弁されました。私も大きな原因は、利用料を徴収しない利用が多いこと、本来なら減免であっても実費となる技術者の費用は頂くべきであるところを、福崎町がそれも負担していることも要因の一つだと思えます。

ところで、この減免ですが、町の関連事業として費用を徴収していないものと、町の関連団体名などへの減免と2種類があると思えます。

まず、町の事業ですが、事業実施の担当課等がホール使用料を予算計上し、施設側が収入するというのは、予算の見える化も図られると思えます。町の中でお金を回すだけとの意見もありますが、今の見えない中で、施設に赤字が増えていくとか、負担が回されていくのは、予算の立て方として適切ではないと考え

ます。この点いかがお考えでしょうか。

社会教育課長 減免は、自由な創造活動の推進と地域の振興と文化の発展、これを目的として、町及び町関連団体や後援団体の文化活動を対象にして行っております。

町関連事業の場合、議員がおっしゃるように事業実施の担当課が使用料を負担、施設の収入とすれば、担当課の負担は増えますが、予算の見える化にはつながると考えます。

この減免につきましては、今後使用料の見直しを検討する中で、その減免の対象や取扱いを考えていきたいというふうに思っております。

牛尾成利議員 公共ホールの性格上ということですが、令和7年度決算の決算報告書の中で、町内部と町の後援団体、関連団体などへのこの減免の状況、内訳や自主事業など収支の内訳を明示していただきたいと思います。現状を明らかにして、なぜ赤字になっているのか、それをもって令和9年度予算や使用料の減免規程などの見直し等について議論したいと思います。令和7年度決算の決算報告書の中で詳細に減免の状況、自主事業の状況を記載いただきたいと思いますが、いかがでしょうかお伺いします。

社会教育課長 エルデホールにつきましては、別途、決算資料として提出することを検討させていただきます。

牛尾成利議員 ぜひ提出をお願いします。

そして、昨年12月定例会では、神崎郡歴史民俗資料館、柳田國男・松岡家記念館について質問したときに、行政改革等の観点から、今後の料金徴収の在り方について、教育委員会で検討を行っている、開館日は月曜日休館が定着しているので、現状の対応を継続したいと考えていると答弁いただきました。その後の検討状況、予算要求の状況についてお教えてください。

社会教育課長 12月議会でご質問いただいた内容は、社会教育委員会、教育委員会に報告させていただき、柳田國男・松岡家記念館、神崎郡歴史民俗資料館の今後の料金徴収の在り方についてご検討いただきました。その際、いずれの委員会におきましても、これまで無料の施設の有料化は慎重に検討する必要があるとのご意見をいただき、継続して協議・検討していくことになりました。

令和8年度も引き続き料金徴収の在り方について検討し、方向性を決めたいというふうに考えております。このため令和8年度予算につきましては入館料は無料で計算した予算要求としております。

牛尾成利議員 エルデホールなどの収支につきましては行政改革とも密接に関連しますので、これからも伺ってまいります。

次、質問の3つ目、ごみの減量と有料化についてお伺いします。

ごみ焼却施設の建設、運営にあたっては、国から満額の交付金を受けるために、ごみの有料化が条件となっていることや、行政改革を踏まえて、現状の確認と有料化への準備状況についてお伺いしたいと思います。

現在、神崎郡3町の新ごみ処理施設が、令和10年4月稼働を目指して建設が進められています。町民にとっては、必要不可欠な施設で順調に工事が進められることを願っています。

しかし、この建設の経費と稼働後の維持費用、ごみ処理費用がこれからの町財政に大きくのしかかってくるのもまた事実です。

建設費用は各町の人口に応じた負担で町債を発行しますから、後の年度ごとの負担も確定します。一方、維持管理費用やごみ処理費用は、30%が各町の戸数に応じた配分、70%が各町のごみの投入量割による負担で、各町の負担割合が年度ごとに異なると聞いています。

まずごみ袋の現状についてお伺いします。

福崎町の家庭ごみのごみ袋は、大きいもので30枚入りで税込み550円で、1枚あたり18.3円で販売されています。今の価格は、通常の市販の青や黒のごみ袋に比べて高いことから、既に有料化されていると認識されている方もいらっしゃると思います。

これらの認識の共通化のため、一つ、現在、福崎町指定のごみ袋を使っている理由、現在のごみ袋にごみ処理費用が含まれているかどうか、三つ、処理費用がごみ袋代に含まれていない場合、大きい袋を例に、1枚当たりの販売価格の内訳の3点をお教えてください。

住民生活課長 まず1つ目、現在、福崎町指定のごみ袋を使っている理由なんですけども、市販のごみ袋を利用されますと、別の種類のごみが混じっていても中が判別できないため、適切な処理ができないこと、またごみ処理場で集積する際に、どこからのごみか分からないために正確な投入量が把握できないことなどから、福崎町は今のごみ袋を推奨させていただいております。

2点目の現在のごみ袋にごみの処理費用が含まれているかどうかということなんですけども、現在のごみ袋の価格はあくまでも小売価格ですので、ごみ処理費用は含まれておりません。

3点目、今の販売価格の内訳ということなんですけども、大、30枚入りなんですけども、これの希望小売価格550円の内訳で申し上げます。仕入価格が408円、小売店の販売手数料が60円、商工会でつくってもらっていますので商工会の卸売手数料、これが32円、それで消費税が50円というふうになっております。

牛尾成利議員 今のご答弁では、現在、福崎町はごみを有料化していなくて、袋代のみで町がごみ袋を指定する、いわゆる単純指定ごみ袋で運用されているということでした。有料化するとすると、この現在の袋代に上乗せされますので、今の袋代の状況をお聞きしました。

さらに有料化に向けては、まず今は有料になっていないことの説明も必要とは思いますが。

次に、有料化への検討状況についてお伺いします。

第7次行政改革実施計画の15では、令和10年度稼働の新ごみ処理施設において、毎年度必要となるごみ処理費用を補うため、受益者に応分の負担を求める仕組みづくりを行うとあり、ごみ有料化に向けての方向性が示されています。この仕組みづくりの期間の矢印は、令和八、九年度に引かれていて、令和10年4月から受益者に応分の負担を求める、つまりごみは有料化すると、ここで宣言されています。

また、ごみ焼却施設の建設、運営にあたっては、国から満額の交付金、循環型社会形成推進交付金を受けるために、ごみの有料化の検討または実施が条件となっていると聞いています。検討しましたが実施できませんでしたでは、国に通用しないと思いますので、有料化は必然的に必須条件になっていると思われれます。

交付金の受給条件と行政改革実施計画を踏まえると、ごみの有料化は避けて通れず、令和10年4月の新施設稼働時から実施というのが適切な時期かと思えます。

県下41市町の状況を見ると、単純指定ごみ袋は13市町、有料化しているのは19市町の状況です。全国では有料化市町村は60%を超えているとのことですので。また新たにごみ処理施設を計画している近隣の市は有料化の検討をしておられるようです。

これらの結果を踏まえ、福崎町としてごみの有料化を行うつもりかどうかについて、まずお伺いします。

住民生活課長 処理施設建設事業に係る交付金の要件なんですけども、廃棄物処理の有料化の導入を検討することというふうになっております。また、第7次行政改革の実実施計画では、おっしゃられるとおり令和8年・9年で受益者に応分の負担を求める仕組みづくりを行うというふうに示しております。ごみの有料化に関しましては、神崎郡3町足並みをそろえることが重要と考えておまして、そのためには住民さんの理解を得ながら慎重に進めていく必要があるかと思っております。令和10年4月の稼働時から有料化が即スタートできるかといえ、現時点ではちょっと断言することはできませんが、今後も慎重に協議を進めていきたいと考えております。

牛尾成利議員 ありがとうございます。それでは現在福崎町としての有料化に向けての検討状況、どこまで検討が進んでいるのかお伺いします。

住民生活課長 町としての有料化の検討は行っておりますけども、詳細な部分まで詰めていないというのが現状です。

牛尾成利議員 有料化に向けての検討は詰め切れていない、進んでいないとのことですが、行政改革で令和10年4月に期限を切っているなら、あと2年間で進めていかなければなりません。行政改革の項目に上がっていますので、何らかの議論が進んでいることと思いますが、有料化に向けては、工程、手順、プロセスについて気になる点を項目ごとにお伺いします。

まず1つ目です。ごみ処理施設は、神崎郡3町で実施しています。3町ともに財政状況も違いますし、福崎町は有利な過疎債も使えないという、他の2町に比べて不利な状況です。県内県外の他の地域では、一部事務組合で同じ処理施設でごみ処理をしていますが、有料化するかどうかは市町村ごとに異なっている事例もあります。

有料化については、神崎郡3町で歩調を合わせるつもりかどうか、また、3町でどこまで協議が進んでいるか、交付金をいただくために3町の歩調・方向性は合致しているかについて、まずはお伺いします。

住民生活課長 今現在、中播北部行政事務組合、それから神崎郡3町で進めております次期ごみ処理体制調整会議においては、現時点で有料化についての具体的な内容までは先ほども申し上げましたとおり詰めていないのが現状です。県内各市町・一部事務組合に対して、有料化に関するアンケート調査を実施しておまして、他市町の事例も参考にしながら、来年度以降、スピード感を持って進めていきたいと思っております。

また有料化という面では、3町とも必要性という面では同じ方向を向いております。

牛尾成利議員 では、福崎町内に限ってお伺いします。環境省がごみ有料化のために、一般廃棄物処理有料化の手引きを作成し、その中で一般廃棄物処理の有料化は、市町村が策定する一般廃棄物処理計画に明記し、一般廃棄物に関する施策の一つとして明確に位置づけを行うことが適切であると記載されています。福崎町においても、一般廃棄物処理基本計画が策定されており、環境省の手引きからすると、有料化はこの計画に明記すべきとなっています。福崎町の一般廃棄物処理基本計画を改定するには、どのような手続が必要でしょうか、お伺いします。

住民生活課長 現在の福崎町一般廃棄物処理基本計画なんですけども、令和5年3月に策定しておまして、次回の見直し時期は令和14年度の予定となっております。ただし、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合につきましては、計画期間内でも必要に応じて見直すことができるというふうになっております。

大幅な改定が必要になった場合には、コンサルに委託することになると思いますが、軽微なものについては、担当課で案を作成して町長決裁で改定できるものと考えております。

一般廃棄物処理有料化の手引きには、一般廃棄物処理の有料化は、市町村が策定する一般廃棄物処理計画に明記することが適切であるとありますけども、有料化の導入が先行している場合には、一般廃棄物処理計画の見直し時に、有料化を位置づけるということも可能であるというふうにあります。必ずしも有料化を実施する前に明記されておかなければならないものではありません。

有料化を実施し、減量化数値を見直す場合などは、大幅な改定になると思いますのでコンサルへの委託を検討しなければなりませんけども、担当者が毎年策定する一般廃棄物処理実施計画で明記して、基本計画は令和14年度に改定するという方法もあるかと思えます。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

次に、まだ話は早いかもしれませんが、有料化の額も必要です。県下の状況は、1リットル当たり0.56円から1.33円までとなっているようです。この額にはごみ袋の製造、販売コスト、消費税も含まれています。全国平均は、1リットル1円とのこと。一般廃棄物処理有料化の手引きでは、考慮する事項として、ごみの排出抑制と減量効果、町民の受容性、周辺市町村の料金水準を上げています。

私はこの行政改革の中で、ごみ処理費用における税とごみ排出量に応じた個人の負担の在り方も考慮すべきかと思えます。低所得者への配慮も必要です。まだ何も決まっていなんでしょうが、この辺りいかがお考えでしょうか。

住民生活課長 牛尾議員おっしゃられますとおり、有料化にした場合の具体的な金額は決まっておりませんが、他市町の例や、町の財政的な効果なども含めて3町で協議を進めていきたいと考えております。

また有料化にすれば、受益者負担の観点からも当然住民さんには経済的な負担を強いることとなります。しかし、有料化の目的は、ごみの排出量の削減、住民さんの環境意識の向上、町の財政負担の軽減につながるもので、ごみの減量化が進めば、自然と焼却施設の延命化にもつながります。この住民さんの環境意識の向上という面では、ごみの分別やリサイクルも含めて適正なごみの出し方への意識を高めていただくことが重要ではないかと考えております。

牛尾成利議員 次に、必要な期間、時期についてお伺いします。

先ほどの質問で、一般廃棄物処理基本計画の改定の手続についてお聞きしました。改定するなら手続開始から改定までの期間が必要ですが、処理計画での明記もあるということでした。そして有料化が決定したとすると、次はこの有料化をいつからにするかになります。町民への周知期間も必要です。なぜ有料化するかの説明も必要です。どのような周知方法を取るかもあります。手数料条例などの条例改正も必要です。今のごみ袋と新ごみ袋の切替え期間も必要です。ごみが有料化になったときの今後の行うべき検討のスケジュール感、今後2年間でできるかどうか、行政改革の計画との期間の整合性についてお教えてください。

住民生活課長 新たにごみ処理施設が令和10年度から稼働されますので、令和8年から9年にかけて、ごみの分別方法や持込みなどの説明会を実施したいと考えております。その中で、ごみの有料化や減免制度の在り方についても触れたいと考えております。今後2年間でできるかと言われれば、先ほども申し上げましたとおり、現時点では断言することはできませんけども、住民さんの理解が得られることに重きを置きながら慎重に、とはいいいながらもスピード感を持って進めていくように努

めてまいります。

牛尾成利議員 ありがとうございます。

次に、有料化とごみの減量の関係についてです。

根本的な話になりますが、有料化すれば、ごみの排出抑制と減量効果が図られると言われていています。郡内3町がごみの減量をすれば、処理費用の負担割合は変わりませんが、トータルの処理費用は削減になります。有料にすれば本当にごみ量が減るのかとの疑問もあります。このことは町民への説明でも重要かと思いますが、有料化とごみの減量とをどのように考えておられるかお伺いします。

住民生活課長 先ほど答弁させていただきましたとおり、有料化になれば、住民さんもごみの出し方を工夫されるかと思えます。今まで以上に分別をしっかりとさせていただける、リサイクルや環境意識を高めていただけるものと期待しております。

牛尾成利議員 ごみの減量について、もう一点お聞きします。処理費用の削減に大きく寄与するのは、ごみの減量化です。施設稼働までの2年間で、ごみの減量を軌道に乗せ、施設稼働時には福崎町の可燃ごみは減量された状態で臨むのが理想かと思えますが、簡単ではないと思えます。可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの分別も大切です。可燃ごみですが、まず資源ごみを混ぜない。そして一番大きいのは生ごみの減量だと思えます。しっかり水を切って出す。乾燥できるごみは数日置く。生ごみ処理機（電気式）で処理する、またコンポストで処理するなどが上げられます。このPRも大切です。

その中で、生ごみ処理機（電気式）、生ごみ処理容器の補助はありますが、処理機は1世帯1回限りで限度額2万円、処理容器（コンポスト）は5年間で2,500円です。令和8年度予算には間に合いませんが、9年度予算でこの補助を拡大して、生ごみを減らし、新施設稼働に臨んだらいかがでしょうか、見解をお伺いします。

住民生活課長 まずちょっとその補助の関係なんですけれども、生ごみ処理機は1世帯当たり1基を限度で、処理容器は1世帯当たり2基を限度としております。これは5年間で、5年経過すればリセットされます。

減量化の件についてなんですけれども、ごみの減量化は住民さんにとっても大きな課題であると認識しております。町では住民さん一人一人が環境美化に対する意識をより高めていただきたいという思いから、毎月広報にごみの分別、出し方、注意事項、リサイクルに関する事など、ごみに関する記事を掲載しております。今後も継続して興味を持っていただけるような記事を掲載していきたいと考えております。

生ごみ処理機等の補助については、ご提案いただきましてありがとうございます。財政的な側面、これまでの実績等も含めて検討したいと思います。

牛尾成利議員 ありがとうございます。新ごみ処理施設の建設という一大事業が進行している中でのごみ問題は福崎町政にとって重大な事項です。またこれからも質問させていただきます。

続きまして、質問の4つ目、AIの活用についてお伺いします。

AIは質問すれば必ず答えてくれる、検索エンジンよりも大変便利なツールです。仕事への活用方法などもテレビや動画サイトで多数取り上げられており、それらを参考にしながら利用されている方も多いのではないのでしょうか。

しかし、ハルシネーションといった動作に代表されるように、AIも間違えることが多くあります。個人情報保護の観点でも、まだまだ課題があるでしょう。AIの長所・短所を理解しながら、うまく付き合っていく必要があります。

福崎町での行政への活用においても、定型的なこと、通知文の作成、議事録の

作成など簡易な業務へ活用すれば、職員の負担が軽減されることが見込まれます。

今回、この質問ではA Iという切り口で、行政での活用と教育現場での活用についてお伺いします。

そこで、福崎町の役場内での生成A Iの利用状況ですが、一つ、庁内の業務においてA I、生成A Iの利用、活用を行っているかどうか。総務省が自治体向けに生成A I利用ガイドラインのひな形を示していますが、福崎町として生成A I利用ガイドラインを定められているかどうか、まずこの2点についてお伺いします。

企画財政課長 庁内の業務におけるA I、生成A Iの利用、活用につきましては、令和6年8月より、生成A Iの機能を搭載したA I音声文字起こしツール、ログミーツを導入しており、会議録の作成やその内容の要約などに活用しております。

生成A I利用ガイドラインにつきましては、令和6年8月に生成A Iの導入に合わせ、福崎町における生成A I利用に関するガイドラインを制定しております。

牛尾成利議員 A Iは既に利用されているとのことですが、業務によっては個人情報などの取扱いに留意しなければいけない利用もあろうかと思えます。

一つ、庁内のどういった、どのような分野の業務においてA I、生成A Iの利用、活用を行っているか。

二つ、福崎町はガイドラインを定められているとのことですが、そのガイドラインに沿った運用が行われているか、やむを得ずガイドラインから外れた運用があればその内容についてお伺いいたします。

企画財政課長 庁内のどういった、どのような分野の業務について、A I、生成A Iの利用、活用を行っているかにつきましては、全庁的に先ほど申しました会議の議事録作成・要約や、会議の挨拶文案の作成等に利用しております。

2点目、生成A I利用ガイドラインの制定につきましては、先ほどの答弁のとおり、令和6年8月に福崎町における生成A I利用に関するガイドラインを制定しており、国のガイドラインに沿った内容としており、それに基づいて運用を行っております。

牛尾成利議員 次に、生成A Iはこれからの仕事の在り方を大きく変えてしまうと、生成A Iによって事務職の失業が起こる、仕事が消えるとも言われています。これからの5年間で世の中が想像もつかないほど変化する、産業革命に匹敵するという方もいらっしゃいます。

雇用の喪失という点では考えさせられるA Iですが、行政の人手不足解消や働き方改革推進という観点では、A Iを最大限活用した取組が求められているのではないのでしょうか。12月定例会での私の時間外勤務の削減、働き方改革の質問では、抜本的な対策が必要と答弁されましたが、A Iの有効活用が一つの答えとなることは間違いないと考えています。

さらに、自治体への活用では、A Iの導入により、職員の負担となっていた転記・入力等単純・定型業務の大規模処理の自動化に加えて、高度な判断や新たな課題分析を行う等の業務の高度化の実現が期待されるとされています。

そこで伺います。一つ、役場内でA Iの活用により業務を高度化した事例があれば、その内容と成果を。今後、役場内でA Iの活用により業務効率化を目指している内容があれば、その内容と想定される成果をお教えてください。

企画財政課長 1点目、活用事例と成果につきましては、先ほど申し上げましたログミーツによる議事録作成の効率化が上げられます。導入以来、従来のボイスレコーダーを利用した場合と比べ、会議録作成に要する時間が短縮されております。また、会議などの挨拶文なども生成A Iを活用して作成しております。

2点目、今後のAI活用による業務効率化につきましては、住民の問合せへの回答や、複雑な制度・長文の要点整理、施策のアイデア出しなどに活用することで業務を効率化し、職員でなければできない業務に時間を充てることができるように取組を行っていきたいと思っております。

牛尾成利議員 AIの活用により、役場内の業務が抜本的に変わっていくのであれば、リスクを回避した上で積極的に導入していくべきだと思います。現に全国、各自治体での活用例が次々と公表されてきています。

また、行政改革大綱にはAIなどの先端技術の活用とありますが、AIの活用には職員のスキルの向上も欠かせません。

そこで一つ、AIの活用スキルを高める研修を実施したことがあるか、または実施する予定はあるか。

二つ、AIを活用して成果を上げている自治体の調査や情報交換とかは行っておられるかについて伺います。

企画財政課長 AIの活用スキルを高める研修の実施につきましては、ログミーツの導入に合わせて、職員向け研修及び生成AI利用に関するガイドラインの周知を行いました。

2点目、AIを活用して成果を上げている自治体の調査や情報交換につきましては、兵庫県や県内各市町の活用事例などの情報収集を行っている状況でございます。

牛尾成利議員 AI、生成AIの活用についてお聞きしていますが、行政改革に関連しても伺います。

行政改革大綱には、AIなどの先端技術の活用、スマート窓口や電子申請の導入など、町民の利便性の向上や行政事務の効率を図るとあります。自治体DXとAIとを関連づけて、マイナンバーも活用することで、行政手続のデジタル化が飛躍的に進み、利便性が向上すると思われれます。そして、職員の負担も軽減されると思います。

この行政手続のデジタル化では、どのような手続のデジタル化を想定されているか。他の自治体の事例も参考にしてお伺います。

企画財政課長 行政手続のデジタル化につきましては、現在、マイナンバーカードを利用した電子申請、ぴったりサービスを導入しておりますが、これに限らず、今まで紙ベースで受け付けていた各種申請を電子で受け付けし、町民の利便性向上を図るサービス、LOGフォームの導入を検討しています。

将来的には、他の地方自治体で導入されている、窓口でマイナンバーカードを読み込み、申請用紙に記入することなく手続が完了する、書かない窓口の導入を目指していきます。

牛尾成利議員 令和8年度予算編成方針では、自治体DXの施策の推進が掲げられていますが、自治体DXは、AI、生成AIの活用とも密接に関わっています。

そこで自治体DXやAIの活用に関連した令和8年度予算に計上された予算や項目についてお教えてください。

企画財政課長 自治体DXやAI、生成AIの活用に関連した令和8年度予算に計上された予算や項目につきましては、生成AI関連は、総務費の情報管理費で、ログミーツ利用料39万6,000円を計上しております。自治体DX関係予算としましては、議会費で議会ペーパーレス化207万円、議事録作成・音声認識システム使用料84万5,000円、総務費の情報管理費でLOGフォーム利用料66万円を計上しています。

また、令和8年度新規事業につきましては、総務費の一般管理費で福崎町公式

LINE導入198万円、賦課徴収一般事務費で口座振替受付システム導入221万円、社会教育費の社会教育総務費で公共施設予約システム導入454万4,000円をそれぞれ計上しています。なお、この新規の3事業につきましては、国庫補助金の地域未来交付金（デジタル実装型）補助率2分の1を活用したものとなっております。

牛尾成利議員 これからは自治体の業務へのAI、生成AIの活用が想像以上に進むと思われます。他の自治体に遅れないようにお願いいたします。

次に、AI、生成AIについて、福崎町行政での活用について伺ってきましたが、学校教育現場にも急速に導入、浸透してきていると思います。児童生徒は、1台のタブレットを持ち、世界とつながっています。ここでも文部科学省が初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドラインを定めています。

学校教育現場では、先生側では校務の効率化、先生のスキルアップ等のメリットがある、児童生徒には、生成AIの仕組みの理解、学びに生かしていく視点、生成AIを使いこなすための力を育てる、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させる必要があると書かれています。

また、実際、家に帰って宿題をAIにしてもらっている、分からないことをAIに聞いている事例が小学生でもあると聞いています。

これからの5年間で教育現場が大きく変わっていく、また変わらざるを得ない状況にあると思われます。まず、生成AIの発展は教育現場にどのようなメリットをもたらすとお考えでしょうか。またそのメリットを享受するために、児童生徒たちへどのような指導をしていきたいとお考えでしょうか、お伺いします。

学校教育課長 児童生徒の学習場面において、一人一人のニーズや特性に合った学びを実現したり、新たな視点やより深い視点の出力から学びをより一層深めたりするなどの利活用が考えられます。

そのためにも適切な課題設定と指示文により自らの求める成果物につながる出力をさせ、その真偽や適切性を的確に判断できることが前提となります。各教科などで学ぶ知識や文章を読み解く力、物事を批判的に考察する力、問題意識を常に持ち、問いを立て続けることや、その前提としての学びに向かう力、人間性等、これらの涵養がこれまで以上に必要となります。

そうした教育を拡充する際には、体験活動の充実をはじめとする教育活動における実体験、それとICT利活用とのバランス、調和を一層指導する必要があると考えます。

牛尾成利議員 次にデメリットですが、AI、生成AIの発展は、教育現場にどのようなデメリットをもたらすとお考えでしょうか。またそのデメリットから児童生徒たちを守るためにどのような対策を実施していくべきとお考えでしょうか、お伺いします。

学校教育課長 生成AIを学習に活用すると、生徒が自ら考える機会が減少する可能性が十分にあります。主体的な学びの姿勢が損なわれるおそれ、また、生成AIが導く最適解に頼ることで、生徒自身が失敗を通じて学ぶ機会や試行錯誤の経験が不足し、思考力や創造力の育成にも悪影響を及ぼす懸念があります。

また、生成AIは、あたかも正確で信頼性があるかのように見えます。そういった情報を出力する一方で、実際には事実に基づかない誤情報を含む場合もあります。教育現場で誤情報をそのまま使用してしまうと、生徒が間違った知識を正しいと誤解する可能性があります。こうした事態を防ぐためには、生成AIの使用範囲や方法を適切にガイドする、そういったルールの整備に加えて、生成AIを利用する際には、真偽検証の徹底や情報リテラシー教育の強化、そういった対

策が不可欠であると考えています。

牛尾成利議員 ありがとうございます。学校や教育委員会の指導は、時代の変化に追いついていかなければなりませんので、よく見守ってあげてください。よろしく願います。

次に質問の5つ目、もう一つのごみ関連の問題です。リチウムイオン電池など小型家電の回収についてお伺いします。

最近、リチウムイオン電池関連の発火事故がよく報道されています。家庭での充電中に発火、ごみの運搬車が燃えた、ごみ処理施設の火災でごみ処理施設の休止が長期に及び、修理費用に数十億円がかかったなどです。神崎郡3町の新ごみ処理施設も、このような事故に遭えば大変な事態になります。このリチウムイオン電池の処理方法については、町民に十分周知と理解を求める必要があると思います。

まずリチウムイオン電池関連で、ごみ回収時や分別時など、処理中に発火事故があったかどうか教えてください。

住民生活課長 町で把握しておりますのは、昨年9月にごみ収集車付近で発火する事象が発生した1件のみとなっております。そのときはリチウムイオン電池が可燃ごみに混入しておりまして、収集車に入れる前に発見、すぐに消火したため、幸い大事には至らず、人的被害もございませんでした。その後、回覧や広報などで適正な分別回収と火災防止を呼びかけております。

牛尾成利議員 発火事故があったということです。リチウムイオン電池が使われている製品は、小型充電式電池、モバイルバッテリー、電子たばこ、携帯電話、ワイヤレスイヤホン、携帯型扇風機など多岐にわたっています。

広報ふくさきの2025年11月号では、リチウムイオン電池による火災防止月間として、加熱式たばこやハンディファンは不燃ごみですとあります。それ以外のリチウムイオン電池製品はと思うと、モバイルバッテリーのようなリチウムイオン電池本体は役場までとなっております。小形式充電式電池は、家電販売店とカレンダーにあります。ほかに何か説明はないかと福崎町のホームページを探しますと、小型家電は回収ボックスが役場内にあります、回収にご協力くださいとのチラシがありました。スマホ、パソコンなど小型家電も回収しますとありますが、これは資源回収が主な目的で、リチウムイオン電池の回収対策ではないと思われま

す。リチウムイオン電池製品をどのように処理したらいいのかが分かりません。中播消防署からのお知らせにも廃棄方法を確認して廃棄しましょうとしか書かれていません。私たちの周りには、リチウムイオン電池製品があふれていて、可燃ごみに混ぜられて排出されるかもしれない状況にあるにもかかわらずです。

まずは、リチウムイオン電池製品をこの新ごみ処理施設稼働までの2年間で分別収集の軌道に乗せるべきだと思います。回収ボックスを町内各地に設けるか、乾電池のように専用の籠で回収するか、回収する店舗を紹介するか、不燃ごみで回収するにしても、袋は別にして他の不燃ごみと混ざらないようにするなど重要な要素かと思ひます。また、ごみ回収カレンダーへのさらなる明記も重要です。

どこで回収するにしても発火の危険が付きまといま

す。いかがお考えでしょうか。
住民生活課長 リチウムイオン電池につきましては各報道でもよく目にする事から、ここ数年、その処理方法についての問合せも多くなつてきておりまして、住民の皆様も関心が高くなつてゐることは把握してゐます。

モバイルバッテリーのような小型充電式電池につきましては、電気製品販売店に設置してある回収ボックスか、役場の住民生活課に直接持参して回収するとい

う対応を取っております。電池の取り外しができない一体型の小型家電については、電池残量をゼロにしてから不燃ごみで排出していただくということにしております。ちなみに回収した後はくれさかクリーンセンターでも念のためしばらく置いてゼロにしてから破砕するといったような処理をしております。また、小型家電回収ボックスへの投入というのは現在やめてもらうように促しております、リチウムイオン電池専用の回収ボックスを町が設置することについても、無人管理で火災の危険が伴いますので、現在のところ考えておりません。

このたび配布させていただいております令和8年度の家庭ごみ分別収集カレンダーには、リチウムイオン電池の分別排出に関する説明の枠を設けておりまして、回収協力店を明示して周知しております。

牛尾成利議員 リチウムイオン電池製品が可燃ごみに混ざってしまうのが一番怖いと思います。また、不燃ごみで回収するにしても他の不燃ごみと混ざってしまいます。この問題についてはまた質問させていただきます。

最後ですが、質問の6つ目、福崎町お知らせシステムについてお伺いします。

福崎町では現在、防災行政無線の放送内容を電子メールで配信されています。夕方18時10分の放送内容が町内にいなくてもスマホにメールで届く便利なシステムが運用されています。

一方、各地区では、放送設備を自前で設置し、地区内のお知らせ、行事の開催連絡、訃報、老人クラブや子ども会の連絡などを流しています。この放送設備の維持管理にも費用がかかりますが、区長さんを悩ませているのが、放送が聞こえないという苦情です。今の家は気密性が高く、テレビでもつけていると全く聞こえません。独自のアプリでお知らせシステムを販売している業者もありますが、運用費用がネックになります。

そこで、現在福崎町で運用されているお知らせシステムを各区に開放していただけないでしょうか。皆さんがお知らせシステム登録時にどの地区のお知らせを受信するかを選択し、各区長が必要時に入力すればいいかと思います。なお、できることならば、現システムの拡充にも費用がかかりますが、さらに予算は必要ですが、新たなシステム、新たな地域アプリの創作、導入で国の地域未来交付金、デジタル実装型タイプAの利用とかですね、もあります。また例えばLINE FOR GOVERNMENTや今回令和8年度予算で検討されているBot ExpressのGovTech Expressの自治会機能の利用などをしていただければと思いますが、ご検討いただけませんか、お伺いします。

総務課長 現在、町で運用しておりますお知らせシステムですが、こちらは自治体向けのライセンスを販売業者、ベンダーから購入している商品になっております。このシステムを各自治会、各地区に開放するというのは、ちょっとライセンス上、難しいということから、議員のご提案についてはこのメールでの部分については難しいと考えております。

それから、もう一点の令和8年度から導入を予定しておりますBot ExpressのGovTech Express、LINEでの自治会機能でございますが、こちらにつきましては議員のご質問を受けまして、改めてベンダーに確認したところ、通常料金に含まれているという回答でございました。ですので、議員のご提案に沿っていきたいという思いがございます。まずは担当する総務課職員がシステムを理解するところから始めてまいって、これまでも答弁しておりますほかの課の業務へと順次広げていくという考えでございます。それと併せまして、議員ご提案の内容、自治会機能についても研究をしてまいりたいと、その

ように考えております。

牛尾成利議員 ありがとうございます。先ほどのB o t E x p r e s s社のシステムを利用されるなら、県下ほかの導入市町の状況なども参考にして今後研究していただき、ぜひ自治会、学校連絡等に開放していただきますようお願いいたします。

この質問に関連しますが、町民が何か福崎町の情報を得たいとすれば、自分から問い合わせるなり、ホームページを見に行くかです。福崎町が何かをお知らせしたいとすれば、広報ふくさきでのお知らせしかありません。月1回です。この福崎町お知らせシステムを拡充するか、新たなシステムを導入すれば適時適切にお知らせをプッシュ型で多くの町民のスマホに知らせることができます。行事や急を要するお知らせも可能です。パブリックコメントなどの募集も知らせることができます。ほとんどの方がスマホを持ち、メールアドレスもLINEアプリもお持ちです。まだまだこれから研究も必要かと思いますがご所見をお伺いします。

総務課長 導入予定のLINEシステムの機能といたしましては、議員のご提案のとおり、セグメント配信、これはセグメントというのはグループなんですけども、必要な人に必要な情報を適切なタイミングで配信するという機能があります、セグメント配信で届けることができますので、事前に町民の方が知りたい内容を登録されることで希望する情報を取得できるということです。また、プッシュ型配信も可能ですので、災害発生時の避難等に関する情報など、登録者全員に発信することなど、内容に応じた情報発信を行うことができます。

ほかにも、これまでもありましたが、災害発生時の職員の安否確認ですとか、あとイベント申込みなど多くの機能がございます。それぞれ準備は必要でございますが、整い次第、順次活用してまいりたいと考えております。

牛尾成利議員 ありがとうございます。ぜひ研究等よろしくお願いします。

これまで4回質問いたしましたが、最後に子宮頸がん検診の新しい検診方法の導入につきましては令和8年度に措置していただきました。ありがとうございます。また、情報モラルについての質問には田原小学校の田原っ子だよりを例に取れば、コラムの情報教育の中でスマホ利用の注意点、発信履歴が将来に影響するなど、数々載せていただいております。どうもありがとうございます。

世の中が大きく急激に変化しています。燃料費等の高騰で町財政や私たちの家庭への影響も大きいと思います。大きな建設事業の事業費も心配です。その中で、第7次行政改革が始まりますが、私たちも十分注視していきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長 以上で、牛尾成利議員の一般質問を終わります。

次、3番目の質問者は、中田貴子議員であります。

質問の項目は

- 1、公共施設について
- 2、防災対策について

以上、中田議員。

中田貴子議員 議席番号1番、中田貴子です。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

自治体の貯金にあたる財政調整基金が目減りし、町財政が3年連続で赤字、大変厳しい財政に直面している福崎町。大きな事業も続き、老朽化した公共施設の維持管理費、水道などのインフラの維持管理費や少子高齢化に伴う社会保障費が増えていることなどは否めない事実です。住民サービスの削減も行われる第7次行政改革と予算案となっております。住民さんからは、財政の見通しの甘さや将

来の予測をしっかりと立てて、財政の規律を保ってほしいと言われていました。

そこで、12月議会でもお聞きいたしました。公共施設の一つであるエルデホールについてお聞きいたします。

前回の一般質問において、エルデホールの赤字運営を踏まえ、自主事業の開催内容やチケット代、施設利用料の見直しを検討するとのご答弁をいただきました。しかし、現実はどうでしょう。利用者1人当たりの使用料は約323円。利用者1人に対する町負担額は2,251円。町民1人当たりの町負担額は2,684円。これでいいのでしょうか。

令和5年と令和6年の2か年の収支は1,300万円超えの赤字でした。赤字が継続しているという事実は決して看過できる数字ではありません。これは単年度の一時的なものではなく、構造的課題であると受け止めるべきではないでしょうか。

私は文化振興を否定するものではありません。芸術文化は町の品格を高め、町民の心を豊かにする大切な施策です。しかし今、福崎町は財政健全化を強く求められています。公共施設の見直し、補助金の精査、事業の統廃合を進める中で、赤字が継続している事業だけが例外であり続けることに、町民の理解は得られるのでしょうか。

まず、お尋ねします。エルデホールの自主事業についてお伺いします。

自主事業の内容や実施方法について、どのような見直しを行われたのでしょうか。

社会教育課長 この自主事業の見直しにつきましては、これまで年間6から7事業を実施していましたが、これまで文化センターが所管しておりました文化講演会をエルデホールの自主事業の一環として実施する、それを合わせて年間4から5事業に事業数を減らし、内容につきましても集客性の高い出演者による事業に精査して実施していきたいというふうに考えております。

中田貴子議員 自主事業の実施にあたり、事前に収支目標や採算基準は設定されておりますか。

社会教育課長 収支目標としましては、令和6年度以前は公演委託料の4割を入場料で賄うことを目標としておりました。令和7年度からは公演委託料の予算700万円に対し、入場料収入500万円を目標と設定しております。

中田貴子議員 それでは、仮に入場料収入などの目標が未達となった場合、その結果は今後の事業判断にどのように反映されていくのでしょうか。

社会教育課長 この入場料収入500万円、こちらにつきましては、ホールの収容人員が満席で350人であるため、目標達成のためには常に満席を目標に事業を計画、実施しております。

そのため、イベントの際にはアンケートを実施するなどしまして、どのようなジャンル、内容が求められているか、ニーズの把握、事業計画に反映するように努めております。

中田貴子議員 次に、赤字に対する判断基準についてお伺いいたします。

赤字が一定額を超えた場合の見直し基準など明確な数値基準は存在するのでしょうか。もし基準がないとすれば、それは結果として赤字事業でも継続する前提になっていないのでしょうか。

社会教育課長 このエルデホールは地域の振興と文化の発展を図るということを目的として設置された公共の施設であり、赤字に対する判断基準として明確な数値基準は持っておりません。ただ、赤字を少しでも少なくするようというところで取り組んでおります。

中田貴子議員 受益者より公費負担が大きい事業について、財政が厳しい今、事業継続の判断

基準となる数値目標を持たないということは、町民への説明として十分とは言えず、赤字を少しでも減らすというだけではなく、いくらまでの赤字を許容するのか、どの段階で見直しを行うのか、こうした判断基準が必要ではないでしょうか。また、貸館機能への重点化、自主事業の縮小や休止、指定管理者制度の導入など民間活力の活用といった選択肢について、抜本的な検討を行う必要があるのではないのでしょうか。

文化行政の責任者として、教育長にご所見をお伺いしたいと思います。

教 育 長 貸館事業は将来の福崎町の人づくりの基礎となる文化芸術面の後退につながると思っております。貸館事業に特化するべきではないと思っております。

自主事業については、縮小はあっても、廃止・休止する考えはございません。

指定管理者制度の導入については、指定管理をしている他市町の資料とか状況を見てみますと、指定管理料と持ち出し金はほとんど差がありません。また、多数のボランティアが必要になっております。さらに、公演の内容がクラシックなどに偏ってしまうと聞いております。近隣市町の文化施設で赤字になっていないという施設があれば、ぜひ参考にしたいと思っております。中には民営から直営に戻る予定の施設もあると聞いております。そのようなデメリットが非常に多い。

その一方で、現在のエルデホールは社会教育施設として、町民の意向や願いを大切にしております。何より、教育施設として、住民さんの教養や豊かな生活という文化意識の向上につながっている一端になるよう努めておるところです。しかし、町民さんの目線で寄り添った運営にするためには、民営化はなじまないと思っておりますが、指定管理者のノウハウは参考にする必要はあるかなと思っております。

中田貴子議員 ありがとうございます。それでは次に、料金の在り方についてお伺いしたいと思っております。

施設利用料金やチケット料金を見直す場合、町民への配慮、子育て世代、高齢者など文化活動の担い手への優遇措置も重要であると考えます。単なる料金改定ではなく、負担の公平性と町民還元のバランスをどのように考えておられるのでしょうか。具体的な検討内容があればお聞かせください。

社会教育課長 今後、公演の入場料でありますとか施設利用料金の見直しを行う際には、町民優先を念頭に置きまして、公演内容につきましては、子育て世代や高齢者のニーズの把握に努め、施設利用料金につきましては福崎町内で文化活動をされる方が使いやすいと思っただけのように、公演、それから貸館の仕組みづくり及び料金設定にしたいというふうに考えております。

中田貴子議員 令和6年度は入場料が約452万、公演委託料が約861万で約409万円のマイナス。令和5年度も同様に約430万円のマイナスでした。課長のおっしゃるチケット代や利用料金の見直しだけで改善していくものなのでしょうか。今後は、やはり公演内容の選定基準、集客戦略と広報手段、民間のノウハウの活用などを含めた中長期的な経営改善ビジョンが必要ではないかと考えます。町としてどのような方向性を描いておられるのか、町長にここでお聞きしたいと思っております。

町 長 エルデホールは公共施設として、地域の振興と文化の発展を図るを第一使命として自主事業等の業務を行っているところでございます。その原点は大切にしていきたいと、このように思っております。

ただ、施設の継続した維持管理には大きなお金が出ているということも事実でございますので、引き続き公平で公正な受益者負担の在り方を検討して、SNS等を活用したより多くの方への広報や周知、また、民間ノウハウの活用等も考えてまいりたいと、このように思っております。

中田貴子議員 教育長も町長も民間の活力も生かしながらこのエルデホールを考えていきたいというふうにおっしゃっていただきました。エルデホールは、町民の心のよりどころであることは間違いありません。しかし、だからこそ、感情論ではなく、責任ある経営判断が求められていると思います。文化振興の意義は理解します。同時に、財政難の中で自主事業をどのような政策的優先順位で位置づけられていくのか。赤字が一定規模を超えた場合、明確な見直し基準はあるのか。これらを曖昧にしたままでは、町民の皆様にやりっ放しと言われても仕方ありません。文化は大切です。しかし、税金で支えている以上、続けること自体が目的になってはいけないと思います。財政健全化を進める本町として、エルデホール自主事業については、具体的な数値基準を設けた見直しを行う必要がやはりあると思います。

社会教育課長 まず自主事業につきましては、地域文化の振興及び地域住民への娯楽の提供、これが公共ホールの果たすべき役割であると考えて実施をしております。

それからご承知のとおり、エルデホールにつきましてはメインホールが指定席300席、具体的な数値基準を設けてもその上限値が限られているという状況がございます。

このため、令和8年度は、自主事業の実施回数や内容を精査し、それから屋外の芝生広場を活用して、より多くの方に来ていただけるイベントを開催するなど、事業内容の見直しを行い、赤字の削減に努めたいというふうに考えております。

中田貴子議員 エルデホールは、町民の文化活動を支える大切な施設であり、長年にわたり地域の文化振興に役割を果たしてきました。一方で、年間多額の町費が投入されている現状がある以上、町民の理解と納得が得られる運営であることが何より重要だと考えます。文化振興の意義を大切にしながらも、財政状況を踏まえた持続可能な運営が求められております。今後は、今日の答弁で示された取組が実際にどのような成果につながっていくのか。また、赤字の状況がどのように改善されていくのかについて具体的な数字と実態をしっかりと確認しながら、今後も注視していきたいと考えております。町民の理解が得られる運営となるよう、目標となる数字を意識した計画的な運営に、料金の見直しに取り組んでいただくことを強く要望し、私の1つ目の質問を終わります。

次に、青少年野外センターについてお伺いいたします。

青少年野外センターの今の利用料金についてお聞きします。

本町の福崎町青少年野外センターは、自然環境に恵まれ、町内外から多くの利用がある人気施設です。利用料金は現在、子ども110円、大人220円、山小屋160円となっていると認識しておりますが、現在もこの料金体系で運営されているのでしょうか。

社会教育課長 はい。現在も同じ料金で運営をしております。

中田貴子議員 この料金は大変低廉な水準であると感じています。現在の料金体系は、いつからこの金額で運用されているのでしょうか。料金設定の経緯についてお伺いいたします。

社会教育課長 こちらの現在の料金は令和2年4月1日から現在の料金となっております。

中田貴子議員 その料金設定の経緯をお願いいたします。

社会教育課長 この料金設定、令和2年4月1日からの料金設定につきましては、消費税の税率の変更等がありまして、それに伴って、それまで210円だったものを220円というような形でその税率の差額を変更しております。

中田貴子議員 それでは、消費税に伴い110円、220円という端数が出てきているという

ことだった、大きな改定はしてないということですね。

では5年がもう既に経過しており、近年は物価高騰が続き、施設管理費や光熱費も増加してきております。まして昨年は空調設備が設置され、施設の快適性や機能性も大きく向上しました。SNSでも施設が美しい、施設整備が行き届いていると評価されている。安いから利用される施設から、質で選ばれる施設へと変化している印象を受けます。価格だけではなく、施設の質そのものが選ばれている状況にあると感じています。

しかしながら、令和8年度において、利用料金の見直しが行われておりません。令和6年度の町負担額は約1,029万円と承知しております。令和7年度の町負担見込額はいくらになるのか、お伺いいたします。

社会教育課長 この町負担額を決算見込額と使用料見込額の差と考えますと、令和7年度は約1,170万円となる見込みです。

中田貴子議員 空調設備の設置による光熱費増加はどの程度見込まれているのでしょうか。

社会教育課長 年間10万円程度の増加を見込んでおります。

中田貴子議員 町財政が厳しさを増す中、公共施設運営においては、受益者負担の原則が重要であると考えます。現在の料金水準と町負担の状況において、受益者負担の考え方との整合性をどのように整理されているのか、お伺いいたします。

社会教育課長 サービスを利用される方（受益者）による応分の負担を求め、公平性を確保するために料金改定を行うことは、受益者負担の原則との整合性からも必要であるというふうに考えております。

中田貴子議員 それでは、令和8年度において、利用料金の見直しが行われていない理由についてお伺いいたします。料金改定の検討は行われたのでしょうか。また、行われていない場合、その理由は何でしょうか。

社会教育課長 町全体の公共施設使用料の見直しを令和8年度中に予定しており、それに合わせて野外活動センターの利用料を見直したいというふうに考えております。

そして、野外センターにつきましては、令和7年度に山小屋に空調設備を設置し、空調設備に係る光熱費の増加額を利用料に反映した料金改定としたいというふうに考えております。野外センターにつきましては、山小屋にはこれまで空調設備がなく、また空調設備は夏の冷房だけでなく冬の暖房の利用も考えられることから、電気料金を反映した施設使用料の試算を進めており、町全体の施設利用料見直しと合わせて料金を改定したいというふうに考えておりました、検討は行っているところでございます。

中田貴子議員 空調設備をつけたにかかわらず、空調設備の使用料も上乘せした金額を考えてはいるものの、空調設備利用料を取っていない。来年度、令和8年度も施設設備を整えたにもかかわらず、同等の料金のまま据置きで判断されていきます。またもう少し詳しい理由をご説明願います。

社会教育課長 先ほど山小屋につきましては、施設ごとに改定しますと利用者の混乱を招くおそれもあると考えまして、施設全体で利用料の見直しを併せて考えていきたいというふうに考えているところでございます。

中田貴子議員 備品の使用料という空調の使用料ということであれば、利用者も混乱しにくかったのではないかと思います。空調代金も含めた令和7、8年度の早期に料金改定の準備を整えていただけたらと思います。現在、減免団体の利用や町外利用者の割合が高いと聞いております。そこでお伺いいたします。

直近の減免団体の利用件数と町内利用件数、町外利用件数、それぞれどの程度の割合になっているのでしょうか。

社会教育課長 令和6年度の実績では、総利用団体数が406団体、そのうち町内が123団

体、町外が283団体となっております。そのうち減免で利用された団体は20団体で、全て町内の団体が減免で利用されております。

中田貴子議員 減免団体は全て町内の団体ということですね。町外利用者の割合が高いということは、結果として町民負担が増え続ける構造になりかねません。受益者負担の観点から、町内料金、町外料金に差を設けることは制度上可能でしょうか。

社会教育課長 受益者負担の原則で考えれば、施設の維持管理費を利用者の約6割を占める町外の方に負担していただき、町の負担額を減らす。それから町内料金と町外料金を設定するという事は可能というふうに考えております。

中田貴子議員 町民の税金で維持している施設である以上、町民の理解と納得が得られる制度設計が必要であると考えます。近隣自治体の同種施設と比較しても、本町の料金は極めて低い水準にあります。確かに安さが利用促進につながる面もあります。しかし、現在は施設の整備や環境のよさが評価されている施設でもあります。今後は安い施設ではなく、質の高い施設へと、適正価格で利用される施設へと運営の考え方を整理していく必要があると思います。どのように考えておられるのかお伺いいたします。

社会教育課長 野外活動センターは、青少年の健全育成を目的とする社会教育施設という観点から現在の料金設定というふうにはしておりますが、施設の維持管理には当然費用が必要となってまいります。町負担を軽減し、施設を維持管理するために、料金の見直しということは考えていきたいというふうに思います。

中田貴子議員 それでは、5年間の収支見直しについてお伺いしたいと思います。

現在の料金体系を維持した場合、町負担額はどのように推移すると見込まれているでしょうか。また、料金改定を行った場合、その町負担をどれぐらい改善しようとするものでしょうか。

社会教育課長 収入につきましては、今後5年間の料金改定によりまして、収入増を図っていききたいというふうに考えております。それから支出につきましては、現在施設には大きな不具合は生じておりませんが、修繕や器具、設備の更新が必要となった場合、支出が増加するというふうに考えております。

中田貴子議員 どれぐらい改善しようという数値目標はお持ちでしょうか。

社会教育課長 この施設につきましては、現在、管理人に来ておられます方の人件費については使用料等で賄えるようにしたいというふうに考えております。

中田貴子議員 管理人に来ていただいている分を、使用料で賄うというのは、私が質問している意図と違うので、町負担をどれぐらい改善しようとしているものか、数字で表せていただくとありがたいのですが、いかがでしょう。

社会教育課長 目標としましては、具体的な金額で申し上げますと、約200万円程度の金額を見直していきたいというふうに考えております。

中田貴子議員 それでは持続可能な施設運営の観点から、段階的な料金改定、町内外の料金の見直しといった制度設計の検討をほかの公共施設も同様にされる予定でしょうか。

社会教育課長 ほかの施設も併せてこの令和8年度中に検討したいというふうに考えております。

中田貴子議員 本施設は子どもたちの健全育成の場としても大変重要な施設であり、町の大切な財産であると認識しております。しかし一方で、年間1,000万円規模の町負担が継続している現実もあります。このまま料金を据え置けば、その負担は町民全体で支え続けることとなります。町民の理解を得るためにも受益者負担の原則に基づいた適正価格の検討は避けて通れない課題です。持続可能な施設運営の観点から、具体的な料金見直しの検討をスピードを持って行っていただきたいと思っております。ここで教育長にもお考えをお聞きしたいと思っております。

教 育 長 県内では野外活動センターの施設利用料、ぱっと調べてみたんですが、1000円や2000円という施設もありました。また以前には、安くして多くの人に来てもらうべきだという意見があったと聞いております。しかし、現在は行政改革の一環で、適切な受益者負担になるように見直しが必要であるということで現在も見直しをしておる最中でございます。令和8年度の社会教育施設について料金の見直しをしたいと考えております。そして現在、社会教育課、社会教育委員会の事務局では、令和7年度の利用状況から、入山料と山小屋の使用料を試算しております。その結果を社会教育委員会、そしてその後、教育委員会で協議する予定にしております。

中田貴子議員 年間1,000万規模の一般財源を投入している現状は、単なる施設運営の問題ではなく、町全体の財政運営に関わる政策判断であると考えます。

受益者負担の在り方、町内外の利用の公平性、そして持続可能な施設運営。これらは町長の財政運営方針にも関わる重要な課題ではないでしょうか。将来世代に過度な負担を残さない責任も私たちにはあります。利用料金の在り方について、令和8年度の早い時期に方向性をお示しいただき、令和9年度には町民に理解いただけるような改定ができるように検討していくという一般論でとどまることなく、町民が最も知りたい具体的な方向性が見えるようにしていただきたいと思っております。

ここで改めて確認させていただきます。利用料金の見直しを含めた公共施設の制度検討を令和8年度中に町長として検討し、見直しをされる方向性であることは確実でしょうか。

町 長 第7次行政改革大綱実施計画にですね、この料金、使用料の見直しを令和8年度から行うということを明記しております。必ず令和8年度中に見直すべくやっていきたいと思っております。

中田貴子議員 ありがとうございます。青少年野外活動センターは、子どもたちの健全育成の場として、町にとって大変大切な施設でもあります。この施設を将来にわたって持続可能な形で残していく責任が私たちにはあるのではないのでしょうか。現在の料金体系は長年据え置かれたままの状態であり、年間1,000万円規模の町費が投入され続けております。これは決して小さな金額ではありません。町民の税金で支えている以上、町民の理解と納得が得られる制度でなければならないと思っております。安さだけで維持する時代ではなく、適正な受益者負担と持続可能な施設運営、この視点に立った見直しは、今、避けて通れない課題でもあります。公共施設予約システムを導入し、施設の利用がしやすくなる効果が見込めます。しかし、子どもたちの未来のためにも、そして町民の皆様の大切な税金を守るためにも、料金の在り方について具体的な検討をできるだけスピーディーに開始されることを強く求め、私の2つ目の質問を終わります。

議 長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。
会議の再開を13時といたします。

◇

休憩 午後 0時14分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

副 町 長 先ほど中田議員さんの野外活動センターのご質問の中でですね、今後の収支見通しということでご質問がございまして、もう少し詳しい数字をお求めになったかと思うんですけども、最後に言いましたように、各施設も含めましてね、

今後どういう考え方で料金改定を考えていくのかというところから入りますので、具体的に金額とか人件費相当分とか言いましたけれども、それも含めまして、これからの検討課題ということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

中田貴子議員 ありがとうございます。それでは次の質問に入らせていただきたいと思います。

3月11日、東日本大震災から15年がたちました。あの日、当たり前だった日常が一瞬で失われ、多くの貴い命が奪われました。私の生まれ育った福崎町は幸いにもこれまで大きな災害には見舞われておりません。しかし、南海トラフ地震の発生が懸念される中で、災害は決して他人事ではありません。平常時にどれだけ備えを積み重ねられるかが、いざというときの命を守る力につながると考えます。私は東日本大震災の後、東北の被災地でボランティア活動を行いました。そのとき強く感じたのは、生きるために必要なのは運ではなく生きるすべを学ぶことということです。そうした経験も踏まえながら、福崎町の防災対策についてお聞きします。

まず、避難訓練の実施状況についてお聞きいたします。

令和6年度は、自治会単位の避難訓練が5自治体で実施されたとのことでした。そこでお尋ねいたします。令和7年度の現時点において、避難訓練を実施した自治会数は何自治会でしょうか。

住民生活課長 前回9月議会で質問をいただいたときは、自立（律）のまちづくり交付金事業の申請段階で13自治会が避難訓練を実施する予定と申し上げましたが、現時点で実施したのは6自治会となっております。

また、県のひょうご安全の日推進事業を活用した実績が2自治会ございますので、令和7年度で避難訓練に特化しますと実施した実績は8自治会となります。

中田貴子議員 避難訓練は、いざというときに命を守る最も基本的な取組です。自治会単位の訓練が広がることは、地域の防災力の向上に直結します。

あわせて、自立（律）のまちづくり交付金事業において、防災事業が必須要件となっている中で、町として避難訓練の実施率を今後どこまで引き上げられる目標を持っておられるのか、数値目標があればお示してください。

住民生活課長 避難訓練の数値目標は設定しておりませんが、第6次総合計画では、防災訓練の実施件数をめざそう値として設定しております。

その目標値につきましては、令和10年で25自治会、最終目標年度であります令和15年で33自治会全てという目標を立てております。

ただ、ここ数年、防災についての出前講座に行く機会が増えたんですけども、多くの自治会において避難訓練の実施とまではいかななくても、高い防災意識を持っておられる方が多いというふうに実感しております。徐々にではありますけども、こういった講座等を通じて、避難訓練、また防災訓練の実施につなげていければと思っております。

中田貴子議員 第6次総合計画では令和10年度に25自治会、令和15年に33自治会という目標ということで、ぜひその達成に向けて、出前講座なども町民の方へPRして、さらに積極的な支援や働きかけをお願いしたいと思います。

次に、避難訓練マニュアルについてお聞きします。

基本の項目の作成に取りかかっているということでしたが、令和8年度中にマニュアルは完成するのでしょうか。また、完成した場合、配布先はどのように考えておられますか。配布だけではなく、配布先への説明会や研修会を実施されるのでしょうか、お聞きいたします。

住民生活課長 避難マニュアルなんですけども、ほぼできてはおりますけども、もう少し内容

的なところを精査する必要がありますので、もう少し時間をいただけたらと思います。

完成した際には全自治会への配布も考えておりますけども、説明会や研修会の実施といったところまでは今のところ考えておりません。

中田貴子議員 避難訓練マニュアルについては現在ほぼ完成しているとのことですので安心いたしました。ぜひ早期に完成させ、全自治会へ配布するとともに、単に配るだけではなく、自治会向けの説明会や出前講座などを活用して、活用方法を伝えるような取組を行っていくような考えはありませんか。

住民生活課長 おっしゃられるとおり、そうしたほうが全町民さんには伝わりやすいのかなとは思っていますので、ご提案ありがとうございます。ちょっと考えさせていただきます。

中田貴子議員 よろしくお願いたします。

次に、避難所運営についてお聞きいたします。

小中学校を含む各避難所の運営マニュアルについても、現在、全避難所分が整備済みでしょうか。

住民生活課長 今現在、全避難所分といいますと、されてはおりませんが、各小中学校においては、避難所運営マニュアルというものが作成されております。町の運営マニュアルができましたら、その内容のすり合わせといったものが必要になるかと思っております。またその辺りが整理できましたら全避難所への展開ができるのかなというふうに考えております。

中田貴子議員 小中学校を含めた避難所運営マニュアルについても、町のマニュアルとの整合を図りながら、全避難所での実効性ある形で整備していただきたいと思っております。

次に、災害時市民開放井戸の登録制度についてお聞きしたいと思っております。

福崎町にはこの制度はまだありません。これまで課題があるとのことご答弁でした。

そこでお尋ねいたします。制度創設にあたっての具体的な課題は何でしょうか。その課題に、現在どこまで整理されているのでしょうか。現時点での状況をお聞かせ願います。

住民生活課長 災害時開放井戸なんですけども、その有用性は非常に高いと思っております。研究を今現在続けておりますけども、要綱については今現在作成中でございます。課題としては、災害時に想定される電力の停止によりまして、水がくみ上げられなくなる。また、井戸の存在を周知するにあたってのプライバシーの問題、それから常に生活用水として使用して水を循環させた状態であること、また水質基準、こういったものをクリアしていることはもちろんなんですけども、定期的な水質検査に係る費用負担など、こういったものが上げられます。今年に入ってから出前講座に赴く際に、講話の中で、開放井戸の制度についても触れさせていただいているところです。この制度の創設は共助の観点からも非常に有用であると感じているところです。

中田貴子議員 では、令和8年度中には創設のめどは立ちそうでしょうか。

住民生活課長 できるだけ早くに創設したいというふうに思っております。

中田貴子議員 災害時市民開放井戸の制度については、現在要綱を作成中のこと、出前講座の中で、うちの井戸を使ってくださいとおっしゃる町民の声もあったと聞きます。大変心強いことだと思います。まさに防災は行政だけでなく、地域の共助によって支えられるものです。姫路市や太子町など、既に制度化されております。福崎町も防災対策の一つとして、水の確保となる災害時開放井戸の制度創設を進めていただきたいと願っております。

そこで、町長は、災害時市民開放井戸の制度創設に向けてどのように取り組も

うとされているのか、町長のお考えをお聞かせください。

町長 先ほどですね、住民生活課長ができるだけ早くですね、制度の創設を考えたいということを行いました。私もぜひその方向で進めてほしいなというふうに思っております。

中田貴子議員 東日本大震災から15年、災害の記憶は時間とともに薄れていきます。しかし災害そのものは決してなくなるものではありません。だからこそ今、この平常時にどれだけ備えを積み重ねることができるのかが大切だと思います。今回のご答弁では、防災訓練やマニュアルの整備、災害時井戸制度の検討など、一定の取組は進んでいることが分かりました。しかし、これらの避難所を考えると、女性、子ども、乳幼児、高齢者など、様々な立場の方への配慮も欠かせません。全国では、トイレカーの導入、授乳やおむつ替えができるベビールームなど、避難所環境の改善に取り組む自治体も増えてきております。また、スポーツ庁でも、25年度プレー防災と銘打ち、スポーツを通じて防災を学ぶ体験型防災教育プロジェクトを始めています。福崎町においてもこうした新しい視点を取り入れながら、防災対策がさらに前に進むことを期待し、私の一般質問を終わります。

議長 以上で、中田貴子議員の一般質問を終わります。
次、4番目の質問者は、田中康智議員であります。

質問の項目は

- 1、令和8年度予算について
- 2、広報の充実について
- 3、選ばれる町への道筋について

以上、田中議員。

田中康智議員 議長の許可を得て一般質問をさせていただきます。8番、田中康智です。よろしく申し上げます。

令和8年度予算は、第7次行政改革の初年度予算ということで、同計画の完遂に道筋をつける非常に重要な予算であると考えております。本日の一般質問は、第7次行革の成功により、本町の財政状況の改善が達成されることを心から願うものとして、令和8年度予算に関して提言も含めて質問をさせていただくものです。

先ほど議長からご案内いただいたように、令和8年度予算について、広報の充実について、選ばれる町への道筋について、この3点について順次一般質問をさせていただきます。簡明かつ積極的なご答弁をよろしくお願いいたします。

では早速、1番目の令和8年度予算についてでございます。

公共施設の統廃合による行財政の改革について、第7次行政改革大綱では、巻頭言に本町の課題や特性に合わせて実施する施策の筆頭に上げられております。また、実施計画では、令和8年度から施設の廃止・統合・複合化を検討すると位置づけられております。この公共施設の廃止・統合・複合化を国が後押しをする制度として、総務省が所管する地方債措置としての公共施設等適正管理推進事業の内容及び時限措置が令和8年度で終了するという点など、この制度についてのご認識をお伺いいたします。

企画財政課長 公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等総合管理計画に基づいて地方単独事業等として行われる公共施設等の集約化・複合化事業、長寿命化事業、除却事業等を対象とする地方債で、このうち集約化・複合化事業は起債充当率90%、交付税措置50%となっておりまして、令和8年度までの時限措置ということをご認識しております。

田中康智議員 今、お答えいただいた制度の中で、私は施設の除却というところに着目して議

論を深めていきたいと思えます。この国のですね、強力な指導ということもありまして、本町で公共施設に関する問題意識を共有し、今後の施設の在り方の検討を行うための基礎資料として活用するんだ、こういう目的です、福崎町公共施設等総合管理計画を令和6年3月に改定されました。以降、この計画を管理計画というふうに略称させていただきますが、この管理計画策定はさきのご答弁にありましたようにですね、この総務省の所管します公共施設等適正管理推進事業、これをですね、これも略称して管理推進事業というふうにこれから言わせていただきますけど、この制度の適用に密接に関連するものです。この管理計画に位置づけられた施設の集約・統合に対して、高い起債充当率と後年度の交付税措置を行うことで、公共施設の適正化を推進しようというのが国の施策でございます。

この管理計画において、文化センターと第2体育館はどのように位置づけられており、また、現在の両施設の利用についてどのような課題、そして今後の施設統廃合の方針などはどのようになっておるのか、この点、お伺いいたします。

企画財政課長 文化センターと第2体育館の公共施設等総合管理計画での基本的な考え方は、文化センターは、現在の機能や提供サービス等について再検証を行い、各機能別（ホール、会議室等）の必要面積を勘案した上で、施設の集約、統廃合も視野に入れた施設を検討する。町民第2体育館は、社会開放している小中学校の体育館を含めた利用状況を勘案し、危険度が高まった時点で廃止・撤去を検討しております。現在の両施設の利用についての課題については、第2体育館については、両施設ですけど、耐震基準を満たしておらず、今後施設の除却や統廃合の具体的な時期や内容等も決まってないことであります。今後は両施設の方針等について検討していくこととなります。

田中康智議員 ありがとうございます。先ほどのご答弁の中で耐震基準を満たしていないというご答弁をいただきました。その内容についてですね、これまでのこの本会議の場でも話題になったことですが、ちょっと注意的にもう一度言いたいと思えますが、耐震診断のですね、スコアを示すI s値というのがあります。このI s値というのがですね、0.3を下回る施設というのは、評価としてはです、大規模な地震に対してですね、倒壊または崩壊する危険性が高い、こういう評価です。文化センターにつきましてはこの0.3を下回っているということ。そして第2体育館についてはですね、そもそもこの解体撤去という方向は決まっておったからかというふうに推察はするんですが、この耐震基準の判定すら受けちゃらないというようなことでございます。

そのですね、施設を、今現在もですね、部分的とはいえ使っていらっしゃることについてもご答弁があったようなところでございます。この耐震性能に課題がある施設の使用については、多くの議員からですね、警鐘を鳴らされて既にあるところです。公共施設の利用対象から除外するという、これは法的な手続、これが必ず必要です、これも踏んでいただかなあかんのですけども、まずは施設管理者の管理権限で直ちに使用不可ということを明確に打ち出す必要があるんじゃないかというふうに私は考えてございます。

以下ですね、施設の除却について、特に廃止・撤去の検討対象に上げられている第2体育館について、財政面からの質問及び提言をさせていただきたいと思えます。

今後ご答弁いただくときですね、施設の使用禁止の観点も含めてですね、ご答弁をお願いしたいと思えますが、第2体育館、現状を申し上げますと、延べ面積がですね、1,079平米。昭和44年に完成した築57年経過した耐震補強未実施のスポーツ施設というふうになってございます。これをですね、解体をする

ときに費用単価1平米当たり25万円と仮定をしますと、工事費は約2億5,000万になります。令和8年度に解体して先ほどのですね、国の制度、管理推進事業の適用を受けると令和8年度の一般財源というのは、先ほど9割がいわゆる起債充当という話がありましたから、その残りの10%に相当するということになって、令和8年度は2,500万円ということです。これをですね、2年間の検討の後、例えば令和10年度に解体したとすれば、今の物価高騰の情勢を考えますと、例えば年間5%ずつ物価高騰するというふうに考えれば、令和10年当時ですね、工事費が2億7,500万まで膨らむというふうに予想されます。これはですね、この国の制度が終わっておりますので、通常の一般の起債充当率75%で計算しますと、令和10年度の一般財源は6,875万という計算になります。これでですね、最初の初年度に要する一般財源が2.75倍になるというふうなことになります。既にですね、廃止・撤去の方向性が決まっておって、あとは時期だけが決まっていないということですので、どうかこの令和8年度にですね、解体することを決定すべきというふうに私は思うんですが、いかがなものでしょう。

副町長 ご提案ありがとうございます。先延ばしをすることで、物価高騰で事業費も上がるという心配はあると思うんです。ただ、公共施設の除却に対する地方債、基本的にはこれはないと思っております。このたび、こういった制度が拡充されましたので、これでやるべきかなという思いはございます。ただですね、行政改革の基本計画の中ではですね、投資的経費の抑制ということも上げております。これが、どない言うんですか、充当率がいいということはもちろんそうなんですけども、経費としては当然計画以上に膨らんでいくということもございますので、令和8年度でのこの体育館の解体というのは今のところですね、考えてはおりません。

田中康智議員 先ほどのご答弁ですね、行革の投資の抑制というのが一つの大きなテーマだということで、この行革の期間中はですね、実施できないんじゃないかというふうなご答弁だったかと思えます。確かにおっしゃるとおり有利なですね、この地方債の制度を活用しても、約2,500万の一般財源が必要になるんです。町長はですね、この施政方針演説とか予算特別委員会のご答弁にありましたように、令和7年度当初見込んでおいた財源不足1億円をですね、何とか解消したと、回避できたというふうな話、おっしゃってございました。これをですね、当局はたまたま地方交付税の再算定で歳入が増えたというふうにはですね、ちょっと控え目にとりか、消極的にお捉えになっておられるんですけど、私はですね、町長をはじめ財政当局の担当者が真剣にですね、申請を繰り返してくれて、そしてまた本町の非常に厳しい財政状況というのをですね、事あるごとにですね、理解をお願いしますというような、そういうふうなためにですね、奔走された、そういうことが現れたんじゃないかというふうに思っています。実はですね、もう立派なですね、誇るべき成果なんだというふうに捉えていただいてもいいんじゃないかというふうに私は考えておるんです。

この行政改革はですね、行政改革としてちゃんと効果を上げるんだということですんで、この令和7年度に獲得した1億円、これを新たな財源というふうに捉まえてですね、今しかできないとか、今やれば本当に有利だというふうな生きた使い道ということ、このチャンスを逃すべきじゃないんだというようなこと、こういうご判断を、ぜひお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

町長 ありがとうございます。田中議員がおっしゃるような見方もできるかもしれないんですが、やはり私、たまたまこの1億円の財調をですね、取り崩すことをし

なくても済んだというものはですね、大切にしておきたいと思うんです。来年、再来年がですね、正直言いまして、平準化するには見込みは立てていますが、何が起こるか分からないということもございますので、先ほど副町長が申し上げましたように、第7次行政改革で投資的経費は抑制していくんだという方向を掲げておりますので、新たなですね、投資事業というのは控えていきたいというふうに思っております。

田中康智議員 今ですね、町長のご答弁、将来に対してですね、今、情勢が非常に動いているということで、安心する材料が一つもないんだということですね、守りということも大事じゃないかという、そういうご趣旨のご答弁というふうに把握をしましたが、そのですね、考えられる基にひょっとしたらこういうことがあるんじゃないかなというふうに私は思いますんがね、さきに上げさせていただいた国の制度、管理推進事業ですけど、これは令和8年度を最終年度としておる時限措置なんです。ですけれども、過去の経緯を見ますと、もともとは令和3年度を最終年度としておったものが、令和8年度まで5年間延長された、このような経過もありましてですね、ひょっとすれば、令和9年度以降も延長されるかもしれない、このような思いがひょっとしたら中に含まれとんかなというふうにも思います。万一ですね、延長されたときに、先走って令和8年度に撤去してしまった。総合的なですね、施設の廃止とか集約化の計画の中にちゃんと位置づけておって、その中で撤去すれば、この解体費にですね、後年度で公債費に対する交付税措置が受けられたのにと、それを逃してしまった、こういうふうな思いがあるんじゃないかなというふうにちょっと推察をします。

先ほどですね、ご答弁の中で非常に有利な制度なんだということで、交付税措置が50%というふうにご答弁いただきましたけど、確認させていただきますけど、除却だけするんやったらこの交付税措置ってありません。それはこれからの議論をするときにですね、大事なことですんで、私のほうから確認をさせていただきます。しかしですね、この時限措置の延長というのは、今の段階ではこれは確実ではないこと。次にですね、もしこの国の制度、管理推進事業の制度が延長されまして、しかもその取扱い要領も延長されたと仮定しましたら、この集約化とか複合化事業の特例措置というのがあるんです。この特例措置は、集約化とか、複合化のために新たな施設を造るとしますね。その施設の建設の前、5年間に限るんですけども、以内に実施した除却工事費、これを合算できるという特例措置があるんです。これはある意味、言葉悪いですけど、後出しじゃんけんみたいな話なんですね。後になって前にした投資施設も計算に含めてもらう。これは非常に大きな有利な制度なんです。実際ですね、財政担当者には、令和8年度に借りていただいた地方債をですね、新規の地方債に付け替えるという大変面倒な事務もあるんですけども、除却の工事、さきにあった除却工事のですね、約半額を後年度に回収できると、こういう制度です。この有利なですね、措置がもし延長されたら、延長されたときに必要となることは一体何かというふうに、ちょっと調べますとですね、第7次行政改革に明確に位置づけられております、令和8年度から検討します施設の廃止・統合・複合化、この将来計画の先行実施分だということろをちゃんと言うておければ、これはもし延長されればですね、これを合算される見込みがあるということなんです。今ですね、このままでは、令和7年度にせっかく獲得した1億円の貴重な財源がですね、第7次の行政改革の効果額の保険みたいな扱いになってしまうのではないかと私は危惧しておりまして、町長がですね、町民の皆さんに辛抱をお願いしてでも、ご自身の手で町財政の健全化に道筋を何としてもつけるんだということで、この取り組まれている姿勢、こ

れ姿勢自体は、私、高く評価させていただいとんです。

福崎町がですね、将来も発展し続ける町であるためには、公共施設の廃止・統合・複合化、これは絶対に避けて通れない道だというふうに思ってます。この道にですね、着手するというを明確に示していただくために、この最初の一手をですね、打つというためにですね、この令和8年度に入ったらすぐさま第2体育館を除却したいんだということで手続を進めていって、令和8年度中にですね、除却するという方針をお示しいただく、こういうことを私はぜひともお願いしたいんですが、いかがですかね。

町長 申し訳ないんですけども、先ほどから答弁しておりますとおり、第7次行政改革で投資的経費の抑制を掲げております。まだ財政状況がですね、どうなっていくかということ、はっきりとした見通しが立っていない中でですね、改善するまでにですね、確実になるまでに新たな投資事業に着手するというのはちょっといかがなものかなというふうに思っております。

田中康智議員 分かりました。先ほどのですね、町長のご答弁、私はですね、この財政状況が改善しないと新しい投資には一切投資できないんだ、着手できないんだというふうにおっしゃったかなというふうな印象なんです。これですね、逆に言えば、財政状況を常に注視しておって、状況の変化に柔軟に対応するんだという、こういう趣旨に理解させていただいてよろしいでしょうか。

また私がですね、取り上げたこの除却工事がですね、2億5,000万規模ということで非常に大きな金額の投資の話をさせていただいたということがありましてね、行革を考える中でですね、そもそも検討の素材に入れてなかったから新規投資になるんだというふうなご発言かなというふうに私は理解します。ただですね、先ほどのご答弁ではですね、この新規投資は一切しないというふうに受け取られてもちょっとしょうがないかなと思いますんで、新規投資はですね、費用対効果を慎重に検討して実施していく、そういうふうな思いもちゃんと持ってるんだということですね。行革というのは、全てを縮小して衰退に向かうものでは決してないんだということですね、ここで改めてちょっとご答弁いただかないといけないかなと思います。いかがですか。

町長 第7次行政改革につきましては、毎年進捗管理を行ってまいります。達成状況や必要に応じて実施計画を見直すこととしております。質問議員おっしゃるように、財政状況を常に注視いたしまして、状況の変化に柔軟に対応していく必要はあると考えております。第2体育館の除去につきましては、第7次行政改革実施計画の中でも、公共施設の廃止・統合・複合化の検討を行うこととしておまして、今後検討していく予定でございます。行政改革につきましては、全てを縮小・衰退に向かうものではなく、行政改革に取り組む中でも必要なものはしっかりと予算化し、住民サービスの維持向上に努めてまいりたいと、このように考えております。

田中康智議員 ありがとうございます。全く同じ思いでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

さてですね、次、広報の充実のほうに移っていきたいと思うんですが、予算の公表でありますとか、第7次行革の公表に関しまして、広報の充実ということについてお伺ひしたいと思ひます。

本町では、令和7年度にホームページを一新されまして、ホームページ内でキーワードによる検索機能を導入されました。現在の社会では、デジタルネイティブな情報環境というふうに表現されることも多いですけども、検索しても出てこない情報は存在しないと同じというふうに捉えられております。また、世代を問

わず、情報を入力する第一歩がスマートフォンであって、情報はですね、知りたいときに、知りたい場所で、付け加えたら知りたい格好でもあるかもしれませんが、寝転んででも情報が得られると、こういうふうにつまみ取られております。こうした環境下であって、福崎町の顔とも言えるホームページの内容を時代の要請に合わせて充実させていくということは、私は非常に重要なことだと考えておるんですが、この点についてまず町長のご認識をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

町長 現代社会では、もはやデジタルなしでは考えられない世界になっております。町から発信する情報も紙媒体からホームページやSNSへ主流がかなり移行しているのではないかなと実感しております。時代の流れに合わせて町民の皆さんがより手にとりやすいようにお伝えする媒体をアップデートしていくことはとても大切だと思います。その筆頭が、現代ではホームページであると、そのように認識をいたしております。

田中康智議員 ありがとうございます。ホームページに関するですね、重要性について、大変私と共感できるご答弁をいただきました、ありがとうございます。

さて、ホームページなんですけれども、様々な人の要請に応えられるというふうなものである必要があります。特定のテーマを持ってですね、調べるためにホームページをご覧になる方もいらっしゃいます。こういう方についてはですね、豊富な情報を機能的に配置して、関心の深さに応じてですね、その場で適切な答えが順番に得られると、こういうふうなホームページが必要というふうに思います。これはある意味ですね、知りたいというふうな思いに応えるホームページ、こういうふうに言えると思います。これにはですね、公表が義務づけられている情報とか、行政計画などの情報公開、こういったものも含まれると思います。

一方ですね、ホームページにはですね、行政のほうから、ぜひとも知ってもらいたい、見てほしいという思いで載せている情報があります。行政マンというのは、私も直近まで行政マンをやっておったんですけど、基本的にですね、親切で生真面目です。ですんで、例外的なものは漏らさず載せなきゃいけない、そうしないと不親切だというふうに思いがちです。また、関連情報も載せてですね、詳しく詳しくお知らせしたいというふうな思いでですね、どんどん詳しいホームページづくりをしてしまうということになってしまっています。実際にはですね、特に興味を持っていたわけじゃないんだけどもとか、ほかのことに関心があって見てみたんだけど、ちょっと面白そうだから見てみようか、こういうふうですね、思っていたかかないと、こちらが期待したほどにはですね、読まれないホームページになってしまっているんじゃないかなというふうに思います。知ってほしい、見てほしいホームページに本当に必要なのは、見てもらえないページはないと同じだという割り切りとですね、見てほしいではなくて、見ていただくんだというような、こういう発想、この転換が私は必要だと思っております。このようにですね、ホームページの作成には異なった発想のページづくりが必要だと私は思ってるんですけども、広報を所管されてる総務課長、お考えはいかがでしょう。

総務課長 現在もホームページを制作・また更新していく中で大切にしておりますことは、より分かりやすいページを作成することだというふうに我々としても考えております。その中で町民の皆様に見ていただけるよう、見出しに工夫をすることであったり、また読みやすい文章にすることなどを職員は心がけるようにしております。今、議員がおっしゃいますように、見ていただくことを念頭に置いて、まず、見ていただけるようにするにはどうしたらよいか、また見ていただき、そ

の上でより分かりやすくお伝えするにはどうしたらよいかという観点を持ってお伝えするというように努めているところでございます。

なお、総務課は、広報ふくさきの紙媒体を持っているわけなんですけども、ホームページとはその即効性ですとか、スピード、また量やボリュームが大きく異なるように媒体として特性があると考えております。ホームページであれば、各種計画などの大きなデータも載せられますので、先ほどどどんどん量があつてというようなご質問の中でもあったわけなんですけど、広報ふくさきでは、そのさわりを入れて、二次元コードからご興味のある方はホームページのほうで深く行っていただく。また令和8年度から導入していく公式LINEからもホームページへつながっていくというような連携を考えてまいる考えでございます。

田中康智議員 令和8年度からですね、取り組まれるLINEの活用ですね、これはLINEというのは非常に特殊なですね、機能を持っています。一番大きな機能が双方向性やと思うんです。こういうところですね、取り組まれて広報充実させていくんだというお考え、非常に私としては意欲的な取組やと思いますんで、ぜひとも頑張ってくださいというふうに期待を申し上げるところでございます。

ではですね、第7次行革に関する広報はどうあるべきやということなんですけど、本町ですね、財政状況が大変厳しくて、町民の皆さんにご辛抱をお願いしなきゃいけない、そういうふうな危機感についてはですね、広報媒体だけではなくて、行政懇談会も開催をされるなど、一定伝わっているかと思うんです。今後必要な広報は、第7次行革の成果をですね、知っていただき、からですね、これからもう一歩進めてお届けするというような発想、そこでですね、安心感をお届けするという、こういうふうな広報が今、必要なんじゃないかというふうに私は思っております。このですね、安心感というのは、約束をしたものがちゃんと達成されるということで醸成される、これはもちろんなんですけども、しかしある意味ですね、それ以上の安心感が得られるのは、達成できなかったものですね、正直に語られて、それを達成するための処方箋はこうですよということで、達成でき次第、改めてちゃんと情報をお届けしますからご安心ください、お任せください、こういうふうな情報がこれから必要なんじゃないかなというふうに考えております。

知りたいに答える情報、詳しい情報はですね、リンクでつなげることにとどめて、視覚に訴えて関心を持っていただけるページ構成、そして専門用語を排してですね、誰もが直感的に分かる、これが大事だと思いますが、直感的に分かる指標を工夫してもらった行政改革ダッシュボード、例えば、できているものについては、信号の青信号がぼんとともるとかですね、これはちょっとまだまだ未達だなと思ったら黄色信号がともるとか、そういうふうな、例えばですけども、いろんな工夫をしてですね、ダッシュボードをですね、まずは作成してもらって、年度途中の実施状況を逐一お届けして、PDCAサイクルをですね、町民の皆さんと共有するホームページの作成とか公表、これが不可欠というふうに私は考えるんですけど、お考えをいただけますでしょうか。

企画財政課長 ありがとうございます。質問議員が言われるようなことも参考にしながら、今後、行政改革の進捗状況や目標に対する達成度合いなど、内容が住民に伝わるような町のホームページの作成・公表を検討していきたいと思っております。

田中康智議員 積極的なご答弁ありがとうございます。ただいまですね、安心感をお届ける広報についての質問でございましたが、続いて期待感をお届ける広報ということについてお伺いをしたいと思います。

私はですね、選ばれる町というのには2つの要素が必要だというふうに思っ

おるんです。それは安心感と期待感というふうに思います。先ほどですね、信頼される行政、こういったこともですね、安心感です。そして町長がマスタープランに掲げられておりますけども、豊かな自然、歴史と文化に包まれた環境、そして誰もが健やかに暮らせるまちづくりとしていろいろ掲げられておりますけども、地域のつながりを生かした健康、福祉、あと、重層的な支援体制、こういったことを掲げられております。これも安心感です。そしてですね、働き続けられる環境、これも安心感。こうしたね、環境下にあるからこそ、私が例えば町民の方ですよ、町民の方は、自分は全てのライフステージで、この町で自分も輝けるんだ、活躍できるんだ、こういうふうなですね、これが期待感ということになると思うんですよ。この期待感というのは、安心感で上げたいろんな項目、これがですね、効果的に届けられて初めて醸成されるんじゃないか、こういうふうに私、考えております。先ほど質問の中で、見てもらえないページはないのと同じと、大変厳しい表現を使いました。この分野にですね、専門的な知見や技術を持った人物に力を発揮してもらおう、こういうふうな体制にですね、資源、資源っていったら人員とお金ですね、を割いて、戦略的な広報を展開することについて、こういう話をしたいんです。

1つ例を挙げてみたいと思います。本町では、民俗学の父である柳田國男先生の生誕の地として、ガジロウをはじめ、妖怪キャラクターたちに活躍してもらって、福崎町に関心を持ってもらい、訪れてみたい町というふうになってきました。これは、町長をはじめ、町職員の皆さんや、あと町内の各界の皆さんがですね、一丸となって、アイデアを出し合ったり、また労力を提供して取り組んでこられた、これが一番なんですけど、そしてですね、大事なところがポイント、それを専門的な知見や技術を持った事業者の力を借りて戦略的に広報してきたことによって達成されていた、これは私は誇るべき成果だというふうに思っております。まずは関心を持ってもらって、一度は訪れてみたいと思ってもらおうこと、これが本当に大事だと思っておるんですが、この同じ発想でもってですよ、住み、働きですね、子どもを育て、そして住み続ける町として選ばれるためにはですね、安心感と、それを効果的に伝え、お届けすることによって醸成される期待感、これをですね、戦略的に伝える広報に資源を割くべきだというふうに私は考えるんですが、いかがなものでしょう。

地域振興課長 全国に名立たる観光名所がいっぱいある中で、妖怪のまちとして一度は訪れてみたい場所として選んでいただきたいと思います。福崎町にはガジロウをはじめ、日本遺産銀の馬車道、県指定文化財、寺社仏閣、そして緑豊かな山々など、SNS映えするスポットがたくさんございます。町のホームページをはじめ、地域振興課ではガジロウのXやインスタ、観光協会のホームページ、ふるさと納税の交流サイトなどから、観光資源・特産もちむぎなど、町の魅力を発信しているところでございます。

このたび、ナビタイムジャパンの調査において、令和7年度エリア別インバウンド滞在増加率近畿エリア第3位となりました。このことも一つの訪れてみたい町の材料となります。また、大手不動産会社が毎年企画しております街の幸福度&住み続けたい街ランキングにおきまして、2023年は街の幸福度ランキング1位、2024年、2025年は2位となっております。子育て支援、福祉施策、住環境の整備、商業施設の充実、労働場所、アクセスよさ、豊かな自然など、地域の魅力がいっぱい詰まったコンパクトシティでございます。このような総合的な魅力と住みやすさがある町だと感じております。

いろんな媒体を活用しながら、良好なまちづくり・地域経済の活性化に取り組

んでおるところでございまして、引き続き、住み・働き・子どもを育て・住み続ける町の形成に取り組んでいきたい、頑張っていきたいと思っておるところでございまして。

田中康智議員 訪れてみたい町としてですね、高い評価を得られているんだという、この現状ですね、本当に私は高く評価をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げたのは、この高い評価を得る過程で、情報発信に職員の皆さんがですね、外部人材も活用しながら奮闘されてきたと、こういうような貴重な体験をお持ちなんです。この貴重な体験を、福崎町が持つ魅力や潜在力とかですね、つまりはこれ、都市ブランドというふうに私は思うんですけども、こういったものを発信していくという、都市のプロモーション、こういったところの場面にも導入してもらいたい。広報をですね、単なる事務というふうに捉まえるのではなくって、都市経営のための投資というふうに捉まえてですね、外部人材の登用・活用にちゅうちょすることなく取り組んでいただきたいというふうに考えておるんですが、再度すいませんがご答弁お願いしていいですか。

総務課長 いくつか強いメッセージといいますか、ホームページの分野に専門的な知見ですとか、技術を持った人材に力を発揮してもらおう体制に資源を割いて、戦略的な広報の展開というようなお言葉ですとか、期待感を戦略的に伝える広報に資源を割くべき、そして都市経営のための投資と捉えて、外部人材の活用などというフレーズをいただいております。もっともっと積極的に、重点的に人、それから体制、あと外部の人材とか委託とか、そういうようなものを活用して情報発信をもっとやっていけば、福崎町の持っているポテンシャルをもっと効果的に示せますよというお言葉だと思います。一般質問の冒頭では、積極的な答弁をというようなお言葉もいただいたんですが、現状、町全体として様々な業務がございまして。それらのバランスを踏まえながら、広報というのでも取り組んでいく事柄だということで現状は考えているところでございます。

田中康智議員 全てのね、私、関連して質問の構成を決めてましてね。前段階で、新規の投資は一切認めないということではないんですよ。新規の投資に対して、これは費用対効果をちゃんとはかって、必要な投資というのはこれからはちゃんとやっていかないといけないねというご答弁、既にいただいております。そしてそれはですね、福崎町はこれからは発展していくというところにちゃんと投資をするんだということをご答弁を既にいただいております。だから、私ちょっと申し上げたかったのは、都市の経営というような観点に立ってですね、ここに投資、新規の投資ですけども、投資をするということなんかも大事ですよというご指摘をさせていただいております。今のご答弁をお伺いしていますと、限られたですね、人員の中でその人員をどれだけ割けるかという、これは本当に切実なお話、よく理解できます。それをですね、職員にスキルをもっとアップして、効果的な広報をどんどんやってくれということをはっきり言っているんじゃないしに、そういうことにはですね、専門的な知識を持った業者さんがいらっしゃいますから、そういう方をちゃんと活用して、ある意味お金を使ってでも、使ったお金以上の効果があるんだとしたら、使える投資じゃないですかということなんかを今ご指摘を申し上げたということございまして、ぜひともですね、それがですね、当初予算に入ってる入ってないとかそういうこと私、言っているんじゃないんですよ。こういったところをですね、先ほども町長からご答弁いただきました、財政状況の改善というのをちゃんと注視していきますと。それがちょっとでもええ方向に向けば、次はどうするんだということ柔軟に考えていくというご答弁をいただいております。そういった発想でもって、令和8年度取り組んでいただきたいなというふうに思います。

あとですね、この戦略的な広報を進めていただく中で大事なポイントというのは、福崎町をですね、ブランド化したと、要はこの辺の意識をちゃんとした広報ということが大事だと思ってます。本町ではですね、既にボランティア団体や市民活動団体と必要とする町民のマッチング事業を行っていらっしゃる。乳幼児を少しだけ預かってほしいお母さんと、登録したボランティアさんとのマッチング事業、こういったものも既に行われています。これらはですね、世代を超えた地域のつながりを再構築して、より健康になったりとか、安心して子育てができるような環境、こういったものを提供しているということですので、養父市が取り組まれておる社会的処方でありますとか、岡山県の奈義町が取り組んでいらっしゃる子育て施策、こういったことをもう既に行ってらっしゃると、私はこういうふうに評価をさせていただいております。養父市や奈義町が取られた戦略というのは、これが、これこそがまちづくりの施策だということまでですね、磨き上げられて、そしてブランド化をされて発信されたということなんです。私もですね、福崎町はですね、こういう町なんだという1本の太いストーリーみたいな、これがまずは期待感だというふうに置き換えてもいいんだと思うんですけども、これを組織全体で共有をしていただきましてね、発信していただくという、都市を経営するという、そういう観点で戦略的な広報に取り組んでいただきたいな、そういうふうな思いで質問をさせていただきました。

町長、そのためにもですね、これまで町長が様々種をまいてですね、育ててこられた数々の施策、これらをばらばらの点で終わらせるんでなしにですね、大きな線としてつないで、町民の皆さんの期待感を最大化させる、こういったところ、全課横断的に統括するまちづくりでありますとか、戦略広報の司令塔となるような、そういう組織体制を、これ検討されませんか。いかがですか。

町長 田中議員の質問をお聞きしておりますと、福崎町は、いろんなすばらしい材料がいっぱいあるじゃないか、頑張ってるじゃないか。それをしっかり福崎町をブランド化するのが大事ではないかというようなお話だったように思います。その意見はもうそのとおりでなというふうに、そのようには思います。そういった中でではあるんですけども、私も広報は大事やと思っているんです。ですから、今ちょっと話が違うんかもしれませんが、いろんな事業をやるときに記者発表なんかするわけですね。そういったときには、ちゃんとまず総務課に届けて、総務課の判子をつけてからでないと、その内容でしか発表したらあかんとかいうてそういうふうなやり方をやってたんです。行政のやり方としてそれが間違いだとは言えないと思います。でも私、町長になってからですね、もうそんなことせんでええと。もうこの事業があるんやったらどんどんどんどん新聞社呼んで広報をやってくださいというふうにやっているんです。そういったことが今ですね、福崎町の柳田國男生誕の町から先生が研究された妖怪ですね、そのほうにつながって、すごく観光面、地域振興面では頑張るようになってきたなというふうに思います。ですから、そういう方向で私自身は、全ての職員がですね、もう広報マンだというような思いでですね、やってほしいというようなことは常々いろんな場面で言っていることですので。そういうことを徐々にではありますけど、浸透してきて、割とよく新聞やとかSNSでもよく取り上げてきていただけるようになったのかなというふうに思っております。

田中議員のおっしゃることもよく分かります。ただですね、どう言うんですか、戦略広報の司令塔という組織体制をいうところにつきましてはですね、今のところはやっぱり広報の担当であります総務課が中心となってですね、総務課を司令塔として、いろいろ広報については考えていったらいいのではないかなというの

が今のところの私の思いでございます。

田中康智議員 ありがとうございます。私がですね、申し上げてるのがですね、お金の話は既にさせていただきました。令和7年度にですね、1億円の新規財源を獲得なさったじゃないか、お金のこと。そして組織のことを今、申し上げました。行政を回していくというのは、お金と組織ですということもありましてね、今回象徴的にですね、広報のための組織をつくったらどうかというようなことなんかをご提案させていただいたんですが、いずれの質問もですね、ある意味都市経営というね、経営の発想に立ったお話の発想で、いろいろとお考えになったらどうかということの提案をさせていただいた、一連のですね、一般質問はそういう趣旨というふうに捉まえていただきたいと思います。

この内容ですね、今後もあらゆる機会を捉まえて提案をいろいろさせていただきたいと思いますが、令和8年度予算がですね、行革の初年度予算というだけになしにですね、令和8年度が本町がより元気に発展に向かって進んでいく、そういう年度になることをですね、ぜひともというふうに思いまして、私、一般質問を締めさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

議長 以上で、田中康智議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

再開を14時15分といたします。

◇

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

◇

議長 会議を再開いたします。

5番目の質問者は、植岡茂和議員であります。

質問の項目は

1、都市計画道路について

2、前回質問

以上、植岡議員。

植岡茂和議員 議席番号13番、植岡茂和です。議長の許可を得て、通告を基本に一般質問させていただきます。

質問に入る前に、もう先ほど課長から先に言われてしまいました。私も得た情報として、ナビタイムジャパンでエリア別インバウンド滞在増加率というのが近畿エリアで3位、兵庫で1位ということで、うれしいことだとは思っています。ただ今回は、通告にもないので質問ができないんですけど、滞在していただいたり観光客が増えたんですけど、実際誰がもうかって町にもどれだけのお金が入ったかということになったらまた問題もいっぱいあるんで、担当課長とまたこれからも討論していけたらなとは思っています。今日は通告にないので、それは触れないようにしていきます。

まちづくりという観点から、私がいつも代わり映えのない質問をするんですが、都市計画道路について質問に入っていきたいと思います。

町道福崎駅田原線、千束新町線の進捗状況をお聞きします。

用地買収率及び8年度以降の具体的な工事スケジュールをお聞かせください。

まちづくり課長 町道福崎駅田原線の進捗状況につきましては、道路の新設範囲内における振古川の橋梁化として、ボックスカルバートの設置工事を12月24日に発注しました。なお、工程につきましては、3月末までにボックスカルバートをメーカーの工場で作成を行い、同じく3月末に福崎駅前東駐車場を閉鎖し、駐車場のゲ-

ト等附属施設を撤去した後に着手し、6月末に完成する予定としています。また、令和8年度につきましては、次期工事として、5月末頃に町道馬田山崎線との交差点から東へ約180メートルの区間を発注、また補助金の内示状況にもよりますが、秋頃にその東約100メートルの区間の工事を発注し、実施していきたいと考えています。

また、町道千東新町線の用地の進捗状況につきましては、契約予定者数15名に対して9名の方、率にして60%の方に契約をいただいています。また工事につきましては、河川公園の南側の一部狭小となっている区間77メートルの拡幅工事を12月24日に発注しました。工事は2月中旬に着手し、完了については5月末を予定しています。

令和8年度につきましては、福崎駅田原線との交差点付近約140メートルの区間の拡幅に係る盛土、また用水路の付け替え等もあることから、工事を秋頃に発注し、実施していきたいと考えています。

植岡茂和議員 それと併せまして甘地福崎線については、今後どのように進むのかということを進捗をお聞かせください。

技 監 県道甘地福崎線の進捗状況についてお答えいたします。

3月13日の民生まちづくり常任委員会でご報告させていただいたとおり、令和7年12月17日に協定を解除し、これまで減免してきた固定資産税については、3月2日に全額の457万1,400円をお支払いいただきました。

協定の解除に伴いまして、用地の無償提供という前提条件がなくなりますので、今後は用地の無償提供なしの通常事業として、県の投資事業審査会の再評価を受けられるよう、改めて事業の必要性を県に強く訴えてまいります。

植岡茂和議員 白紙というか、また検討し直さなあかん段階にまで戻ったんやなということはあるんですが、先ほど技監の答弁でも県に強く訴えてまいりますという答弁をいただきましたが、技監がここまで対応されていたことというのは、具体的なこと答弁をお願いします。

技 監 私としましては、事業採択の前提条件である用地の無償提供に関する協定の早期履行を目指しつつですね、協定の趣旨を逸脱しない範囲でどのような解決策があるかということについて、町内部や事業を担当します県の福崎事業所はもとより、県庁道路街路課と協議・調整を行ってきたところでございます。

植岡茂和議員 当然、その答弁以外にも細かい調整等、大変な思いをさせていただいていたのも感じ取っております。技監制度がなくなり、今後技監の代わりというか、技監の役割ができるのかというのが心配なんで、今後誰が代わりに交渉されたりしていくのかというのを答弁をお願いします。

副 町 長 技監の力というのは非常に大きかったというふうに我々も思っております。基本的にはですね、まちづくり課長が主になって動くことになってまいります。ただ、事案によりましては私なり町長なりも一緒にですね、いろいろ頼みながらまた調整もしながら進めていくということになってまいります。

植岡茂和議員 本当に技監の大きさというのはこれから感じてくるところなんかという心配は本当にあります。当然、まち課課長並びに副町長等は、今からもまたご苦労なされるのかなとは思いますが、県とのパイプが大きかったなということは思うんで、技監にもっとこんなことやってきた、あんなことやってきたというのを答弁させられるように質問考えたらよかったですけど、質問の流れがありまして、技監の仕事ぶりを発表させる場をつくれなかったのは、ちょっと私の至らないところではあります。続いての質問に入らせていただきます。

地元、馬田区の要望等常々続けておりますが、ここまでの進捗をお聞きします。

現在、どのような状況にあるのかというのを答弁お願いします。

まちづくり課長 地元要望であります横断歩道の設置等につきましては、福崎警察と協議を重ねておりまして、この2月にはですね、要望内容の一部については検討の余地があるとの回答を得ていますが、全てをまだ認めていただけていないため、引き続き協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

植岡茂和議員 説明会を開いていただいたときにも声もあったと思いますが、うちの村の特性上、やっぱああいう場ではなかなか言わなくて、終わった後に言うてくるんですね。やっぱり横断歩道は要るぞと。こうやぞって。あの道したらこれが要るぞという中で、また雨水関係も以前は聞いてて最近ちょっとお聞きしてなかったの、このたびまた雨水のこともたくさん言われましたので、ちょっと質問したいと思います。

周辺の溝等も影響が出てくるかなと、古い溝が多いんで、道を整備するときには周辺の水路に影響もあると思うんです。その溝の改修等、問題も出てくるかなと思うんで、そのようなものに対応できるのかということと、村の人と話したら、やっぱり最近特に不安に感じるのは、やはり土手までの道が完成したとして、今、新町は広げていただけてますが、学会さんのほうへ向くところが狭い部分があるってということと、月見橋まで行くとやはり狭い。通り抜けじゃないですけど、やっぱり広い道を優先して通ろうとするけど、既存の道に入ると狭くなるってということで、多分そういう混雑等がやっぱり心配やなという声ももうすごく大きくなってきてます。そういうふうな問題に対して、何かまち課から答弁いただけたらなと思います。

まちづくり課長 先ほどおっしゃいました雨水関係のことについてです。

道路工事の範囲でありますとか、また工事の影響上、改修等が必要となる箇所は対応していきたいというふうに考えております。また水路につきましては、用水路の場合は基本的には地元での対応となるため、地元と相談しながら対応を考えていきたいというふうに思っております。

それと完成した暁ですね、どのようなところで混雑が予想されるかというところで今、議員さんがおっしゃいました千束新町線と、新しくできる交差点でありますとか、またルートがですね、新しいルートになると当然交通量が増えますので、福崎駅田原線と県道甘地福崎線との交差点、またですね、北から、市川町からお見えになる方はですね、甘地福崎線ではなく、馬田山崎線を通る方もいらっしゃるかと思います。ですので、福崎駅田原線と馬田山崎線との交差点、それと千束新町線と国道312号の交差点については混雑等が予想されると思います。

植岡茂和議員 詳細にないので答弁はいただかなくてもいいんですが、やはり水路に関しても、昔ながらの水の流れ等を把握している人間というのも、やはり村の中でも少なくなってきました。実際、ちょっと区長の悪口になってしまったら困るんですけど、区長等も実際把握し切れてないところは当然あります。なので一度、立会いには農区長に立ち会いしていただいて僕も参加するようにはしたんですけど、やはりそれでもね、やっぱ古い溝なんで複雑なんですよ。やっぱり道ができて、当然この事業とは関係ないとはいえ、道ができたことによって雨水が増えて、村の中の溝に影響が出ることはもう安易に想像がつくことでありまして、だから区長等にも村としての要望をしてくださってということも僕もお伝えしますが、そこまでね、事業でお金がかかることなんで、町側から言うことは難しいかもしれませんが、やはり町側からも、いや雨水等、気になっとうところあればということの一つね、話合いの場を出していただけたらなと思います。僕も出していきます、当然。本当に村の中の溝は古くて、今すぐにでも改修せなあかんとこ

るもあるんですけど、その道ができたことによってそれより下にその影響が出てくるんかなってということが今、年寄りの中で心配されてることなんで、またそれは次回の質問でも聞くようにしたいと思ってます。続きで、先ほどの道に関しても、そういう狭い部分があるから気になると。その先のことをまだまだ想像できひんから不安しかないってということが最近多くなってるので、そこをできればこれから僕も議員として改修していけたらなと思っているところではあります。

次の質問ですが、資材高騰など、財政を取り巻く環境が厳しい事業で、遅延はさらにコストを招くんじゃないかと思っております。スケジュールを遅延させないために国や県の補助金を獲得する戦略や工夫、考え方などがあればお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 県・国に対しましては、町道福崎駅田原線並びに町道千束新町線の事業の必要性をしっかりと説明し、交付金の配分について要望していきたいというふうには思っております。また、当初の配分が十分でない場合は、補正についても要望を行い、予算の確保に努めていきたいというふうに思っております。

植岡茂和議員 予算を本当に今、難しい状況であるのもよく承知しておりますので、我々もできることがあれば何でも協力したいとは思っております。

この先ほどの私の村からの不安の続きにはなるんですが、この福崎駅田原線、町長が描く完成はどこまでのことなのかということ最近よく聞かれます。当然いつも橋が架かってこうってことはお話していただくんですが、それがどこまで道を造って終わりではなく、どのような機能を、その道が持って、この路線が完成し、道路周辺のにぎわいがどのようになる、どのような福崎町ができるということを描かれているのかというのを少し答弁お願いします。

町長 この福崎駅田原線はですね、都市計画道路ということで、町が一番重要な道路だということを位置づけした道路でございます。なかなか一気にというわけにはいきませんので、福崎駅田原線、そして千束新町線をつないで国道312号線につなげるという第1工区の工事をさせていただきました。本当はですね、福崎町の体力がありましたらですね、福崎町の力でやりますというてこう宣言してやりたいんですが、今、このような状況でございますので、またほかの対策、やり方がないかどうかということもですね、県のほうとも相談させていただきながら検討を今、進めているところでございます。できた暁にということでありましたらですね、福崎の一つの中心地であります田原地区と西の中心地であります駅前とがですね、もう1本の道でつながるということで、本当にですね、福崎町の発展に大きく寄与ができる道路だと思っております。そのためにもいろんな環境整備ということはしていかなあかんとは思うんですけども、そういった重要な道路でありますので、ぜひ私自身はもう前に進めていきたいなと、このように思っております。

植岡茂和議員 町長も言われたように、私らも予算委員会もした以上、予算が厳しい、大変なことは重々承知しております。私がこの質問したっていうのも、町民さんの中から、町長も任期があと1年、その先どうされるか分からへん今、道のことなんか興味がないぞと、取りあえず今やって終わりや思とるわっていう声を聞いたんで、いや、そんなことないぞと。うちの町長はこの道を造ってこういうふうにしたるいうて考えとって言うてしもうたんで、答弁をいただこうと思ったんですけど、今ちょっとその明るさがなかったんで、ちょっとそれが寂しいなとは思いますが、当然先ほど遅れるであろうという答弁もいただきましたが、最後に聞きたいのが、そうはいえ、目標年次というのは、やっぱりしっかりと持っていただきたいなと思います。町民があ、これぐらいでできるんやなという希望が持てるよう

に完成に向けた力強い意見をお聞かせください。

町 長 それは都市計画道路の福崎駅田原線のことですね。

植岡茂和議員 はい。

町 長 ちょっと今、先ほど少し触れさせていただいたんですが、今の状況ではですね、町が実施をする体力というのは、今のところは大変厳しいというふうに思っております。ですから、県のお力もお借りしながらということは今、県とご相談をさせていただいているという状況でございますので、ここです、ちょっといつまでにかいうようなことはなかなか申し上げられないというところでございます。

植岡茂和議員 県とも相談しないといけないまま技監制度も終わるということで、少し不安は残るんですが、その答弁にもっと切り込んでいこうという質問も考えてたんですけど、それは次回にさせていただきたいと思います。ただ、しっかりと目標を持って、どれだけ足りてないかっていうこともやっば考えていくんも大事かなとは思って、その辺は副町長の得意分野やなと思うんで、またそれも次回に答弁をお願いしたいと思います。

都市計画道路は以上で終わらせていただきます。技監には本当に立派な答弁をさせずに申し訳ないです。

前回質問ということで、カスハラについての質問を繰り返させていただいております。私が9月、12月に質問させていただいたのは、新年度のスタートに間に合うようにというのがありますけど、年度末に職員さんが退職されたり離職されることの原因の一つとしてあれば防ぎたいなという気持ちがあったのが正直な気持ちです。離職されたりするにも、理由も多岐にわたるとは思いますが、やはり対応に疲れたとか精神的に参っている、それを支えてくれる何かが必要、そういうときに何も無いという現状が続いてたんじゃないかなという心配からこの質問を続けさせていただいております。

前回質問して、町長も力強くスピード感を持って取り組んでいただけるように答弁いただきましたが、あれから今日まで期待と不安の中、当局の動きを待たせていただきましたが、今回条例にも上がってきてなかったのも、具体的な検討の状況の報告並びに検討の開催回数、協議された内容等が分かれば、答弁をお願いいたします。

総務課 長 12月の議会以降、今、カスハラということでは言っていたんですが、総務課としてハラスメント全体の取組になっているところもでございます。1月28日と2月9日に2日間、それぞれ各午前と午後で職員全員対象のハラスメント防止研修というのをやっています。1人当たり3時間の受講というような研修でございます。この内容というのは、前回の答弁とかで申し上げていたその過去、ハラスメント全般というような研修を行ってございましたという答弁だったんですが、このたびは、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント、この3つに特化した研修というのをやりました。定義ですとか予防、心構え等についての研修でございます。それからアンケート調査、前回ご提案いただいた内容になるかと思いますが、こちらにつきましては月給の職員ですから、正規職員に加えて再任用職員、それから会計年度任用職員（月給）、臨時職員を対象として、カスタマーハラスメントに係るアンケート調査、実態調査を行っております。これは実施の時期が2月17日から3月12日まで行っておりまして、申し訳ありません、ちょっと集計はまだできておりません。

それからあと会議ということでは、幹部会議を2月16日、これはカスタマーハラスメントについて、内容としましては、総務課が把握しております情報を全

幹部で共有する、それから地方自治体におけますカスハラの実情、特徴ですとか、あとカスハラ防止条例の動向、全国の自治体の動向なんかの資料を配付して、これも共有をいたしております。その会議の中では、特定の事例、総務課が提示した中でのこの事例はもう少し詳しくと、詳細の説明ですとか、あと窓口の絞り込み、対応の統一化などの質問や意見がございました。それから特に精神的な不安ということについてになります、町として各課の対応において職員個人に責任があるということではなく、役場全体、組織として責任を持つ事柄であるので、それぞれが心配はしなくていいというようなことを確認をいたしております。

12月議会以降の取組としては以上となりますが、当然であります、継続的な取組が今後も必要ということを認識しております。

植岡茂和議員 先ほどの総務課長の答弁を聞いてたら条例制定するのが一番早いんじゃないかなと私は思いましたが、国が2026年、10月1日ぐらいになるのかなとは思いますが、カスハラ対策の義務化、各自治体や企業に出す方針であると今のところはなっております。そういう法改正をするまで動かないのかなとは僕もちよっと思いながら質問を考えてて憤りを感じてたんですけど、国を待つ、県を待つ、そうして先送りにしている間に、しんどい思いをしている職員がいるんじゃないかなっていう心配はなかったのかなとは思いますが。幹部で共有していただいたということで、その事例にしたら、多分皆さん共有できるような事例やと思いますけど、1人の思いの強い町民さんからは、すごく町行政にいろいろ圧をかけてこられている、職員の時間も取られているということが現状であると皆さん把握していると思います。いや、ほんまにこの瞬間にも窓口で耐えている職員がいるかもしれないと考えたときに、いち早くどうにかしないといけないなって思うのが普通じゃないかなと私は思います。国からの法改正という流れを待つということではできても、職員の心が本当にそれに耐えられる、待てる、その流れに押されて仕事を離れていく、そういうことがあってはいけないと思ったんで、僕は早く早くと思って質問させていただきました。前回にも言わせていただいたように、皆さんつらい思いをしたことを忘れていないと思います。やっぱり職員を守ってくれるんは、町当局なんです。僕ら議員が守れるものではありません。議員として、町民から聞いたことは、しっかりとやっぱり伝えていかないといけないですし、私らの中で、いやそれは課長らしんどいやろな、職員しんどいやろなと思っても、そりゃそうやなと思ったことは、私らも言っていないといけません。法改正を待つという動きは私はとても遅いんじゃないかなと。今、課長は話してくれると言ってますけど、条例を制定しようとする動きはもうすぐにでもできるんじゃないかなと私は思います。福崎町がしっかりと職員の安全と健康を守る。国より先に動くということが、先ほど言われたように組織が守っている、組織としての誠実さと、やはり町長としてのリーダーシップがそこに発揮されるんじゃないかなと私は思います。やっぱそこに職員は寄り添って、つらくても町長が守ってくれる、幹部が守ってくれるという気持ちで、仕事もつらくても踏ん張れるんじゃないかなと私思ったんでこの質問を続けてるんです。今の答弁やったら、やってますよだけで、こう言うのですら総務課長を責めるみたいであれですけど、やっぱり町長がリーダーシップを持ってやってほしいと思います。ある職員から言われたんはね、町民さんからこういうふうなことを言われたと。議員さんで何で止めてくれへんかったんやって言われたことがあります。いや、それは違いますよって職員さんに。当然、それを聞いた職員さん、つらいんは分かりますと。ただその町民さんは町民としての意見を言うてきてあるんで、私らとしてはそれを聞いて伝えな駄目ですと。何で私らを助けてくれへんのですかと。いや、助けた

い気持ちは持っていますよと。ただ、私ら議員が職員を助けるということは、議会が疲弊することにつながるんやと。議会としては町民の声を聞いて、それを届ける、それが僕らの仕事ですわと。理不尽なことはそれは止めます。ある程度のことは止めます。しかし、町民がこういうふうに思とんやでっていうのは受け止めてもうて、それがつらかってんやったら幹部に相談していただいて幹部が判断して、いや、それはこういうふうに答えようってするんが組織としてのつながりじゃないんかなと私は思ったんで、そのとき職員さんには厳しいですけど、それを議員がすることはできませんってお答えしました。議会としては、町民さんが多少な理不尽であろうが、いやそれは筋が通ったところが一つはあるなと思ったら僕は届けますと。僕がそこで止めるということはしませんとお答えしました。その代わり町幹部にはしっかりとこうやって一般質問で、こういうのんから守る条例をつくってくれいことは俺から言うからと。議会から職員を守るということはそれしかでけへんとお伝えしました。それで僕は質問を続けてるんです。

本当に求められているのは、幹部が最後まで自分を守ってくれる。そういう揺るぎない安心感やと僕は思っています。どこまでが正当な要望でどこからが不当かという一線を、やはり個人が、これはそうかなって判断するのが一番職員は気持ち疲弊するんかなと思います。だから、組織としてルールづけして、ここから先は容認しない、そういう明確な一線、言わば福崎町のルールを速やかに構築して、職員が毅然とした態度でかつ安心して業務に邁進できる環境を整えていくべきやと私は思っています。こういう条例を制定するという覚悟について、今後、総務課と町長の答弁でもよろしいんですが、町としてはどのように今後は対応されていくのかというのを少し答弁お願いします。

町長 12月でしたか、質問をいただきまして、できるだけ早くそういった条例を制定する方向でと言いました。そのようにですね、総務課とは調整しております。先ほど総務課長が語る言いましたですけども、それはですね、条例制定の準備も進めながら今言うたようなこともしているということなんです。条例制定だけは進めよっても周りの職員には伝わりませんので、そういう研修もしながら、いろんなことをしながら、一方では条例制定もちゃんと進めておりますので、もうこの3月議会に出てないということは次は6月議会にということになるんかもしれませんが、できるだけ早い時期に出せるように進めるように私から指示しておりますし、総務課はそのように動いてくれております。

植岡茂和議員 重々、町長の答弁も理解しております。先ほど言わせてもうたように、僕が何でこの9月、12月と急いだのかというのは、やはりそれが一つの理由で職場を離れる方がおられたら嫌やなという、それは対処できたことじゃないんかって後で思うんがつらいなと思ったんです。昨年度の離職者の人数を見て、やっぱ数名は僕も話させてもうたらそういう意見があったので、今年こそは二の足を踏まんようにしようと。いち早くこの質問しとかなあかんって僕は覚悟を決めてやらせていただいたんで、早急にというのがこの3月に間に合わなかったというのはここで離職者が何人おっかは分かりませんが、多かった場合、やっぱりちょっと僕もまた、1年後悔というか、悔しさが残るんかなというのは思っています。これも、今、職員側ばかり言いましたけど、この線引きというのは、町民さんは一概にね、前回町長に言わせてもうたように、拒絶するというわけじゃないんです。やっぱりむしろルールを守って、そういう、こういうふうなんどうやろうって提案していただける方の声を聞く間もその人に取られてるなって感じる部分があるんで、そういうのを取り除いて、正当な声を扱うためのものとして、この条例をつくるべきやと。またこれも町長に言わせていただいたように、無意識の

うちにね、本人はよかれ、町がよくなればと思ってしとう可能性だって高い。だから無意識のうちにエスカレートしてしまう町民に対しては、それはハラスメントにあたりますよと事前に気づかせてあげるっていうことがね、町民さんを加害者にさせないという観点では、行政としては優しさでもあり配慮でもあるんかなっていう。町民も職員も両方のリスペクトが大事なのはあるんですけど、そこにルールがないとやっぱりリスペクトし切れへんのかなというのを感じます。職員を守るってことが、良質な公務を通じて、巡り巡って、町民サービスになると私も思ってますんで、最後に町長にもう一度伺いたいと思います。

2026年10月を待つのではなく、この福崎町において、職員が誇りを持って働き、町民が正当な声を届けられる。その環境づくりを今すぐ自らの手でつくり上げる覚悟はあるのかというのをいま一度答弁お願いします。

町長 もうそのつもりで覚悟を持って取り組んでいきたいと、このように思っております。

植岡茂和議員 現場の指針となる具体的なガイドラインを制定して組織として強い意志を示すべきと私も考えてます。当然、議会にもそういう町民さんも来るんですが、私らもきちっとした対応もすれば、そういう理不尽なことには毅然とした態度で対応するんですが、結局私らが対応すると、それがそのまま職員さんに、議員が答えへんからほな聞くというふうになってしまうんで、私らもある程度これが職員に行かんようにと受け止めてしまっちょっと変な動きになるときもあるんで、本当にこれは急いでやるべきやなとは思ってます。ほんまに予算かけてやるようなことではなくて、僕の中ではね、そんな簡単なことじゃないんやろうけどね、町長が言うてなんは。ただ町長がもう今すぐにでもカスハラ条例つくってやるぞって言うたら、できるもんやと僕は思ってますんで、もうしっかりと町長が町民であり職員であり、この福崎町を守るためのその動きをするというのを腹に決めて、おっただけいたらなと思ってます。

私の質問は以上になります。町長には、しっかりとこの福崎町を守る動きをこれからも続けていってほしいなと思ってます。ありがとうございました。

議長 以上で、植岡茂和議員の一般質問を終わります。

次、6番目の質問者は、吉高平記議員であります。

質問の項目は

1、コミュニティ・スクールについて

2、行政改革について

以上、吉高議員。

吉高平記議員 議席番号6番の吉高平記です。議長の許可を得て、一般質問通告書にのっとり質問します。

まず最初に、コミュニティ・スクールについてです。

コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度は、学校と住民がパートナーとして手を結び、一緒に子どもを育てる仕組みのことで、これまでは学校のことは先生にお任せという形が一般的だったものを、少子高齢化や課題の複雑化に伴い、地域みんなで学校運営に参加しようということで、以下の3つの特色があるとのこと。

一つ、学校運営の基本方針を承認する校長が作成する学校経営の方針に対して、地域の声を反映させて最終的に承認すること。

2つ目、運営について意見を述べる教育委員会や校長に対して、学校の課題や改善策について意見を伝えること。

3点目、教職員の任用について意見を出せる。こんな先生に来てほしい。また

はこの体制を維持してほしいといった要望を教育委員会に伝えること。

それから子どもたちにとってのメリットは、多様な大人と接することで社会性や地域への愛着が育つ。学校、先生にとってのメリットは、地域の協力、ボランティア等により、先生が授業や指導に専念しやすくなる。地域住民にとってのメリットは、学校を核として交流が生まれ、地域の活性化や防災力の向上につながるとされています。

そこで、福崎町にとっての必要性についてお尋ねします。兵庫県教育委員会では、コミュニティ・スクールの設置を強力に推進しており、神戸市や姫路市などの政令指定都市、中核都市だけでなく、豊岡市や養父市といった地域でも積極的に導入が進んでいるとのことですが、令和7年度には、町内で初めて高岡小学校でスタートしました。このことの意義はどういったことでしょうかお尋ねします。

学校教育課長 質問議員も実感されていることとは思料いたしますが、高岡小学校は、かねてから地域密着型の学校運営がなされてきました。しかしながら、急速な児童数の減少、このことに伴う教職員数やPTA会員数の減員により、これまでのような円滑な学校運営が岐路に立たされています。こんなときであるからこそ、子どもや学校の抱える課題、その解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が必要となっています。

そのため、他校に先んじて、コミュニティ・スクール導入のモデル校として高岡小学校を指定し、地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民と共有し、地域と一体になって子どもたちを育む、「地域とともにある学校」への転換を図っていきたいと考えているところです。

吉高平記議員 従来、PTAや学校評議会といったものがありますが、これとコミュニティ・スクールとはどういう関係になっているのでしょうか。

学校教育課長 コミュニティ・スクールとPTAは、共に学校、家庭、地域が連携して子どもたちを支える組織ではありますが、目的や権限が異なります。コミュニティ・スクールは、法に基づく学校運営への参画が主な目的ですが、PTAは任意団体によるボランティア活動・保護者の連携です。また、学校評議員制度については、校長が学校運営をスムーズに進めるために、地域住民や有識者の個人的な意見を聞く仕組みでありまして、そうっております。

コミュニティ・スクール導入に際しましては、PTA役員や地域住民が学校運営協議会の委員として参画していただき、「地域とともにある学校づくり」という共通の目的に向かって動くようになります。

吉高平記議員 従来からあるものと、今後設置され運営されていくものとの移行期はちょっとややこしいことが生じるかもしれません。今後の進展次第かと思うんですが、福崎町には4つの小学校、2つの中学校があります。令和8年度予算では、高岡小学校での会議が3回分、福崎小、田原小、八千種小での会議が2回分、それぞれ計上されているとのことでした。教育委員会として今後どのように水平展開されようかとされていますか。

学校教育課長 議員おっしゃるとおりでございまして、令和7年度には高岡小学校にモデル導入いたしました。令和8年度には福崎小学校、田原小学校及び八千種小学校にコミュニティ・スクール導入に向けての準備や試行をしていただこうと思っております。それを受けまして令和9年度以降には、福崎西中学校区、福崎東中学校区ごとに学校運営協議会を設置しまして、小学校2校、中学校1校、その3つで1つのコミュニティ・スクールをそれぞれで導入したいなど。それがいいのではないかと教育委員会では考えているところです。

吉高平記議員 小学校にはないことが中学校には多々あります。例えば、中学校は思春期で肉体的にも精神的にも大きく変化していく生徒たちが集まるために、多岐にわたる問題、課題があります。中学校こそ、それをターゲットにした、つまりコミュニティ・スクールをターゲットにした運営にしていく必要があつて最優先すべきかなとは思いますが。ターゲットが小学校から中学校に変わる場合、目標も狙いも施策も違ってくるとは思いますが、いかがでしょうか。

学校教育課長 コミュニティ・スクールの導入の主な目的でありますとか役割、視点につきましては、小学校は学校支援が中心で、登下校の見守りであるとか放課後活動など、地域によるサポートを求めています。それに対しまして中学校では、地域貢献の視点が肝要となると言われています。生徒が地域行事に参加したり、課題解決に取り組んだりすることで、キャリア形成を目的としていることが他のコミュニティ・スクールでも強く言われているところです。

それを受けまして当町では、まず4つの小学校にコミュニティ・スクールを導入し、その後、中学校区でコミュニティ・スクールを設置してはどうかという方針で、今のところ進めているところです。

吉高平記議員 さらに中学校では部活の地域移行が進められてます。これと将来のコミュニティ・スクールとの関係はどうなんでしょうか。そう悠長な期間を置いて考えるべき問題じゃなくて、早急にどうするかが求められている課題かとは思いますがいかがですか。

学校教育課長 コミュニティ・スクールと部活動の地域展開は、どちらも「地域とともにある学校」を目指すものでございます。コミュニティ・スクールの場で、中学校の部活動をどうするかというようなことを熟議していただいて、地域で子どもたちを受け入れる機会を設けていただけたら、それは本当に理想的なことだと思いません。

吉高平記議員 この件で最後に、西中では、現在PTAとともに、昨年の秋から毎日オープンスクールを、保護者、地域の人たちに呼びかけて、積極的に展開されていますが、これと将来のコミュニティ・スクールとの関係はどうなんでしょうか。

学校教育課長 今、西中で取り組んでいる毎日オープンスクールとコミュニティ・スクール、これが何か関係があるかと言われましたら、特段の、今のところ関係はございませんが、このオープンスクールを通じて地域住民の皆様に学校の現状を知っていただき、理解と信頼を深める機会となり得ると信じています。学校運営に主体的に関わっていただくことで、学校への愛着が生まれ、防犯や伝統文化の継承など、地域課題の解決にもつながると考えています。

吉高平記議員 先ほどから、まずは小学校、それから中学校という形で年度を区切ってというのが今の計画という話でしたが、中学校はできるだけ早い段階で、正式じゃなくても、非公式でもいいんで、そういった打合せとかミーティングを始め、準備して、来年度からの予算ならばもう早急にぱっとかかれるぐらいのスピード感を持って進めていっていただきたいなと考えております。いかがですか。

学校教育課長 ありがとうございます。中学校ももう既に研修などを始めておりますので、コミュニティ・スクール導入に向けて機運は上がってきているところです。

吉高平記議員 よろしくお願ひします。

次に、行政改革についてご質問します。

まず、第6次の行政改革の最終年度の着地見込みについてお願ひします。

まず、行政改革大綱では、策定して終わりではなく、その評価、事後検証こそが実質的に改革のエンジンとなります。評価が不十分だと、計画は絵に描いた餅のままで形骸化してしまいます。一般に評価では、行政側の内部評価のほかに、

議会評価、住民アンケートなどがあります。今回は、これまでずっとされてきた行政側の内部評価、自己評価についてお聞きします。少なくとも第6次行政改革大綱は、目標値や指標がありません。逆に言えば、数値目標がないため、5年間の締めがないと判断できないような類ではないはずなので、現時点でじっくりとした評価をマル・バツ・三角でお聞きしたいと思います。マルは達成度80%以上、三角は50%から80%、バツは50%未満でお願いいたします。

まず大綱の1つ目、参画と協働と透明性の向上をうたっておられます。この達成度、マル・バツ・三角でその評価の根拠もお願いします。

企画財政課長 1番目、参画と協働と透明性の向上につきましては、達成度は三角としておりまして、評価の根拠については、実施計画のこちらの中の推進項目8項目ありまして、その中で、4項目が目標達成見込み、50%が達成見込みとなっているものであります。

吉高平記議員 なるほど。カウントは実施計画の達成度ですね。

2点目、効率的で効果的な行政運営となっています。これも同じく、マル・三角・バツと評価の根拠をお願いします。

企画財政課長 2番目、効率的で効果的な行政運営については、達成度がマルとしておりまして、評価の根拠は、実施計画推進項目15件中13件、87%が目標達成見込みとなっております。

吉高平記議員 大綱の3つ目で、効率的で柔軟な行政組織の構築についても、マル・バツ・三角と評価の根拠をお願いします。

企画財政課長 3項目め、効率的で柔軟な行政組織の構築については達成度が三角としております。評価の根拠は、実施計画推進項目8件中4件の50%が目標達成見込みとなっております。

吉高平記議員 大綱の4つ目、持続可能な財政基盤の確立についてはいかがでしょうか。

企画財政課長 持続可能な財政基盤の確立については、達成度がバツとしております。評価の根拠については、推進項目11件中1件、9%が目標達成見込みとなっております。

吉高平記議員 ありがとうございます。

次に、先ほど達成度の根拠として上げられた実施計画について、マル・バツ・三角でお願いいたします。見方が変わるだけで実施計画のカウントは同じかと思うんで、お願いします。

数値のあったテーマとしましては、42件の実施計画中22件で、52%が数値がありました。これについての全体評価をお願いします。マル・バツ・三角とそれぞれの件数をお願いします。

企画財政課長 数値目標があった22件中、マルが10件、三角が6件、バツが6件となっております。

吉高平記議員 続きまして、数値目標がなかったテーマ、42件中20件で48%の全体評価をお願いします。また何を根拠に評価されたか、それも併せてお願いします。

企画財政課長 数値目標がなかった項目20件中、マルが12件、三角が4件、バツが4件となっております。

吉高平記議員 それぞれマル・バツ・三角の評価、今度は実施テーマ件数ではカウントできないんで、なぜそれをマル・バツ・三角としたかを併せてお願いします。

企画財政課長 第6次の実施計画のずっと項目を見ていきまして、実際の事務事業と照らし合わせて考えたものでございます。

吉高平記議員 数値目標がなかったら実施計画の評価が非常に難しくなるというところですが、1から100までのレベルで、1、2でもすればマルと評価する人と、そんなも

ん1%全然あかんやんかという評価する人と分かれてくるんで、6次の振り返りで、できるだけ数値目標をお願いするというアクションを調査特別委員会でしたんで、その辺りが改善として数値で表されるような形で今後は出てくるかと思うんで、その辺りの不明確さがなくなってくることを期待しております。

次に、第7次行政改革の立案の過程の振り返りを質疑します。

まず、行政側にとっての行政改革調査特別委員会の設置の意義についてお尋ねします。財政調整基金を再び10億円確保することに向けてベクトルを合わせて、大綱で数値目標をうたい、方向性を打ち出したことについての自己評価をお願いします。

企画財政課長 第6次行政改革の反省を踏まえまして、6次では目標項目はなかったので、目標を明確にしまして、今後5年間、財政の見通しもつくりまして、10億円確保できるような計画を考えたところ、一般財源の歳出が4億円削減、歳入の自主財源が1億円増収、この目標を立てて、実効性のある計画にさせていただきましたのであります。

吉高平記議員 確かに目標数値が上がっておりまして、数値のある実施テーマが上がっておりまして、第6次では42件中22件の52%だったものが、第7次では36件中30件で83%と増えております。この辺りにつきまして実施計画につきましても自己評価をお願いいたします。

企画財政課長 先ほど質問議員おっしゃられたとおり、第6次では約50%、半分ぐらいしか数値目標がございませんでした。それを踏まえて、第7次行政改革実施計画では、なるべく目標数値を掲げまして、それを達成することによって、財政が改善する、行政改革が確実に実施できるような計画にさせていただきました。

吉高平記議員 確かにその辺りはよくなったと、私自身も第7次の立案についてのプロセスでは評価するんですが、残問題として、二、三上げさせてもらいますと、第6次が42件もたくさんテーマがあって、本当にできるんかというところもあって、レベルも1や2ではなくてちゃんと100まで達成する意気込みで実行してほしいなという意味で、非常に42は多いかなという話もさせてもらったんですが、第7次につきましては、それでも36件ございます。これを実施するための職員の負荷の具合はどうですか。行政側が工数把握すれば負荷オーバーになっているかどうか分かると思うんですが、一々工数も見ていないようなことも以前おっしゃったように思っております。実効性のある第7次行革にするためには、もし職員の負荷オーバーになるならば、もっともっと重点思考で優先順位を明確にしてテーマの絞り込みが必要じゃないかと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

企画財政課長 先ほど質問議員おっしゃられたとおり、第7次行政改革実施計画につきましては、策定段階から見直しによりまして、第6次計画の42項目から6項目削減して36項目、かなり検討させていただいて、無駄を省くといえますか、実効性のある計画とさせていただきました。その計画を実行するにあたりまして、各課の負荷オーバー、負荷オーバーというのかどうか分かりませんが、実際の各課の事務の中で、事務しながら達成するというものでございますので、特に行政改革の実施計画によって余計な仕事になるとは思っておりません。

吉高平記議員 了解です。しっかり実施していただけるようお願いいたします。

次、2つ目の課題として思うのが、パブリックコメントの回答の少なさです。行革委員会でも質問しましたが、仮指標として、分子であった3人を3、それから分母を全戸数8,100戸で8,100人とした場合、回答数は0.037%にすぎません。特に行政側で問題意識の少なさ、パブコメをしたという実績さえあればオーケーかというような数値です。副町長はさきの行政改革調査特別委員

会で、パブコメの回答数については、我々は事業名も出して回覧もしています。興味のある方はこうして見て意見をいただいています。今回が少なくてもっと改善しなければいけないという思いまで至っておりませんと述べられていました。ホームページ、広報、回覧板で回すのは一般的には公表であって、住民にちゃんと届いて理解されることを目的とする周知とはかなり意味が違うように思います。周知ができたかと考えるのは行政側の一方的な手前みそな思い込みではないでしょうか。副町長、いかがですか。

副町長 そのパブリックコメントにつきましてはですね、我々町がやっていることについてできるだけ町民さんに分かっていただきたいという気持ちはございますけれども、やはりその受ける側がどれだけ興味があるかっていうことになってくると思うんですね。行政に対してそもそも我々は当然興味を持って見ていただきたいですけれども、パブコメいろんなものがありますね、世間でいいますとね、興味のあるものはどんだん国民の方も見てこられます。そういう努力はしなければならぬかもしれないんですけれども、やはり一定のやり方の中で、町民さんに見ていただく機会を設けるっていうことがまず一番やと思うんですね。それを当然いろいろ考えていく必要があるかと思うんですけれども、その目標を持ってですね、これだけのパブコメの件数まで上げるんだということまでどうなんでしょうか。私、そこまではちょっと意識は持ってないんで申し訳ないですけれども。

吉高平記議員 我々選挙で今去年の4月にやったんですが、行財政、財政調整基金がこんなや言うたら、町民の皆さん非常に關心示されて、この3人しか關心ないと大きくかけ離れた感じだったんで、わざわざパブコメで回答するという方が少なかつただけで、關心は結構大勢の方がいらっしゃったと感じておりました。求めるべき周知のレベルについてですが、1月の行革委員会でも、先ほどのコメントでも目標数値はない、あえてそれはつukらないというようなことをおっしゃってました。町民の意見を聞くことについて積極的で、こうありたいという姿とか目標値がなければ、逆にまた気づきも課題の認識もないのかもしれないかもしれません。住民にちゃんと周知できているかどうか、賛成意見も含めてせめて住民の1%以上、福崎町の場合でしたら81人以上ですが、の意思表示を求めるような何らかの努力、先ほどの質問ではLINE等の有効活用する方法もありましたが、自分は賛成するよ、あえてコメントは書かないけど賛成するよという意思表示も何らかの形で求めてすればいかがでしょうかね。そういう発想はないんでしょうか。

副町長 そうですね、おっしゃる意味は分かります。今まではそういう、あくまでご意見があればということで、パブリックコメントをかけてきております。これにご賛同くださいという言い方は我々しておりません。それがいいのかどうか、その辺はまたご意見としてですね、お伺いして、またそういったことも頭に置きながら考えていきたいと思えます。

吉高平記議員 確かにパブコメで賛同くださいというアプローチはどうかとは思いますが、大変いいとか悪いとか、コメントしないといけないとか、そういう答えやすい形でのリアクション求める方法も検討すれば、0.037%というような形ではなくて1%以上にはなつて、それなりの評価を得ているなという実感を基に新しい行革のスタートが切れるんじゃないかなと考えております。

議長 一般質問の途中ですが、ここでしばらく休憩いたします。
会議の再開を15時35分といたします。

◇

休憩 午後 3時21分



議長 会議を再開いたします。

吉高平記議員 それでは早速、次の質問に入らせていただきます。

第7次行政改革の推進に向けてお尋ねします。

まず、行政改革を実施していくためのPDCA活動の深化についてです。

Plan、計画、Do、実行、Check、評価、Action、改善、このPDCAサイクルを回すことは、絵に描いた餅で終わらせなくて実際に餅をつくり食べるための大事なプロセスです。行革委員会では、昨年7月、8月に第6次行政改革の実施計画の振り返りを、当初行政側から示された内容を拝見したところ、あまりにも簡単過ぎて愕然としまして、事務局に改めて問題点、課題、次に生かすこと、数値ある目標については、令和6年度の実績、令和7年度の見込みの項目別でフォーマットをつくり直してもらいをお願いしました。そして一つ一つテーマについて、その当時できる範囲でPDCAを回していきました。1月の行政改革調査特別委員会では、副町長から第7次の計画ができたので、今後の実行については行政側に任せてほしい旨の発言がありました。

そこでお尋ねします。過去からされてきた、形だけ、表面的なあまり深掘りのないPDCAに対して、行政改革調査特別委員会で昨年夏に実施したものを参考に、より一層改善した内容で第7次行革のPDCAを回していかれる予定でしょうか。副町長、いかがですか。

副町長 PDCAにつきましても、前回の6次につきましてもね、ご意見をいただいてそういった形でさせていただきました。それも参考にですね、進めていきたいと思っております。

吉高平記議員 今日の質問で牛尾議員のほうから質問がありまして、行政改革チェックシートで毎年決算期にしていくとおっしゃってましたが、決算期と申しますと、9月頃でしょうか。

企画財政課長 第7次行政改革の進捗管理につきましても、先ほど質問議員言われたとおり、振り返りのシートを改良しまして、進捗管理シートというのを作成したいと思っております。そちらの管理シートによりまして、9月決算議会の期間中ではないんですが9月には見ていただいて、その評価をいただく中で、行政側でも評価して、目標達成度合いとか、新たな事業ができないか検討して、そちらの次の実施計画の見直しにつなげていきたいと思っております。

吉高平記議員 改善されて実行していただくのはありがたいんですが、9月といえば、1年間終わった後、昨年の振り返りということになってしまうんで、もう半年、しかも4月からならば半年過ぎた後、昨年度を振り返るということで、非常にタイミングが遅いように思います。最低、その年の中間と締めで年2回は必要かと思いません。中間で、問題点、課題があれば対策して、その年の目標達成を推進すべきではないでしょうか。また、これ先ほど田中議員おっしゃった安心感のある広報として、町民の皆様にもお知らせするときにも結びついてくるのではないのでしょうか。いかがですか。

企画財政課長 進捗管理につきましても、やっぱりどうしても決算で見直すようになりますので、どうしても年度途中、半期で見直す、進捗具合を見ましても、例えば歳入側については、年度末に国庫、県、その他のお金が入ってきます。それと歳出につきましても、事業途中で例えば6か月たったからといって、6か月仕事が丸々進むとも限りませんので、私どもとしては決算が確定した後に進捗具合を振り返りたいと思っております。

吉高平記議員 アクションするならば、即しないと、どんどんどんどん遅れてしまって、結局、しなくて終わってしまう。次の年頑張るわという形の5年間になってしまうと思うんで、ぜひそこはよく工事の進捗管理で委員会で報告があるように、現在何%進行中ですか、あるいはこういう施策を検討するというならば検討をしますとか、そういったステップごとでの振り返りを半期にすれば、残り遅れてたら早くしようとか、進んでたらもっともっとほかに回せるテーマがあるかどうかとか、そういった全体のバランスを見ながら進捗管理ができると思うんで、今までは年1回だったかと思うんですが、そこをこの第7次行革からは年2回、中間と最終という回し方をぜひして行ってほしいなど。今、具体的に決まってはおりませんが、総務文教常任委員会でこの辺りを議会として進捗管理していく中では、ぜひそういった年2回の方向でやっていきたいなど考えております。

大まかな今、5年間の実施計画がありまして、5W1Hを加味した年度計画の必要性はどうですか以前お聞きしたことがあります。いつ、どこで、誰が、何を、なぜ、どのようにするかが非常に不透明な実施計画です。町長が1月の行政改革の委員会で発言された第7次の実施計画で十分だとされる根拠を、二、三の実施計画を例にしてこれからお尋ねしたいと思います。

まず、目標数値がないものについて、5年間1本の線だけが引っ張ってある、テーマナンバー14番、行政手続の簡素化の推進についてお聞きします。

まず、誰がというところで、テーマ14番は総務課、税務課とありますが、責任のある実務担当者はそれぞれの課で誰でしょうか。

総務課長 こちらは総務課と関係課にしておったと思います。それで、責任ある実務担当者ということでは、総務課の行政係、具体的には行政係長と行政係の主事ということになります。

吉高平記議員 すみません。税務課じゃなくて、関係課でした。関係課というのはどれぐらいの課が関係して、それぞれの担当者、実務担当者は誰でしょうか。

総務課長 全ての課でございます。ですので、担当者とかいう形もほぼほぼ全体的になってくるんですけども、委員会の中でも押印の部分で一つ話があったと思いますけども、その部分でいいますと、666件の対象ということで令和2年度は取り組んでおりますということで、主管課は総務課ということは申し上げられるんですけども、あとはもう全体的にわたっているというふうにお願いしたいと思います。

吉高平記議員 全体の総括責任者としては、そこの総務課の係長がされるというふうに取りあえず取っておきます。なぜというところは、先ほど総務課長の答弁がありましたように、申請者の負担の軽減を図るために慣例の押印や記入箇所を減らすというところが明記されてますが、具体的な対象として660件近くあるならば、一遍にするのか、年度ごとで何件するのか、どの課のやつをするのか、そういったところはどうでしょうか。

総務課長 実は現在進んでおる事務、背景みたいになるんですけども、基幹系業務システムの標準化というものが進められております。国主導の移行作業なんですけども、その中で標準化に合わせて各種様式の標準化・統一化も図られるところがございます。もともと令和7年度ですね、今年度に一定のめどが立つはずだったんですけども、今のところ令和9年度の予定というようなことで、これは随時報告をさせていただいておるところでございます。その標準化が終わってからというか、ほぼ終わってからというか、そのタイミングで、これまで出ておりますオンラインの申請ですとか書かない窓口とか答弁させていただいておるのはそういうようなところと並行してこのたびは進めていくということになってまいりますの

で、今、強いて言うとするれば、令和10年度とかそういうことが棒グラフの中の中間になりますけども、そこが見直しの年度になるというふうに認識をしております。

吉高平記議員　ここではどこでというところは窓口業務とありまして、どのようにというところは明確にないんですが、先ほどの話では、標準化の後、個々の帳票についてやっていくというような段取りが既にあるという話でした。こういう話を聞いてますと、この1本線引いてある実施計画だけではなくて、具体的には詳細を検討したりして何らかのことをやっておられるという証じゃないかなと思うんです。ですから、場当たりのではなくて、やっぱり現行の5年間の大ざっぱなこういった中期的な実施計画に対して、年度ごとの令和7年、令和8年、令和9年、令和10年という、先ほど総務課長がおっしゃったような具体的な施策を盛り込んで、今、令和8年度も迎えようとしていますんで、その8年度の具体的な、しかも場当たりのではなくて体系的な年度計画が必要ではないでしょうか。町長いかがですかね。

町長　私の行政経験からの話になるんですが、この行政改革大綱の中にですね、数値目標を出すというふうなことは今までなかったと思う、私の経験からなかったと思うんです。それも出しました。実施計画もですね、この目標値というのがですね、あんまり書いてなかったケースが多かったんですね。それを今回、できるだけ数値目標も入れられるものは入れてきたという中で、入れにくいものは入っていないんですが、そういったことをですね、やってきているんです。ですから私自身は、今回の大綱、実施計画というのはすごくですね、今までに比べてもレベルアップした大綱であり、実施計画であると思っています。今後ですね、改善すべき点があるんであれば改善していったらいいと思うんですが、今回は私自身は、これを実現すればですね、必ず持続可能なまちづくりがやっていけるという大綱、実施計画になっていると、このように考えているところでございます。

吉高平記議員　今は大綱とか行政改革の実施計画の話じゃなくて、実施計画を年度ごとにするために寄り添う際の5W1Hを盛り込んだアクション計画、実施計画というたら、福崎町の行政側で使い慣れた言葉のイメージが強ければ、令和8年度のアクション計画、先ほど総務課長がおっしゃったようなところを盛り込んで、令和8年度には何をするかというところの詳細計画が必要じゃないかというところを町長にお聞きしたわけです。いかがですか。

町長　私自身はこの大綱、実施計画で、十分私自身はいいと思っています。もう一つ細部の部分というのはですね、この後ろにつけておりました検討事業ですね、検討事業であり、収支見通しというのもつけておったと思います。その収支見通しについては、毎年決算が出たらですね、どないなっただいことを報告させていただいてですね、見込みと決算とが改善してるな、いや、そこまでいかなかったかなというのとはできると思うんです。私は今回の行政改革はですね、その点が一番大事な点ではなかろうかというふうに私は思っております。

吉高平記議員　町長レベルならば、その実施計画があればそれでいいかもしれませんが、実際実務をされる各課あるいは職員は、先ほど総務課長がおっしゃったような具体性がないと前へ進めませんので、ぜひその辺りを詰めて、思いつきでするんじゃないかと、体系的にこうするかというところを5W1Hで詳細計画をしないと、先ほどの話じゃないですけど前に進まない、実務からかけ離れた形になりますんで、ちょっと心に留めておいていただいて、次のテーマについても同じように確認したいと思います。

次のテーマ、ナンバー30、使用料・手数料等の適正化についてです。

ここでは、誰がにつきましては、関係課とあります。やはりどこの課か分かりません。責任実務担当者は誰ですか、やはり先ほどと同じように総務の担当係長でしょうか。

企画財政課長 使用料・手数料等の見直しについては企画財政課の企画係が中心となって進めていく予定としております。

吉高平記議員 なぜのところか受益者負担の適正化のため、これは非常に社会教育課がたくさん担当されている公共施設等があります。何をにつきましても公共施設の手数料・使用料の見直し、いつにつきましては、無料化施設の見直しは令和9年度までとありますが、見直した後、いつ実施するかが全然明確になっていません。これはいつでしょうか。

企画財政課長 ずっと先ほど来、他の質問議員さんの答弁でもありましたとおり、使用料・手数料、有料施設につきましては令和8年度中に見直して9年度から料金改定を考えております。それと無料化施設の有料化については、8年、9年、2年間かけてできるかどうかを検討していく予定としております。

吉高平記議員 次に、どこでは公共施設となっておりますが、具体的な対象として、一遍に全部ですか。それとも順番に、令和8年、9年分けてされるのでしょうか。

企画財政課長 有料施設全施設を8年度に見直す予定としております。

吉高平記議員 How、どのようにというところでは、使用料収入の個々の施設の目標値とか、施設ごとに施策が違ってたり実施方法が違うはずですが、そういったアクションは8年、9年に計画されて、即決まり次第実行されるのでしょうか。

企画財政課長 基本的には各施設共通の方針を定めまして見直す予定としておまして、基本的には受益者負担の適正化ということで、各施設ごとにいろんな経費がかかっております。それを時間単価、平米単価、割り戻しまして、その使える人が例えば半日使うのであれば4時間掛けるとか、そういった見直しを考えております。

吉高平記議員 このテーマで記載されてる項目は非常に少なく、先ほど質疑応答された内容を詰めないと、8年、9年実施できない。つまり、やはり8年度の詳細の年度計画が必要であるようです。これについて改めて町長にお伺いしますが、この実施計画だけで行政改革のテーマ、30番が実施できるとお考えでしょうか。

町長 やはり大枠いうんか、それを決めらなあかんわけですね。8年度、9年度としておりますが、今、使用料・手数料の見直しは8年度にやって、できたら9年度、9年度の最初からできるか、周知期間があるから9年の、例えば10月からスタートするかというのはちょっと分かりませんが、8年度に大枠のことは検討して9年度中に順序立てて実施していく。住民さんに周知をしながら実施していくという大きな枠組みを決めたわけですね、実施計画の中で。今からですね、今、課長は課長の頭の中で考えとることを言いましたですけども、各市町村がこの公共施設で、使用料・手数料をどのぐらいにしているんかという情報収集をしてですね、それともあんまり乖離ができませんようにしたら具合悪いとか、それから、今言いましたように平米単価とか、いろんなことを、指標を持ってきて、どれぐらいが適正かということを共通の、共通のそういったものも必要ですし、個別の施設によっても変わるかもしれません。そういったことを今から一つ一つですね、各課が担当しとる公共施設について検討せえというのは企画財政課が言うてですね、その資料を集めて、一つ一つですね、やっていくと。それを1年かけて、早ければ12月中に、長ければ3月までかかるかもしれません、そういうことをやって、使用料・手数料というのをこれが適正だなというようなことを、まず町の理事者側で決めさせていただいて、議会のほうにもですね、途中経過が要るとは思うんですよ、途中経過は要るとは思いますが、議会にも提示しながら適正な料金

体系をですね、つくっていききたいと、このように考えております。

吉高平記議員 先ほど町長がおっしゃったこと自体が詳細の年度計画になっているはずで、それを口頭でじゃなくて、もうちょっと体系的にどうするかを時間配分とか工数も見ながら、5W1Hで落とさないように進まないようなんです、我々議員としては、今、半期ごとにしようと思うんですが、そういった詳細計画の進捗について、進捗を確認して、この第7次行政改革の初年度が達成できるかどうかを判定して、不足ならば、課題点、問題点を指摘して提言して前に進めていききたいと思ってます。だから、中期ではこれでいいかもしれませんが、中期を実行するために、詳細計画がぜひ必要だと。要らないとおっしゃった中で、町長の頭には、既に詳細の方策等が頭の中にあるんで、それを表してやっていく必要があるんじゃないかと。そうしてこそ初めて行政側の組織的な動きができるんじゃないかと考えております。

次に、目標値のあるものとして、テーマ17番、業務改善の推進、職員提案の促進とあります。これは第6次行革では、目標値が採用する職員提案件数で、毎年度1件以上でした。それが第7次では、目標値が職員提案件数、毎年度で5件以上となっています。提案するハードルが下がって、改善の推進に向かって一歩前進した目標かと思いますが、確認ですけれども、全職員147人程度で、年間たった5件以上でしょうか、それとも職員1人当たり年間5件以上で、トータル的には700件余りを目指されているのでしょうか。

総務課長 全職員で年間5件以上です。

吉高平記議員 非常に少ない数で、別に第6次のように町が採用するとかいう大げさなタイトルをつけずに、職員が提案すれば1件とか数えられるならば、単純に700件近く、1人当たり5件でも上がってくるものが全体でたった5件、それでよく職員の改善マインドとかそんなを促進しようという実施計画あるいは大綱の目標を実現しようとする目標値としては、あまりにも低過ぎるんじゃないでしょうか。いかがですか。

総務課長 議員が言われるようにといたしますか、いきなり大きな改善を狙うのではなく、小さな改善の積み重ねで改善件数をもっと増やすという観点は必要だと思いますし、その上でのこのたびは1件という目標から5件以上というふうにさせていただいたというところで、これを令和8年度からの目標値と定めたということでございますので、その感覚はちょっと違うのかもしれませんが、もうこれを目標として定めたということでございます。

吉高平記議員 700件余りも5件以上には変わらないんで、達成度が何百%になっても別に構わないと思うんですが、目標値というのは、普通簡単に手が届くところじゃなくて、飛び上がったなら届くぐらい、ちょっと高いところを目指して全体の改善、あるいは改革を達成しようとする。あるべき姿があまり低過ぎたら改善どころか、ほかしとってもいいという形になるんで、ぜひその辺りは今の目標値はたった5件ですけども全職員について700件を目指そうという形でやっていただきたいなと思います。

改善テーマの例として、私がこの3月の定例会でいろいろ見聞きしたところを挙げてみますと、国庫補助金を利用したAIの活用とか、テーマ14番での行政手続の簡素化の推進では、帳票別におのおの担当者がそれぞれたくさん改善上げたり、テーマ30番の使用料・手数料等の適正化では、施設ごとに改善提案が出てくるはずで、社会教育課での体育館、エルデホール、文化センター、青少年野外センターでの施設ごとの事情を反映した改善提案など多数あるはずではありませんか。さらに、税務課でのスマホでの確定申告や確定申告日時の事前予約化

とか、日程面で混雑具合を事前に周知して申告者に分散化を促した改善案とかいっぱいあります。もう既に5件超えています。さらに、地域振興課ではふるさと納税拡大作戦など、これでもたくさん改善策が出てくるはずですよ。先ほど総務課長がおっしゃったように、いきなり大きな改善を狙うのではなくて、小さな改善の積み重ねで改善件数をもっともっと増やせば、職員の改善マインドというものが養っていけるはずなんで、ぜひそのように持っていただきたいと思います。5件じゃなくて700件を目指して。5件以上ですんで、よろしく願いしたいと思います。

実行するための行政の働き方改革につきまして、従来のやり方とか、過去こうだったからとか行政側の答弁は常にそれが多いんですけども、忙しいからできないとか日常の業務が優先されてしまう、そういった職場環境だからこそ、行革テーマは組織的に効率的に実施するためには、事前に年度のアクションプランをつくって、それをやっていくべきです。熟練された町長とか副町長は、頭の中にあるから、これはこうしたらできるはずだという施策が見えてることばかりを押しつけるんじゃないかと、新しいアイデアとか新しい技術をもってすれば、こんなことができるんじゃないかという職員とか、会計年度任用職員の皆さんの知恵を出しながらやっていけば、どんどんどんどんこういった改善も進んでいくんじゃないかなと思っております。

行革をやっておりましたら、やっぱり一番大事な意識改革、これは町幹部の意識改革こそ福崎町の働き方改革の最大のポイントではないかと思うんですが、町長、いかがですか。

町長 そのご指摘を肝に銘じてですね、行政改革を含む町幹部の意識改革を進めていきたいと思っております。

吉高平記議員 ぜひよろしく願います。町幹部あるいは町職員だけじゃなくて、あくまでも福崎町民のために頑張っていただけのようによろしく願います。

以上で一般質問を終わります。

議長 以上で、吉高平記議員の一般質問を終わります。

次、7番目の質問者は、北山智恵議員であります。

質問の項目は

- 1、地産地消について
- 2、耕作放棄地について
- 3、新規就農（特に若者について）
- 4、耕作放棄地、放棄地予備軍と新規就農者をマッチングさせる取組は可能か以上、北山議員。

北山智恵議員 議席番号10番、北山智恵でございます。議長の許可をいただきまして、通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

まず1つ目の福崎町の地産地消についてです。

現状の取組や取組内容や状況について、またどういった問題点があるのか、進まない理由や解決するためにはどうしていくべきか。他市町の状況はどうか、先進地と思われる取組などあるかについてお伺いします。

農林振興課長 まず、地産地消の福崎町での取組ですが、主な取組には学校給食がございます。こちらは町内で生産されました野菜を優先的に学校給食で利用させていただいております。令和7年度では6者の方から納品をいただいております。使用量でございますが、直近の令和6年度におきましては、野菜全体の使用量は4万5,256キログラムあったのに対しまして7,999キロ分、率にしまして17.7%を町内産の野菜で賄っております。また、米についてでございますが、お米

の全体使用量2万769キロに対しまして、こちらは県内産となるんですが、2万769キロと100%が使用されてございます。

次に問題点についてでございますが、先ほど申しました野菜におけます問題点といたしましては、学校給食で地産地消をするにあたりまして、同じ種類の野菜の収穫期、こちらはやはり同時期になりますこと、またもう一つが年間を通じて収穫が困難であること、この2点が上げられます。同時期に収穫されるため、その期間内に使い切れない。また地元で生産される時期が限られているため、年間を通じての供給、納品ができないことになっております。

これらの課題に対しましては、学校給食における地産地消検討会、例年1回開催させていただいてるんですが、こちらを開催しまして、生産者ごとに生産していただく野菜の収穫時期や量を事前に調整していくことで、学校給食に使用できる野菜の量を増やしていければというふうに考えております。

他市町での先進的な取組ということでございますが、宍粟市におきまして、市費で保冷库、こちらを購入され、野菜を長期保管できるようにすることによりまして地産地消の拡大に取り組まれているといった例がございます。

北山智恵議員 ご答弁にあったとおり、同じ品目でも品種を変えるなどして種まき時期をずらすことで、長い期間出荷できるようにすれば、少しでも長く野菜を納品してもらえます。また、給食の献立を地場産の旬の時期に合わせるなど、生産者に配慮した献立の作成も有効な手段ではないでしょうか。今後も収穫の調整や価格交渉により、地産地消率の向上を目指していただきたいと思います。また、もちむぎ食品センターや文珠荘で地元食材の活用の現状、取組内容や状況について、あと問題点があれば、進まない理由などがあれば、その理由は何かなど、解決策などがあれば教えてください。

地域振興課長 もちむぎ食品センターでは、もち麦米澤モチ2号を全量買い入れて、精麦やもちむぎ麺として加工して販売、レストランで提供しております。地元の野菜などは、安定供給の問題や仕入れコストの問題などから直接生鮮卸業者から購入していると聞いております。文珠荘につきましても、料理の工程などスピード感が求められることから、カットした食材を卸業者から購入していると聞いております。お肉や麺類につきましては地元事業者から購入しておるところでございます。また売店では、地元で取れた野菜など販売を定期的に行っておると聞いております。

解決策としてですが、今後は地産地消の観点から、お米などは取り入れていきたいと聞いております。地域の活性化につながればとのことでございます。指定管理者の努力、そしてできる範囲で協力をお願いし、地産地消につながればと考えておるところです。

北山智恵議員 旬彩蔵などでの地元産のものの売上げの現状や今後の見込みなどについては、福崎町は把握されてますか。

農林振興課長 旬彩蔵等での売上げにつきましてはJAの管轄ということもございまして、数値についてデータを把握はしておりませんので、町からその業績等を申し上げることは申し訳ないですがちょっと控えさせていただきたいと思っております。

北山智恵議員 旬彩蔵の業績等の答弁は控えるとのことで理解しました。JA兵庫西のホームページを見ると、売れ筋紹介や生産者別直売実績が確認できるなど、地産地消に力を入れていることがうかがえます。地産地消には、生産者へのメリットだけでなく、学校給食に取り入れることで、子どもたちが地元の旬の食材を味わうことが食育効果につながると言われています。今後も地産地消を進めていただくようお願いいたします。

続いて、2つ目の耕作放棄地についてお伺いします。

放棄される理由とその解決策はどういったものがありますか。

農林振興課長 耕作放棄地となってしまう原因といたしましては、農家の高齢化やまた農地の所有者がお仕事などの関係で遠方にお住まいであることによって管理ができなくなってくる場合や地域の担い手不足により、集落単位での管理ができなくなっていることなどが要因にあるというふうに考えております。

解決策でございますが、地域の担い手の方や営農組織での対応が上げられるんですが、現状では、やはり就農者不足により困難ではないかというふうに思われますが、午前中の住谷議員への答弁で述べましたような、耕作放棄地の再生・活用支援でございますとか、不作付地の耕作支援補助、こちらなどの制度を有効活用していただければというふうに考えております。

北山智恵議員 耕作放棄地が増加している理由については、私が相談を受けたのも同様の理由でした。住谷議員のご質問に対する山下農林振興課長のご答弁でもありましたように、自治会で取り組んでいただいている多面的機能支払交付金は、農地やため池の草刈り、水路の維持などの共同作業に効果があると聞いています。そのほかにも多くの支援策をご紹介いただきましたが、少しでも耕作放棄地の有効活用が図れるよう取組をお願いします。

あと農業用機械の更新時や、高齢化による離農以外にも、獣害被害や耕作に不便なため、借り手がないなどの問題があると聞いています。八千種営農組合や大門営農組合は解散されておりますけども、解散など休止中などもあります、町内でも営農組合の高齢化や人手不足、資金難の問題が顕在化しています。地元の担い手や近隣の農業法人等でカバーできるうちはいいですが、営農組合の解散により耕作放棄地が一気に増加するリスクについて町の考えはいかがでしょうか。

農林振興課長 今、議員が言われましたように作業を受託されておりました営農組織の解散でありますとか休止に伴いまして耕作放棄地が増加していくということは、大いに懸念されているところでございます。その理由としましては、もともと農作業をする時間がないといった方はもちろんのこと、作業委託を機に農機具を処分されている方も多いうふうな考えられまして、実際、農林振興課のほうにはそのようなご相談も寄せられているところでございます。

そのリスク対策についてでございますが、一概にこれがいいといったような対策はないと思われまして、営農組織として、持続可能な活動を続けていけるように、指導、支援を行っていきますことや、万が一活動不能に陥ったような場合には、引き継いでその営農活動を行っていただける組織、団体の確保に努めるといったことになってきますが、そういった作業はこちらも困難を極めるものではないかというふうに考えております。

今、策定していただいております地域計画などの活用によりまして、合意形成や情報の共有化を地域で図っていただくことなどにより、多様な農業経営を目指そうとする人が参入しやすくなるような、そういったような素地をつくっていくことも大切なのではないかと考えております。

北山智恵議員 地域計画は各自治会の実情を踏まえ、おおむね10年後の農地利用の姿を表すために作成されています。確かに計画策定時に、10年後の営農組織がどうなっているか予想は難しいと思います。そのためにも営農組織の持続的な活動が大切になります。営農組織内で事業継続、後継者育成を行うための体制づくりの支援はできていますか。

農林振興課長 福崎町では福崎町新規就農支援事業補助金でありますとか、事業継承や次世代の指導者の確保を行おうとしている営農組合などの農業法人や個人の認定農業者に対しまして、後継者になり得る人材育成に係る費用を補助する制度でございま

すが、こういった制度を設けております。具体的には、現在、町内に住所を置かれ、事業完了後も引き続き3年以上、町内に住所を置いていただくといったことを条件といたしまして、認定農業者に新たに正規雇用をされるとか、事業完了後、おおむね1年以内に認定農業者となり、その事業を継承されるといった65歳以下の方や事業完了後おおむね1年以内に営農組織の役員となられ、その事業を継承される方、また執行役員に選任される65歳以下の方となっております。その他、新たに正規雇用され、事業完了後おおむね1年以内に認定新規就農者、または認定農業者として営農を開始する方を事業対象者といたしまして、その事業対象者へ営農組合などの農業法人または個人の認定農業者が支払う給与、こちらを年間100万円を上限として補助するものでございます。

こちらは令和5年度より町単独事業で設けておりますが、現在のところ活用実績はございませんが、後継者育成を考えておられる営農組合などの農業法人や個人の認定農業者におかれましてぜひご活用いただければというふうに考えております。

集落営農等にごさいましては、認定農業者になられる際、また認定農業者になられてからも5年置きでございますが、福崎町農業経営改善計画審査会を設けまして、そちらにおきまして農業経営の状況の確認を行っております。こちらで現状におけます課題の把握でありますとか、将来におけます改善計画などに対する指導を行わせていただいておりますので、その中において、持続可能な農業経営や組織体制に係る助言等も行わせていただいておりますので、こちらからも支援の一環であるというふうには考えてございます。

北山智恵議員 営農組織の事業継続、後継者育成のための制度を設けていらっしゃるんですが、活用実績はないとのことでした。ぜひ今後も制度のPRに努め、営農組織が活動不能に陥ることを防ぐ取組を継続してお願いしたいと思います。

耕作放棄地、耕作不利農地については、町が農振農用地から除外をして、特別指定区域制度を利用して農地転用を促すことも必要ではないかと思いますが、いかがお考えですか。

農林振興課長 言われました農振農用地からの除外についてでございますが、ほ場整備事業において整備されましたような優良農地などは困難とはなるんですが、例えば狭小農用地などの理由で農業振興のための土地利用が困難と判断されるような農地については除外の方向で見直し作業を行っているところでございます。福崎農業振興地域整備計画書、こちらを今、見直しておりますが、その総合見直しに合わせまして、福崎町の農業振興地域整備促進協議会並びに中播磨農業振興地域制度促進対策会議への説明を、先ほど言ったような説明を行ってきたところでもございます。

この総合見直しの中では、町内の農振農用地、約6,000筆ございますが、そのうち1割にあたります約600筆、こちらを見直しの対象農地として選出をさせていただきまして、その600筆につきましては担当が現地確認を行っております。その結果、最終的には除外案件として計上した農用地は188筆、面積にして約8.7ヘクタールを対象とさせていただいております。

それらのうち、先ほど申されました特別指定区域の拡大に関わる農用地は69筆、約4.4ヘクタールを変更対象としております。そちらの選定にあたっては、こちら可能な限り集落からの要望を反映させたものであるというふうにも聞いております。今回の総合見直しによります福崎農業振興地域整備計画書、こちらの変更は、令和8年の5月を予定しておりますが、今後も社会情勢や農業情勢等を勘案しながら地域の実情に沿うような見直し、変更を行っていきたいというふう

に考えております。

北山智恵議員 特別指定区域の見直しに連動して、狭小な農地は農用地からの除外を検討されているとのご答弁をいただきました。優良農地は耕作放棄田にならないよう、農地利用を進めていき、耕作が困難な狭小な農地は、転用も含めて有効活用を図っていくことは大切だと思います。

続いて、3つ目の新規就農、特に若者の新規就農についてお伺いします。

町内での新規就農者数についてと、あと新規就農者への支援策と補助内容はどのようなものがありますか。

農林振興課長 過去3年間で申しますと、町で把握してございます新規就農された農業者数は10名でございます。令和5年に4名、令和6年にも4名、令和7年には2名の方となっております。新規就農者の方への支援策でございますが、まず就農される前の研修期間中、そちらの方へは年間150万円、最長で2年間になるんですが、資金面の支援を行います就農準備資金というものがございます。また、認定新規就農者となられた方に対しましては、年間150万円、最長で3年間ございまして、そちらの方には資金面の支援を行う経営開始資金といったものもございます。さらにその認定新規就農者の方が経営を発展させるために、機械や施設等の購入またはリースを対象に支援を行います経営発展支援事業というものもございます。

北山智恵議員 経営開始資金については、令和7年度予算では150万円、新規就農支援事業補助金に関しては、令和7年度予算100万円の実績や、過去に補助した人のその後の状況はいかがでしょうか。

農林振興課長 令和7年度の当初予算では、言われましたように認定新規就農者1名の方の経営開始資金を予定しておりましたが、7年度の年度当初のほうに追加で1名の方が認定新規就農者になられておりますので、9月の補正におきまして追加、1名分の150万円を増額していただき、実績の見込みでは、2名の認定新規就農者の方へ150万ずつ計300万円の経営開始資金での支援を予定しております。

一方、新規就農支援事業補助金につきましては、営農組合や認定農業者の方へご案内はしておりますが、今年度に活用を申請される方はおられない状況でございます。過去においてですが、2名の方が経営開始資金による支援を受けられ、その方は現在、認定農業者となられ、営農活動を継続していただいております。

北山智恵議員 多くの方が新規就農の相談に来られ、支援制度につなげた結果、認定農業者の育成に結びついたとのことで、引き続きのご支援をよろしくお願ひします。

4つ目の耕作放棄地、放棄地予備軍と新規就農者をマッチングさせる取組についてですが、耕作放棄地、放棄地予備軍と新規就農者をマッチングさせる取組は可能でしょうか。また、定住人口の増に結びつける施策はありますか。近隣で他府県での取組はありますか、お尋ねします。

農林振興課長 地域計画の策定にあたって実施いただきました中で、地域での話合いの中においてですが、担い手の方を地域外から呼び込むといったことも検討していったらどうかと考えられた集落もあるように聞いております。また、町ホームページに掲載されております各集落の地域計画にもその旨の表記をさせていただいております。今後の活用が未定になっている農地について、就農の相談時や地域計画を見ていただくことによって、紹介することや確認をしていただくことは可能であるというふうには考えております。ただ、そういった仕組みを円滑に機能させていくためには、新規就農しようとする方の農業経験や資金力、それからご家族の協力といった課題をクリアされているのか、また地域が求められている意向や取組に沿った活動が継続してやっていけるのかといったような、就農に向けての

様々な問題を県などと相談や調整等を綿密に行える体制を整えていく必要があるというふうには考えております。

定住人口の増に結びつける施策ということですが、福崎町では空き家バンク制度がございます。当該制度を活用して福崎町で就農していただくことを検討していただけるのではないかとというふうには考えております。

あと近隣での取組事例でございますが、県内で言いますと、丹波市のほうでは、市外の方に対してですが、丹波市立の農の学校というものがございまして、そちらを受講中、市内へ戸建てまたは集合住宅を借りて移り住まれる際に家賃補助をしておられる例があるというふうにお聞きしております。

北山智恵議員 新規就農者の定住を進めるには、空き家バンクでまず拠点を見つけて、地域計画で活用が未定となっている農地をマッチングすることは可能とのご答弁でした。福崎町で農業を始めたいと思った人は、まず農林振興課にご相談されると思いますので、丁寧な対応をお願いします。

これまでは農業経営基盤強化促進法の利用権設定により、比較的簡単に農地の貸し借りができたと聞きましたが、利用権設定による方法が廃止され、農地中間管理事業に変わりました。この場合、地域計画の目標地図に位置づけられた営農組織、認定農業者などの農地の受け手でないと貸し借りの手続きできません。

農地法第3条での申請だと、農業委員会での許可申請に住民票、登記簿謄本、地籍図、字限図などの添付書類も多く、個人での申請が難しいと聞きます。10年後の目標地図を示した地域計画は、28の自治会で策定され公表されていますが、策定の効果は現れていますか。

農林振興課長 この地域計画は、おおむね10年後の目標地図を策定しているものでございますので、今現在策定後1年の現時点で効果の判定は困難とは思いますが、地域の方の意識づけといった面では効果が現れているのではないかとというふうには考えております。

北山智恵議員 農地の受け手の追加など、実態に合った計画変更はされていますか。

農林振興課長 先ほど申しあげましたように、この地域計画は策定されてからおおむね1年が経過したわけでございますが、この地域計画につきましては、その変更については必要に応じて行っております。主な変更内容でございますが、耕作者の変更や、新たな担い手への変更などがあり、地域の実情に沿った変更を行っております。この変更内容につきましては町ホームページにも公表をさせていただいております。

北山智恵議員 農地中間管理機構は県知事の指定を受けて、農地の出し手と受け手との間に介在して、農地の貸し借りが円滑に進むよう調整する公的な機関とあるんですが、実際に機能していますか。機能しているなら、農地の中間管理機構への集約面積やマッチングの実績はどのくらいありますか。

農林振興課長 この農地中間管理機構では、農地の出し手と受け手、その双方と契約を結びまして、貸し借りをつなぐといった業務を行っております。ただ、この農用地の賃借に係る相談の対応や、農地所有者と担い手として位置づけられました就農者との賃借に向けた調整などは町のほうに委託されておりますので、この農地のマッチングにつきましても、実際には町が行うといったことになってございます。

なお、中間管理機構からは、先ほどの契約のほか、相談対応、また促進計画案の作成や資料の作成、農用地の利用の変更などへの対応についても町が委託を受けている内容になってございます。

令和7年2月末現在での、この農地中間管理機構への集積面積でございますが、約184ヘクタールで1,800筆弱となっております。

北山智恵議員 農地中間管理機構はひょうご農林機構の中の組織であり、県下の各市町の実態をどのようにして把握しているのか疑問に感じていましたが、就農者との賃借に向けた調整などは、町が委託を受けていると聞き、納得しました。担当者は事務処理が大変だと思いますが、町としての農地のマッチングの実績が分かれば教えてください。

農林振興課長 直接町として農地を紹介、マッチングさせていただきましたのは、約2ヘクタールの実績がございます。

北山智恵議員 ありがとうございます。広報ふくさきの3月号で各家庭に配布されたと思うんですけども、その中で、農業委員会だよりは、農業者の支援制度についてと題して、新規就農者向け、農業法人・認定農業者向け、規模拡大を図ろうとする農業者向けに支援制度のお知らせが掲載されていました。記述されているように、農業者支援制度は様々な立場の方がおられ、その内容ごとに様々な支援があると思われまので、全ての制度について記載することは困難だと思われまますが、そういったお知らせに触れることにより、少しでも多くの方が支援制度を活用することができ、町内の農業の活性化につながっていくことになると思うので、これからもこのような取組を継続していただければと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長 以上で、北山智恵議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本定例会3日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会4日目は、3月24日午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 4時38分